

2017 高知市立地適正化計画
2021 改訂版



2017 高知市 立地適正化計画 「2021 改訂版」

『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくり



第1章

立地適正化計画の概要

1. 背景.....P2
2. 立地適正化計画の見直し.....P2
3. 立地適正化計画の特徴・役割.....P3
 - 1)特徴と役割.....3
 - 2)立地適正化計画で定める事項.....3
 - 3)計画目標年次.....4
 - 4)計画の対象範囲.....5
 - 5)立地適正化計画と関連する他計画.....5
4. 高知市総合計画等における都市づくりの基本方針..... P7
 - 1)高知市強靱化計画.....7
 - 2)高知市総合計画.....8
 - 3)高知市都市計画マスタープラン.....9

第2章

高知市の現況

1. 本市における都市構造の評価.....P18
 - 1)都市構造を把握するための整理項目.....18
 - 2)本計画において活用するデータ.....18
2. 人口の動向(推移及び予測).....P19
 - 1)人口密度の推移及び予測.....19
 - 2)都市計画区域内における人口密度の分布状況.....25

3. 都市の動向.....P29

1)市域の変遷.....	29
2)都市計画区域の変遷.....	30
3)土地利用の現況.....	31
4)住宅の動向.....	32
5)商業の動向(商店数・従業員数・小売販売額の動向).....	32
6)面的整備事業の状況.....	33
7)都市機能施設の立地状況.....	35
8)公共交通ネットワークの状況.....	41
9)ハザードの状況.....	43
10)水防の被害想.....	47
11)都市災害に関する指定区域の状況.....	51
12)財政の状況.....	52
13)高知市全域を対象とする都市構造評価.....	54

第3章

高知市における立地適正化計画

1. 地域区分の考え方.....P60

2. 立地適正化計画策定の方向性.....P61

3. 誘導区域・施設の設定における考え方.....P62

4. 居住誘導区域.....P63

1)居住誘導区域設定の考え方.....	63
2)居住誘導区域の検討.....	64
3)居住誘導区域の範囲.....	67
4)災害イエローゾーン等の取扱い方針.....	68
5)居住誘導区域外における開発行為、建築行為の届出.....	71

5. 都市機能誘導区域.....P72

1)都市機能誘導区域設定の考え方.....	72
2)都市機能誘導区域の設定.....	72

6. 周辺エリアについて	P77
7. 都市機能誘導施設	P80
1) 都市機能誘導施設の考え方	80
2) 都市機能誘導施設の設定に向けた現状整理	81
3) 都市機能誘導施設	89
4) 各拠点の都市機能誘導施設	90
5) 都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為の届出	93
6) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に関する届出	94

第4章 防災指針

1. 基本的な考え方	P96
1) 防災対策とまちづくりとの連携の必要性	96
2) 都市の防災機能の確保に向けた基本的な考え方	96
2. 災害リスクの把握と対応の方向性	P99
1) 土砂災害ハザードエリア	99
2) 豪雨災害ハザードエリア	101
3) 地震災害ハザードエリア	102
3. 取組みの方針	P105
1) 土砂災害	105
2) 豪雨災害	105
3) 地震災害	106
4. 防災・減災対策に関する事業	P107
1) 土砂災害	107
2) 豪雨災害	107
3) 地震災害	107

第5章

計画の推進・進行管理

1. 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策 P110
 - 1) 誘導区域内の誘導施策 110
 2. 目標指標の設定 P114
 3. 計画の評価方法及び管理と見直し P116
- 用語の解説 P118

第1章
立地適正化計画
の概要

第1章 立地適正化計画の概要

1. 背景

日本の地方都市は、高度経済成長による経済活動の活発化に伴い、近年まで人口増加が続いてきました。その人口の増加や成長・拡大が前提となる中、将来の都市像がある程度予測可能な状態で土地利用規制やインフラの整備で都市をコントロールしてきました。しかし、宅地開発などが活発に行われた結果、市街地が大きく拡大し、郊外部での社会資本整備や生活利便施設の立地が進む一方で、中心市街地の人口減少など都市の空洞化という問題を引き起こしてきました。

今後は人口減少・少子高齢化が進んでいくことが見込まれ、中心市街地だけでなく、郊外部においても地域の空洞化が進行するとともに、利用者が減少しているバス交通などの公共交通サービス水準の低下や医療、福祉、商業、子育てなどの生活サービス水準の低下が懸念されます。加えて、社会資本の老朽化による更新負担増加や利用者減少などにより、現状の財政状況下において増大する負担に耐えられなくなることも想定されます。

こうした社会情勢の中、持続可能で安全・安心して暮らせる都市づくりを進めるためには、これまでの土地利用規制等で都市をコントロールするだけではなく、都市の住民・企業の活動等にこれまで以上に着目し、量ではなく質の向上を図るために都市を「マネジメント」という新たな視点をもって取り組んでいく必要があります。

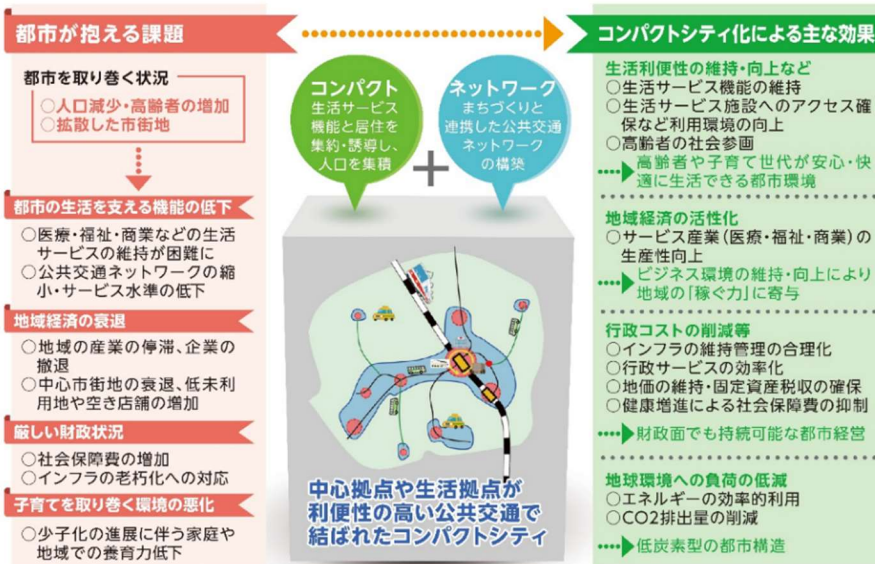
このような背景を踏まえ、都市再生特別措置法が2014(平成26)年に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、医療、福祉、商業、子育て施設や住居などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設などに容易にアクセスできるなど、交通体系も含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指すための計画です。

2. 立地適正化計画の見直し

上記の背景のもと、本市では2017(平成29)年に立地適正化計画を策定し、コンパクトなまちづくりの実現に取り組んでいました。しかし、策定後に市の上位計画・関連計画及び都市再生特別措置法が改正されたことに伴い、現在の都市計画情勢に合わせた計画とするため、見直しを行います。

■立地適正化計画のねらい



(参考:立地適正化計画の意義と役割(国土交通省))

3. 立地適正化計画の特徴・役割

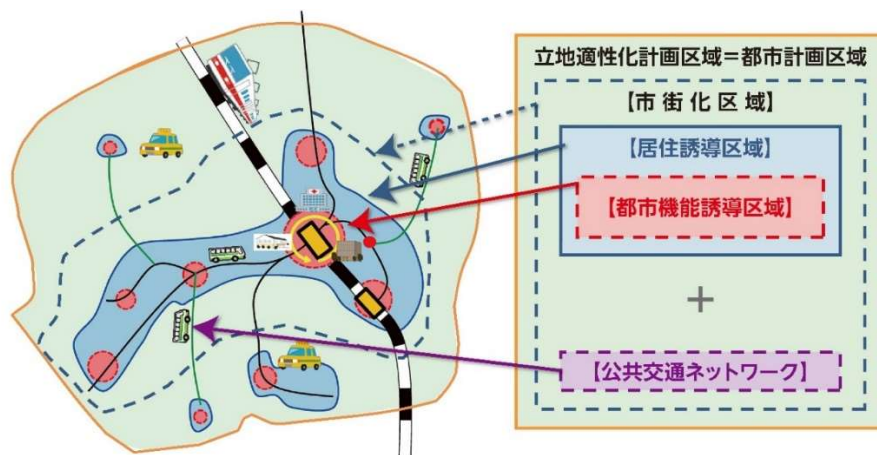
1) 特徴と役割

- 1 **都市全体を見渡したマスタープラン**
居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな機能を都市全体の観点から検討するもので、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられます。
- 2 **都市計画と公共交通の一体化**
公共交通ネットワークによる都市構造の骨格と居住や都市の生活を支える施設誘導を図る土地利用の誘導を一体的に捉え、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めます。
- 3 **都市計画と民間施設誘導の融合**
インフラ整備や土地利用規制など従来の制度に加え、民間施設の整備に対する立地を緩やかに誘導する仕組みを取り入れた誘導型の新しいまちづくりを進めます。
- 4 **市街地空洞化防止のための選択肢**
誘導区域の設定により居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールすることで、市街地への人口や都市サービスを誘引することができるなど、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用が可能です。
- 5 **時間軸をもったアクションプラン**
各誘導区域や都市機能誘導施設の見直しを通じて、概ね 20 年後の市民生活や経済活動を支える持続可能な都市の形成を目指した動的な計画です。
- 6 **まちづくりへの公的不動産の活用**
各分野における公的不動産の活用など、他計画とも連携した計画です。

2) 立地適正化計画で定める事項

- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・住宅及び都市機能誘導施設の立地の適性化を図る区域(居住誘導区域、都市機能誘導区域)
- ・都市機能誘導区域に誘導すべき施設(都市機能誘導施設)
- ・誘導施設等の整備に関する施策 等

■立地適正化計画のイメージ



(参考:立地適正化計画の意義と役割(国土交通省))

1 居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域をいいます。

2 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域をいいます。

3 都市機能誘導施設

都市機能誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導または維持すべき施設をいいます。施設としては、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいいます。

3) 計画目標年次

立地適正化計画の計画目標年次は、2017(平成 29)年から 2035(令和 17)年とします。

■本計画及び上位・関連計画の目標年次

	年次																									
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18				
高知市立地適正化計画 (平成29年策定)						●					●					●					●	▶				
							5年ごとに見直し																			
高知市強靱化計画 (平成27年策定)						●					●					●					●	▶				
							5年ごとに見直し																			
2011高知市 総合計画 (平成23年策定)	●	●				●	基本構想20年										●							●	▶	
	基本計画前期10年					基本計画後期10年																				
2014高知市都市計画 マスタープラン (平成26年策定)						●										●						▶				

【●】 見直し・検証年次

なお、社会経済状況の変化や上位計画、関連する計画の改定などに対応するため、2030(令和12)年に比較検証を行うほか、概ね5年毎に見直しを前提とします。

4) 計画の対象範囲

都市再生特別措置法第 81 条第1項の規定に基づき、計画の対象範囲は都市計画区域全体とします。



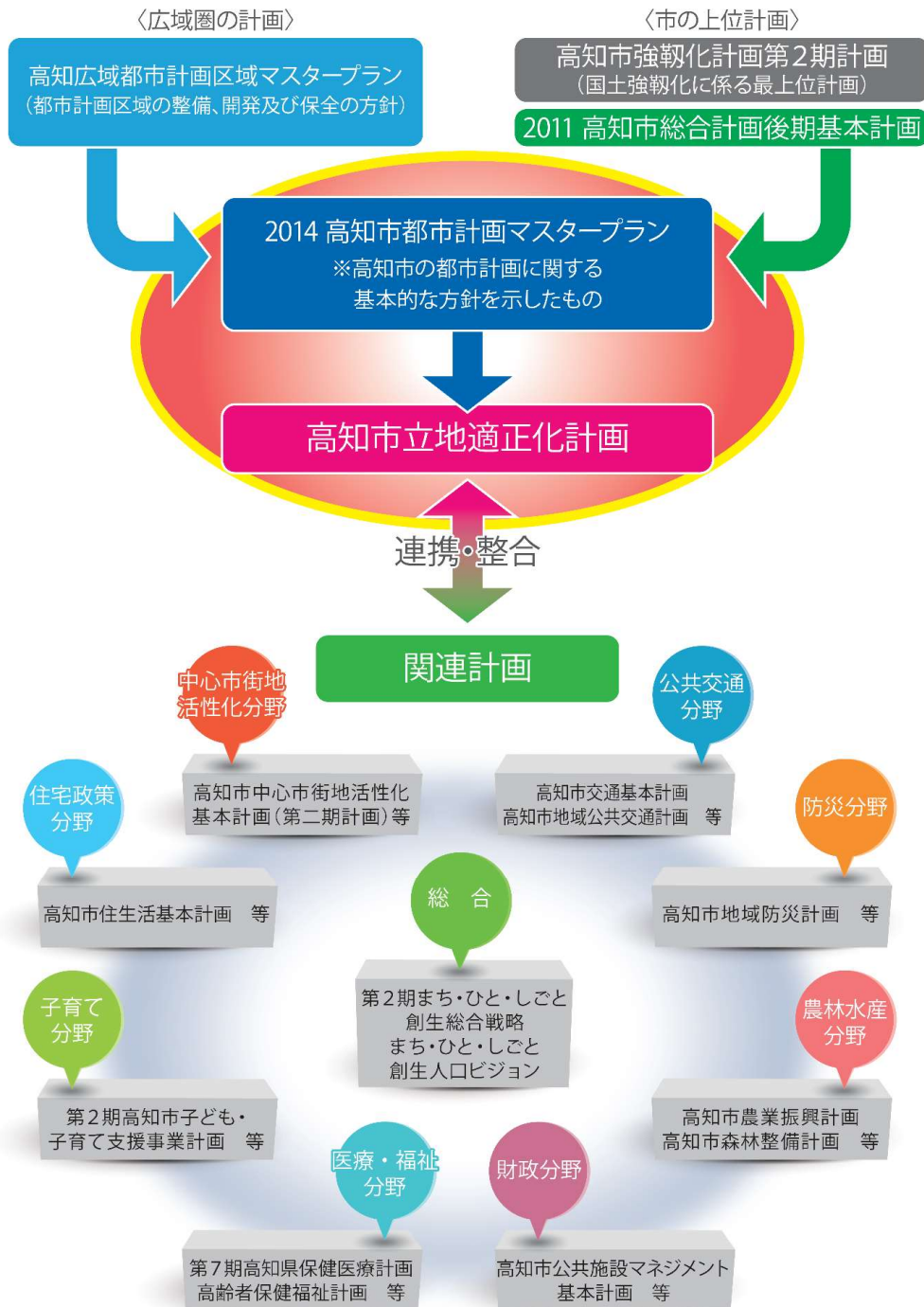
(参考:2014 高知市都市計画マスタープラン)

5) 立地適正化計画と関連する他計画

立地適正化計画は、居住や医療・福祉・商業、公共交通などのさまざまな都市機能と都市全体を見渡した都市計画マスタープランの高度化版としての位置づけを持つ計画です。

本計画は、上位計画である高知市総合計画や関連する高知市都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、各種関連計画との連携を図りながら作成します。

■ 計画の位置づけ



4. 高知市総合計画等における都市づくりの基本方針

1) 高知市強靱化計画

① 計画の枠組み

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、今後30年以内の発生確率が70～80%程度といわれる南海トラフ地震や、これまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっています。

大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域・経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興が可能となる「強靱な高知市」の構築に向けて、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的としています。

② 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進しています。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

③ 事前に備えるべき目標

想定する大規模自然災害に対して、国の基本計画における目標との調和を図り、以下の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定しています。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

2) 高知市総合計画

1 計画の枠組み

2011(平成23)年に策定された高知市総合計画は、地域社会の人々が将来に向けて夢と希望を持てる地域の将来ビジョンを示すとともに、それらビジョンに至る道筋を明らかにし、その実現のために必要な手段や施策を体系的に示しています。土地利用に関しては、コンパクトで持続可能な集約型都市構造の構築を目指すとしています。

■計画期間■

基本構想:2011(平成23)年～2030(令和12)年
後期基本計画:2021(令和3)年～2030(令和12)年

2 高知市の目指すべき方向性とまちづくりの理念

理念	内容
①自然と人の共生	都市化の進展とともに希薄となった自然と人の関係を見直し、地球規模に広がる環境問題に対して、解決の方策となる共生の精神を持って地域から率先して実践します。
②人と人の共生	人と人のつながりの中で子どもから高齢者まで市民全員が幸せを実感し、安心して暮らせる地域社会を創造します。
③自然と人と まちの共生	自然や歴史に根ざした地域の産業と文化の価値を見直し、自然との共生を基本としながら都市と産業のあり方を再構築することによって、自然と人とまちが調和し、自立した持続可能な都市を築き上げていきます。

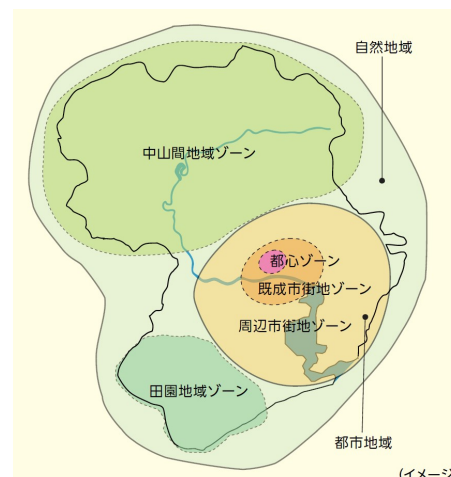
3 将来の都市像

森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知

4 土地利用の基本方針

- 今後の人口減少と高齢化の進行を見据えて、既存の公共施設を有効活用するとともに、市街地の外延的拡大を抑制するなど、公共投資を効果的・効率的に行う集約型の都市構造とします。
- 自然環境の保全、公共交通の利便性の向上や利用促進などに取り組むことによって低炭素社会の実現を目指すとともに、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めます。
- 都市地域と自然地域に大別し、各地域の活力の向上を目指した土地利用を図ります。

■ゾーニング図



5 交通の基本方針

利便性の高い快適な交通環境の実現に向けて、広域交通ネットワークの強化と都市内交通の円滑化に取り組むとともに、市民の日常生活における移動手段を維持・確保するため、公共交通の利用を促進しながら、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を目指します。

6 防災の基本方針

大規模災害が発生したときに人命の保護が最大限図られるように、防災対策と施設整備が行われたまちづくりを目指します。

3) 高知市都市計画マスタープラン(2021 改訂版)

1 計画の枠組み

2014(平成 26)年度に改定された高知市都市計画マスタープランは、長期的、総合的な視点から都市としての将来イメージと、その実現に向けての道筋を明らかにするとともに、本市の都市計画に関する基本的な方針を示しています。

計画目標年次:2030(令和 12)年

2 基本理念

本市の都市づくりは、城下町の歴史・文化や地域の個性を継承するとともに温暖な気候と豊富な降水量など自然の恵みを活かし、都市と自然のバランスのとれた、活力のあるコンパクトな都市を形成しています。

今後の都市づくりにおいては、2011 高知市総合計画で示された「森・里・海と人の環自由と創造の共生都市 高知」を将来の都市像とし、時代時代の都市課題に対応し、いつでも市民が安全・安心で暮らしやすい都市の形成や新たな産業基盤の創出を図るとともに、多様な交流と連携などにより地域をリードする県都の発展に取り組んでいきます。

また、南海トラフ地震が予測されるなか、東日本大震災の教訓や課題に学び都市の防災力を一層高めるとともに、これまで構築してきた都市基盤は、適正な維持・管理を行い、後世に引き継ぎ、現在の都市の強みや特色を最大限活かす都市づくりを進めていきます。

現在、世界を取り巻く環境は大きな変革期にあり、個人の生活や産業構造、雇用などを含めて社会のあり方が大きく変わろうとしています。高度な先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会(Society 5.0)の実現、「経済」「社会」「環境」の統合的向上が実現された未来を目指すSDGs(持続可能な開発目標)の推進、さらに人々の働き方やコミュニケーション等に対する見方が変化し、東京一極集中であった人の流れが地方へと分散する傾向がみられる等、都市の在り方に対する変化に対応していくことが求められています。

このような、本市の都市課題や社会情勢の変化を柔軟に捉え、市民が多様な生活や幸せを追求できる社会の実現を目指すため、本市の都市計画の基本理念を次のように定めます。

■ 都市計画の基本理念

都市計画の基本理念

安全・にぎわい・コンパクト・共生・風情・環境

■ **SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略)**とは
 2015(平成 27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年までの国際目標です。
 持続可能な社会実現のため、産業やエネルギー、福祉、教育、平和などそれぞれの分野で達成すべき 17 の目標を掲出、経済・社会・環境に関わる諸課題の解決に統合的に取り組むことで、持続可能な発展をもたらし、誰一人取り残さない社会を推進しています。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本は、豊かで活力のある「誰一人取り残さない社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた『人間の安全保障』の理念に基づき、世界の『国づくり』と『人づくり』に貢献、SDGsの力強い担い手たる日本』の姿を国際社会に示す。 ■ 『SDGsアクションプラン2020』では、改定されたSDGs実施指針の下、今後の10年を2030年の目標達成に向けた『行動の10年』とすべく、2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込んだ。 ■ 国内実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする『日本のSDGsモデル』の展開を加速化していく。 		
<p>I. ビジネスとイノベーション ~SDGsと連動する『Society5.0』の推進~</p> <p>ビジネス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業経営へのSDGsの取り込み及びESG投資を後押し。 ▶ 「Connected Industries」の推進。 ▶ 中小企業のSDGs取組強化のための関係団体・地域、金融機関との連携を強化。 <p>科学技術イノベーション (STI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ STI for SDGsロードマップ策定と、各国のロードマップ策定支援。 ▶ STI for SDGsプラットフォームの構築。 ▶ 研究開発成果の社会実装化促進。 ▶ バイオ戦略の推進による持続可能な循環型社会の実現 (バイオエコノミー)。 ▶ スマート農林水産業の推進。 ▶ 『Society5.0』を支えるICT分野の研究開発、AI、ビッグデータの活用。 	<p>II. SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり</p> <p>地方創生の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ SDGs未来都市、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを通じた民間参画の促進、地方創生SDGs国際フォーラムを通じた普及展開。 ▶ 「地方創生SDGs金融」を通じた「自律的好循環」の形成に向け、SDGsに取り組む地域事業者等の登録・認証制度等を推進。 <p>強靱なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 防災・減災、国土強靱化の推進、エネルギーインフラ強化やグリーンインフラの推進。 ▶ 質の高いインフラの推進。 <p>循環共生型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた持続可能性の配慮 ▶ 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実現に向けた海洋プラスチックごみ対策の推進。 ▶ 地域循環共生圏づくりの促進。 ▶ 「パリ協定長期成長戦略」に基づく施策の実施。 	<p>III. SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント</p> <p>次世代・女性のエンパワーメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 働き方改革の着実な実施。 ▶ あらゆる分野における女性の活躍推進 ▶ ダイバーシティ・バリアフリーの推進 ▶ 「次世代のSDGs推進プラットフォーム」の内外での活動を支援。 <p>『人づくり』の中核としての保健、教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 東京オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツSDGsの推進。 ▶ 新学習指導要領を踏まえた持続可能な開発のための教育(ESD)の推進。 ▶ ユニバーサルヘルズ・カレッジ(UHC)の推進 ▶ 東京食糧サミット2020の開催、食育の推進。

(資料:外務省資料)

17 の目標のうち、「都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能とする」という目標11「住み続けられるまちづくりを」が設定されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



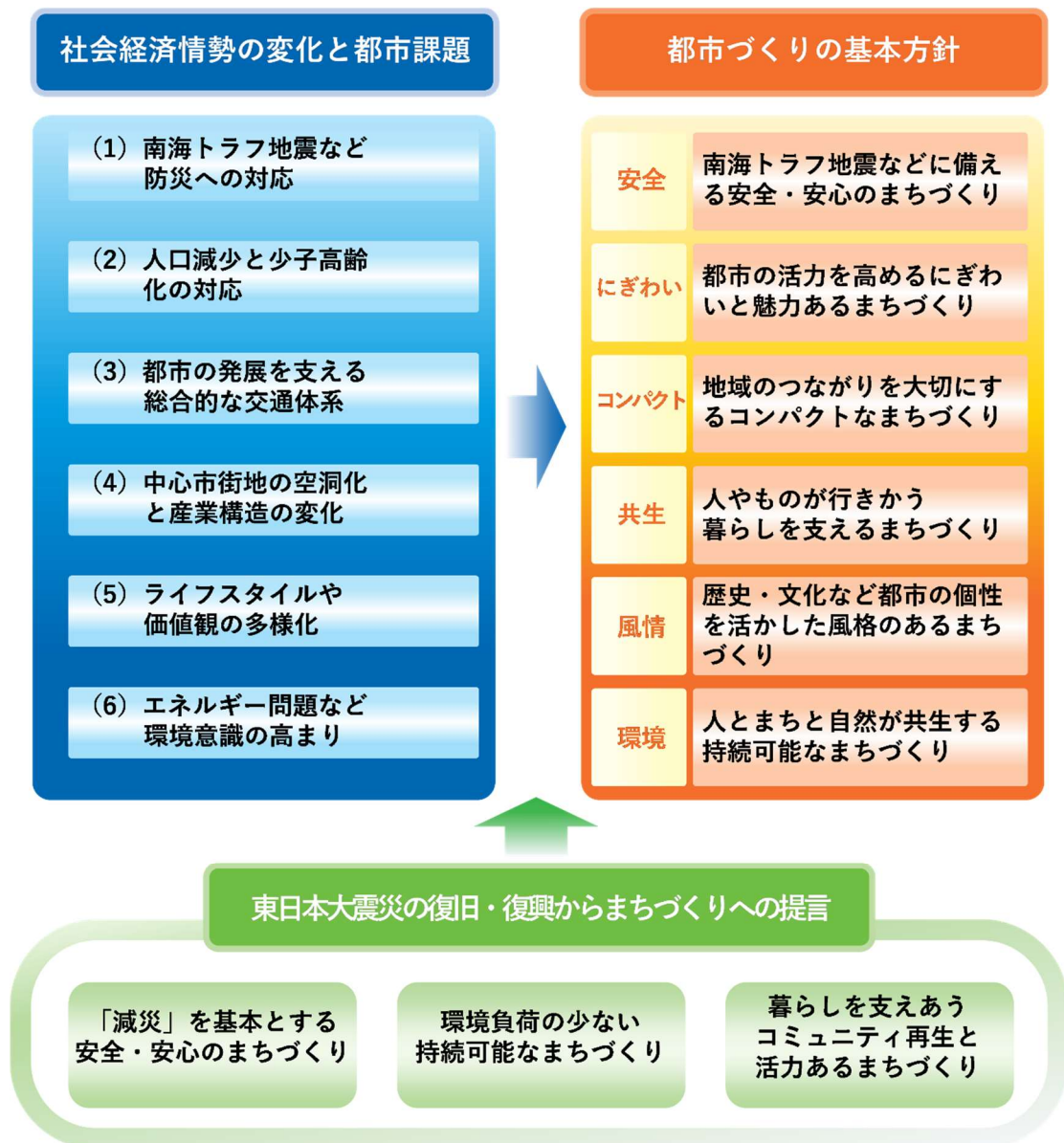
(資料:国際連合広報センターHP)

3 都市計画マスタープランの方針

高知市が中核都市として県域をリードしていくためには、都市づくりの基本理念で示したまちづくりの考え方を根幹として、都市づくりのビジョンの実現に向け取り組んでいきます。

そのためには、都市課題に対応する都市づくりの基本方針を示し、実効性と推進力を伴った施策を展開していかなければなりません。そこで、これまでの都市の分析や東日本大震災の復旧・復興からまちづくりへの提言を踏まえ、6つの方針を掲げ、都市計画の部門別施策を進めていきます。

さらに、都市づくりの基本方針ごとにSDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールと密接に関連するゴールを示すことにより、SDGsの達成に貢献するとともに持続可能な都市を目指します。



4 将来都市構造

持続可能な集約型都市構造

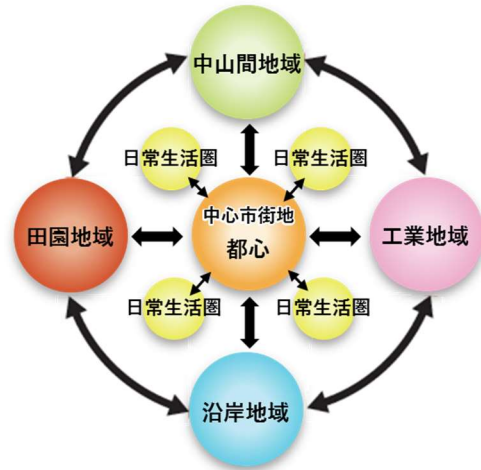
- 将来目指す都市構造としては、都市部には、人口規模・構成に見合った効率的な都市基盤の整備や機能集積を行うとともに、都市周辺においては地域の特性や課題に応じた生活環境や交通の利便性の改善を進めるなど「持続可能な集約型都市構造」とします。

- 中心市街地ににぎわいを取り戻すため、まちなか居住を促進するとともに、都市機能を集積することによって子育て世代や高齢者の暮らしの利便性、防犯性の向上など暮らしやすさや安全性の向上を目指します。

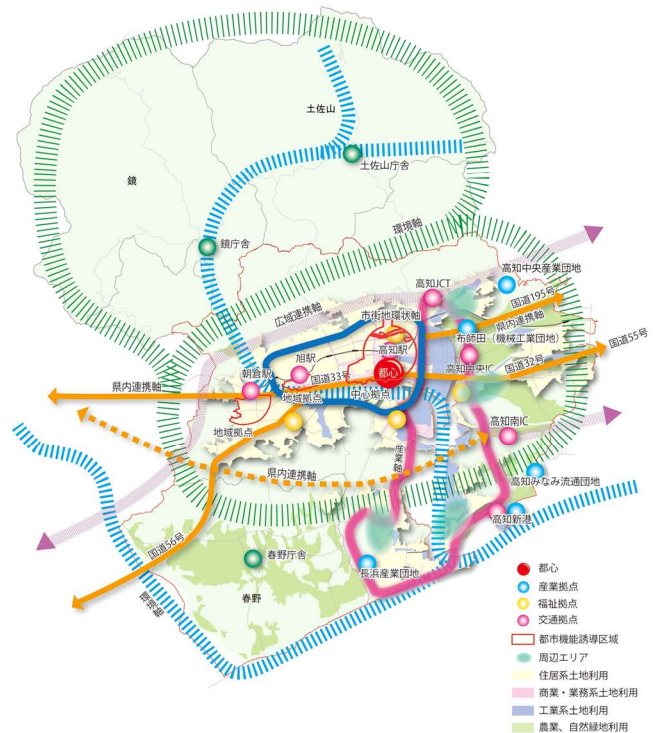
- 都市地域及び自然地域において日常生活圏を形成し、都心と日常生活圏が環境の負荷の少ない公共交通を交通軸として連携することにより都市経営の効率化に取り組むとともに、市域の約56%を占める森林や農用地等の自然環境の保全に努め、一次産業の推進に努めます。

- 南海トラフ地震、水災害など災害に対しては、市民の命を守ることを最優先課題として、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持つ「強靱な高知市」の構築に取り組みます。また、現在の都市基盤を基本とし、市街地の外延的拡大を抑制することによって効率的な都市運営を行うとともに、企業や事業者においては災害リスクから回避のための視点も考慮した土地利用制度を検討することにより、持続可能な都市構造を目指します。

■「持続可能な集約型都市構造」のイメージ



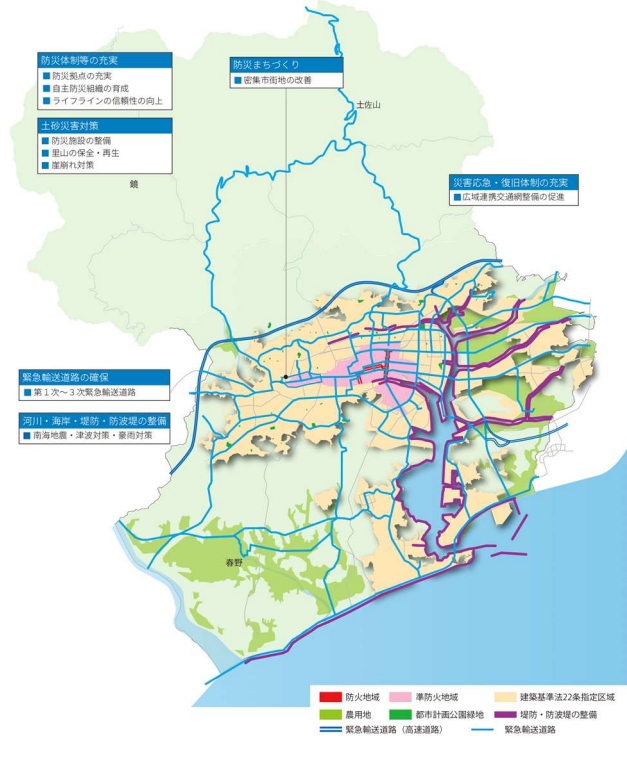
■将来都市構造図



5 都市防災の方針

- 地震・津波災害、台風災害、豪雨災害、土砂災害などに対する安全・安心なまちづくりを目指し、「高知市強靱化計画」「高知市地域防災計画」等により、地域ごとの特性に応じた災害対策を推進します。
- 南海トラフ地震対策として、比較的発生頻度の高い地震や津波には、建物の耐震化とともに、防潮堤や防波堤などの耐震補強や液状化対策により被害の最小化に努めます。最大クラスの地震・津波被害に対しては、「命を守る」ことを最優先として、被害の最小化と早期の復旧につながる「減災」の視点から、防災基盤の整備、災害応急・復旧体制の充実、地域防災力向上のための防災教育など、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な災害対応力の強化を「高知市南海トラフ地震防災対策推進計画」等により取り組みます

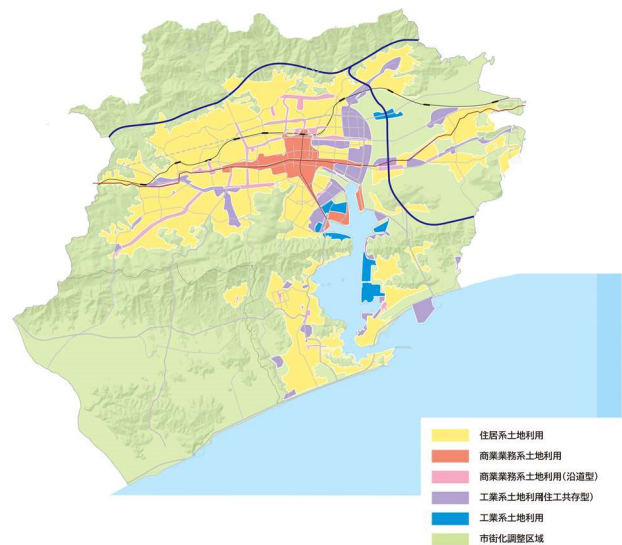
■都市防災の方針図



6 土地利用方針

- 人口減少や少子高齢化の進展を見据えて、今後も現在の都市構造を堅持しながら、市街地の外延的拡大の抑制、既成市街地の土地の有効活用など公共投資を効果的に・効率的に行うことにより「持続可能な集約型都市構造」を目指します。
- 市域を構成するそれぞれの地域がその特性を活かしながら、地域の拠点性を強化しつつ、都市部と周辺部が連携する中でバランスのとれた土地利用を図ります。
- 南海トラフ地震では地震・津波被害や液状化、地盤沈下による長期間の浸水が予測され、また、大型台風や集中豪雨等による水災害も懸念されており、新たな土地利用については災害リスクをあらかじめ示すとともに、災害リスクからの回避の視点も考慮して、適切な土地利用を図っていきます。

■土地利用方針図



■都市計画マスタープランにおける各ゾーンの土地利用方針

地域	ゾーニング	区分	方針
都市地域	都心ゾーン	住居系	・市街地開発事業の導入などにより土地の高度利用や有効利用を促進し、住宅機能と医療・福祉・商業機能などが一体となった、生活利便性の高い魅力ある居住環境を形成し、幅広い世代の居住を促進します。
		商業・業務系	・県都の広域拠点であるとともに、本市の中心的な商業・業務地であることから、城下町の景観に配慮しつつ、土地の有効利用・高度利用を進め、既存機能の更新やさらなる商業・業務機能の集積・誘導を促進します。また、都市緑化の推進や観光との連携により、集客交流機能の強化によるにぎわいの再生を図ります。
	既成市街地ゾーン	住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な利便施設などの集積や低未利用地の有効活用などを促進し、良好な住環境の形成を図り、人口の定着や集積を進めます。 ・防災上危険な密集住宅地については、土地区画整理事業などにより都市基盤の整備を推進し、安全で快適な住環境の創出に努めます。 ・多様な機能を有する都市農地については、生産緑地地区の指定等により、有効的な活用及び適正な保全を図ります。
		商業・業務系	・地域生活に対応した商業・業務圏の拠点として、商業・業務機能の集積と拡大強化を図るため都市機能の更新・活性化を図り、利便性の向上に努めます。
		工業系	・住宅や工場など用途が混在しているなかで、良好な住環境が保全されている地区については、職住近接地として利便性の維持・向上に努めます。
	周辺市街地ゾーン	住居系	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏に必要な利便施設の集積などにより、居住環境の維持に努めます。 ・農業集落地域や市街地近郊の自然環境に恵まれた地区では、地区計画を活用し、環境に配慮したゆとりのある住環境の形成を図ります。 ・地震・津波災害や山崩れが予想される地区については、ハザードマップ等によりあらかじめ災害リスクの情報を周知します。 ・多様な機能を有する都市農地については、生産緑地地区の指定等により、有効的な活用及び適正な保全を図ります。
		商業・業務系	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な利便施設の集積などにより、日常生活圏の維持に努めます。 ・物流や交流の拠点となり安全・安心が確保できる幹線道路の沿道においては、広域的な産業振興につながる施設の立地について検討します。 ・既存の流通業務団地や弘化台、高知新港などの産業拠点については、陸・海・空の交通ネットワークを有効に活用しながら、流通機能の強化を図ります。
		工業系	<ul style="list-style-type: none"> ・工業集積の高い地区では工業生産基盤の整備を推進するとともに、陸・海・空の交通ネットワークを有効活用することで、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化などの機能強化を図ります。 ・今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地等を活用するほか、安全な事業活動の確保の観点から、地区計画制度による新たな工業団地の形成を促進します。
	自然地域	中山間地域ゾーン 田園地域ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏の活力を維持するため、施設の集積を図ります。 ・市街地の無秩序な拡大を抑制し、中・長期的な見通しに基づき農地や森林の保全を進めます。 ・自然環境の維持・保全に努めるとともに、人と自然のふれあい・憩いの場として農地や森林の活用を図ります。

※P.8「ゾーニング図」参照

7 交通体系の方針

- 本市の都市活動を支える都市構造の骨格を成す交通網を基本としながら、高齢化社会に対応した集約型の都市構造への誘導を図るため、交通結節点の機能強化や公共交通の利便性の向上に努め、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。
- 四国8の字ネットワークのミッシングリンクの解消とともに、陸・海・空の交通網との連携を進めることで、産業振興、地域間連携による経済発展及び災害時の緊急輸送道路として広域連携を可能とする交通体系を構築します。
- 交通体系の構築については、「高知市交通基本計画」、「高知市地域公共交通計画」と連携を図りながら進めていきます。
- 「高知都市圏の交通計画マスタープラン」に基づき、道路交通網の再編や長期未着手の都市計画道路については必要性を整理し路線の見直しを検討します。
- 持続可能な道路整備に向けて、橋梁の長寿命化計画や舗装の維持管理計画を策定し、計画的な維持管理に努めます。
- 地域の均衡ある発展を目指し、道路整備を進めます。

■交通体系方針図



8 市街地整備の方針

- 安全で安心して暮らせる都市空間の形成のため、それぞれの地区の特性を活かした質の高い市街地の再構築や、計画的な市街地整備を推進します。このため、県都にふさわしい拠点性の確保や利便性の向上、土地の高度利用と高次都市機能の集積、環境と共生するまちづくりなどを計画的に進めます。
- 高齢者等がいきいきと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進や、若者が集う「知の拠点」活用により、さまざまな人々が交流するにぎわいのあるまちづくりを進めます。

■市街地整備方針図



第2章

高知市の現況

第2章 高知市の現況

1. 本市における都市構造の評価

1) 都市構造を把握するための整理項目

本市の都市構造上の課題を把握するにあたり、立地適正化計画作成の手引き(国土交通省作成)を参考に、本計画では以下の項目について整理を行います。

①人口	高知市における人口及び人口密度の推移、将来人口の予測、就業者人口、DID 地区(人口集中地区)における人口密度の推移、類似都市との人口密度及び DID 地区密度比較、人口密度の分布
②土地利用	市域及び都市計画区域の変遷、用途地域、土地利用の現況、住宅・商業の動向、土地区画整理事業、地区計画
③都市機能	公共施設、子育て支援施設、教育施設、医療施設、福祉施設、商店街・大規模小売店舗の立地状況
④都市交通	公共交通網及び公共交通サービスの現状、利用状況
⑤災害	土砂災害危険区域、河川浸水、津波浸水エリア、都市災害に関する指定区域
⑥財政	歳入・歳出、医療費、公共施設維持管理費
⑦都市構造	都市構造の評価に関するハンドブックの指標

2) 本計画において活用するデータ

○各種人口の状況を把握するにあたり、以下のデータをベースとします。

・国勢調査	1990(平成2)年から2015(平成27)年
・高知県人口推計	2018(平成30)年
・高知市住民基本台帳	2016(平成28)年から2020(令和2)年

※高知県人口推計及び高知市住民基本台帳は令和2年7月まで

○その他数値データについては、上位・関連計画の内容や国・県・市の各種調査データを用いて整理を行います。

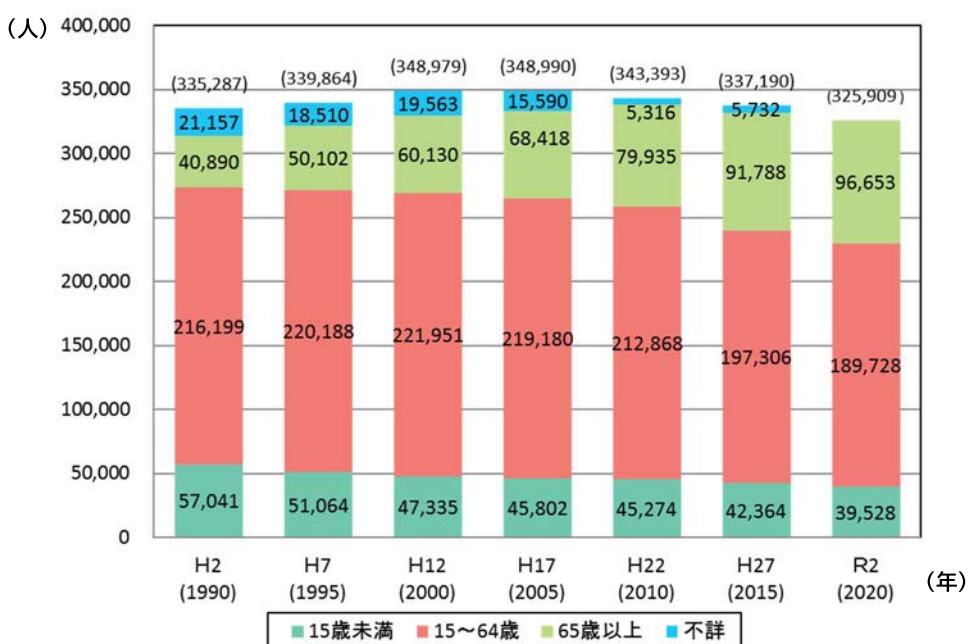
2. 人口の動向（推移及び予測）

1) 人口密度の推移及び予測

(1) 人口及び人口密度の推移

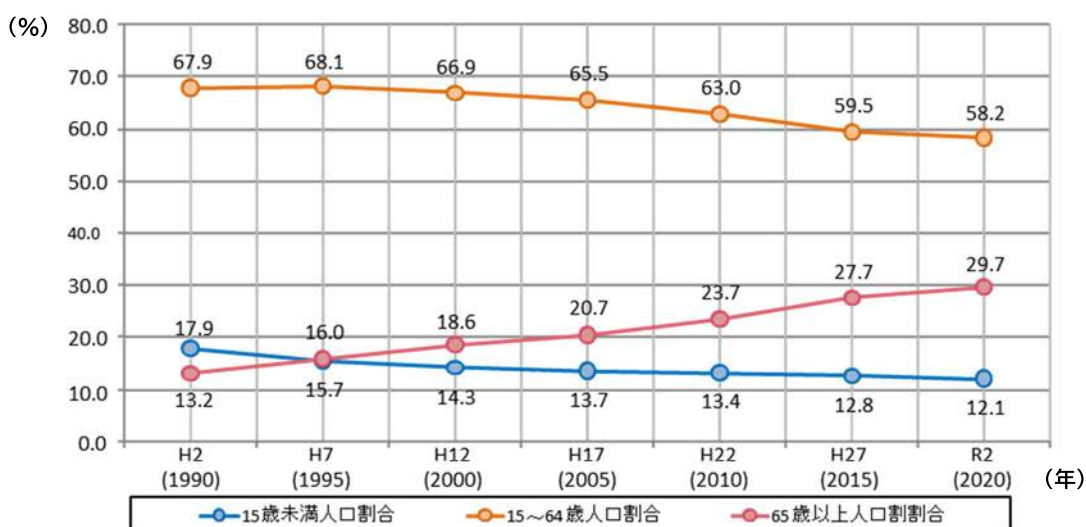
- 本市の総人口は、2005(平成17)年まで増加傾向にありましたが、それ以降は減少しており、2020(令和2)年においては約32.6万人となっています。
- 年齢3区分別人口の割合をみると、2020(令和2)年現在で、0～14歳が12.1%、15～64歳が58.2%、65歳以上が29.7%となっており、年々高齢化率の上昇、若年層の減少が進んでいます。

■3階級別人口の推移



(出典：H2～H27は国勢調査、R2年は住民基本台帳)

■3階級別人口割合の推移



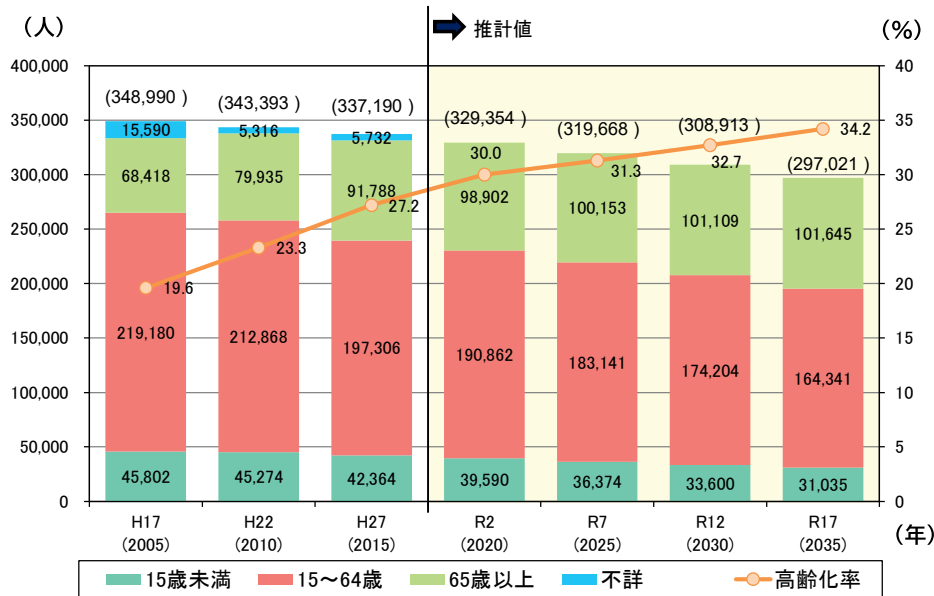
※令和2年は7月1日現在

(出典：H2～H27は国勢調査、R2年は住民基本台帳)

（2）将来人口の予測

- 高知市の総人口は、少子化の進行や、転出者が転入者を上回る社会移動により、今後、人口が減少することが見込まれています。
- 国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、本市の人口は、2030(令和12)年には2015(平成27)年の337,190人から約30万人まで、急速に減少すると予想されています。

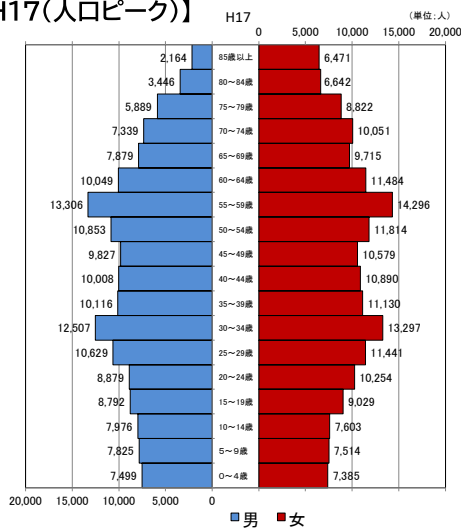
■ 年齢別将来人口・高齢化率の推移(H30時点)



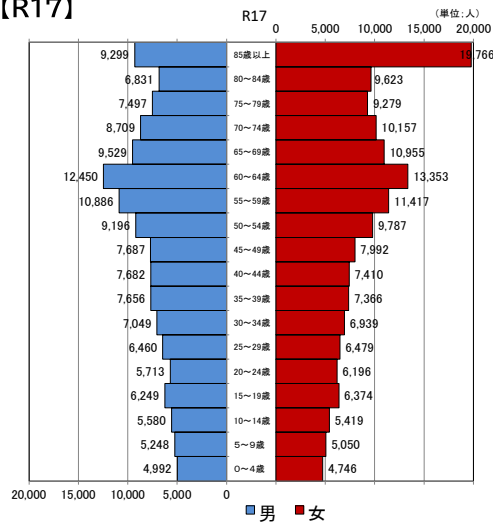
(出典:実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

■ 男女別・年齢別将来人口の推移

【H17(人口ピーク)】



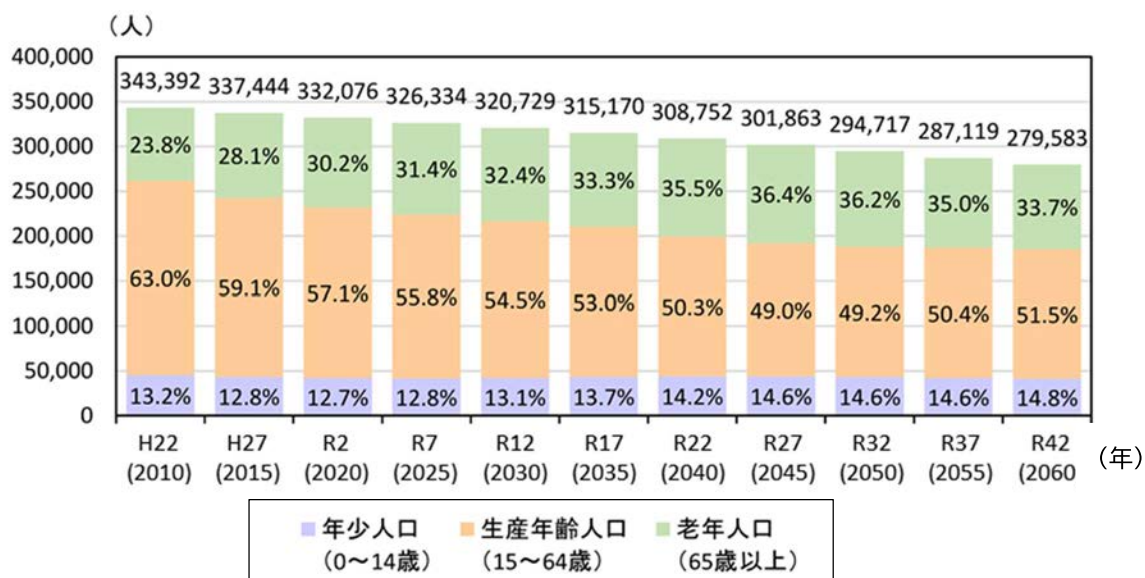
【R17】



(出典:H17 は住民基本台帳、R17 は国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

- 高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、産業振興や新たな人の流れの創出、少子化対策といった地方創生の推進により、2060(令和 42)年の目標人口を 28 万人に定め、人口減少の克服に取り組むこととしています。

■高知市総合計画による高知市の将来人口推計



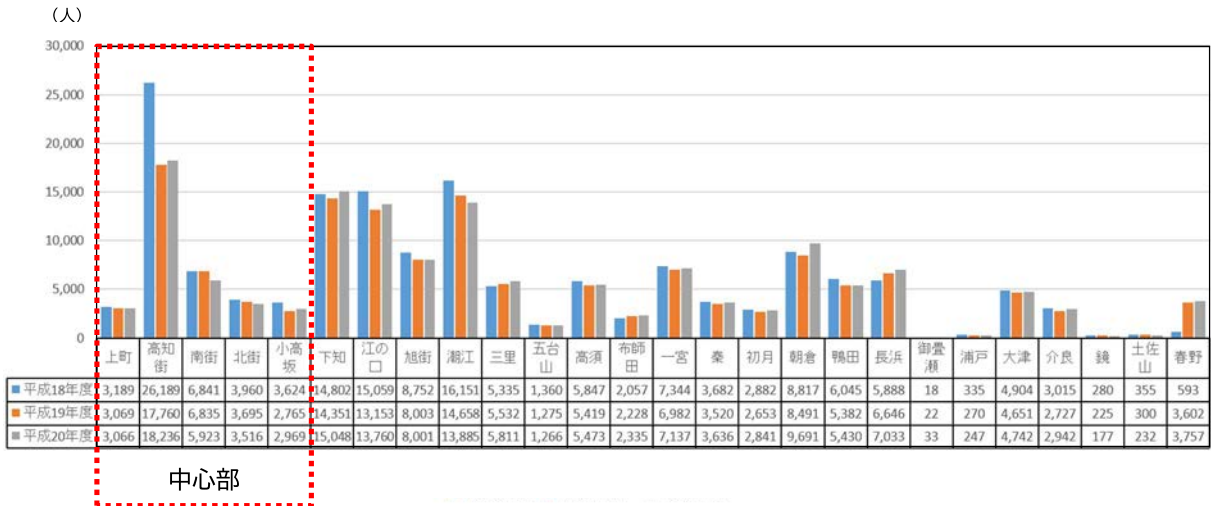
(資料:H22(2010)年は、国勢調査)

(資料:H27(2015)年以降は、高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン)

(3) 従業者人口

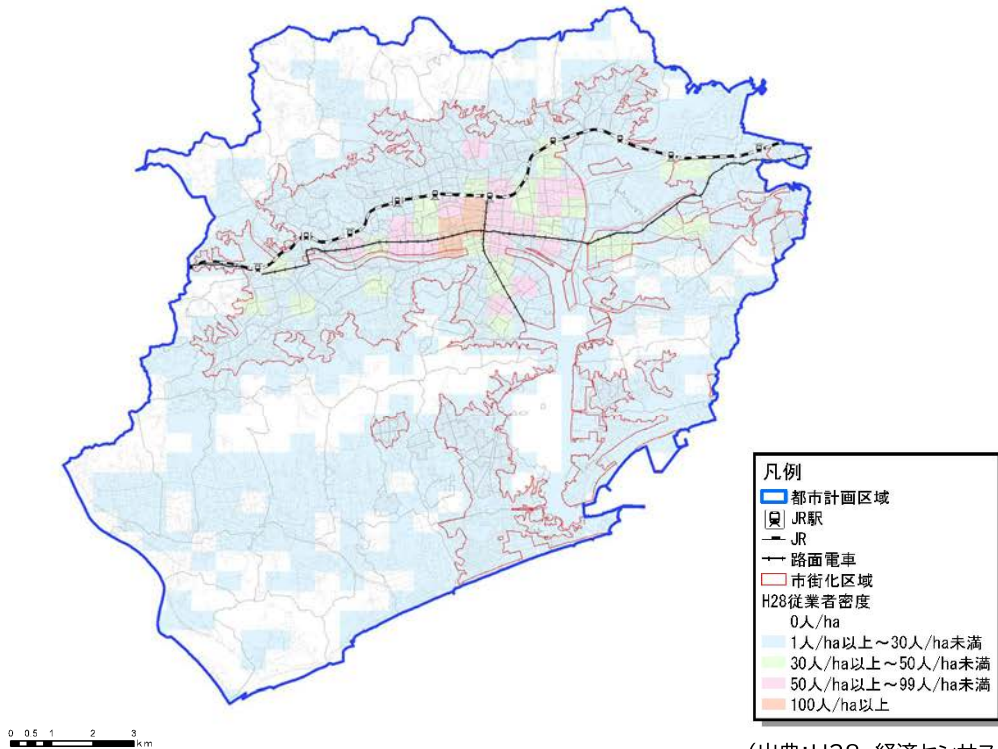
- 地区別従業者数は、中心部及び中心部周辺に多く分布していますが、2006(平成18)年と2016(平成28)年を比較すると、中心部において従業者数が大きく減少し、特に高知街では過去9年間で約3割減少しています。
- 就業者密度の分布をみると、中心部に集積度が高くなっています。

■ 地区別従業者数の推移



(出典: H18 事業所・企業統計調査、H24、H28 経済センサス)

■ 就業者密度

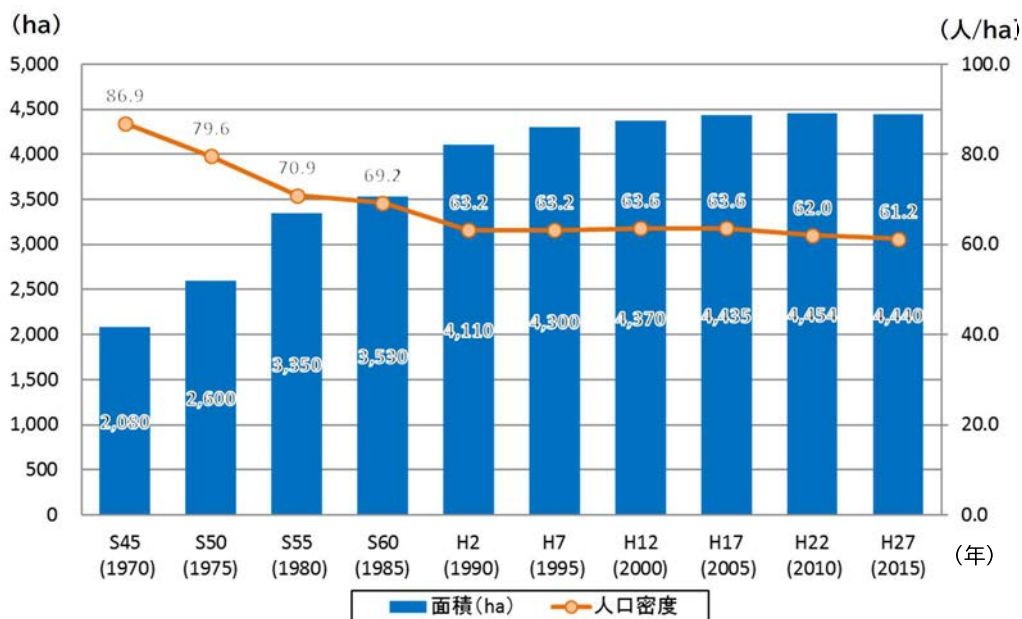


(出典: H28 経済センサス)

(4) DID 地区における人口密度の推移

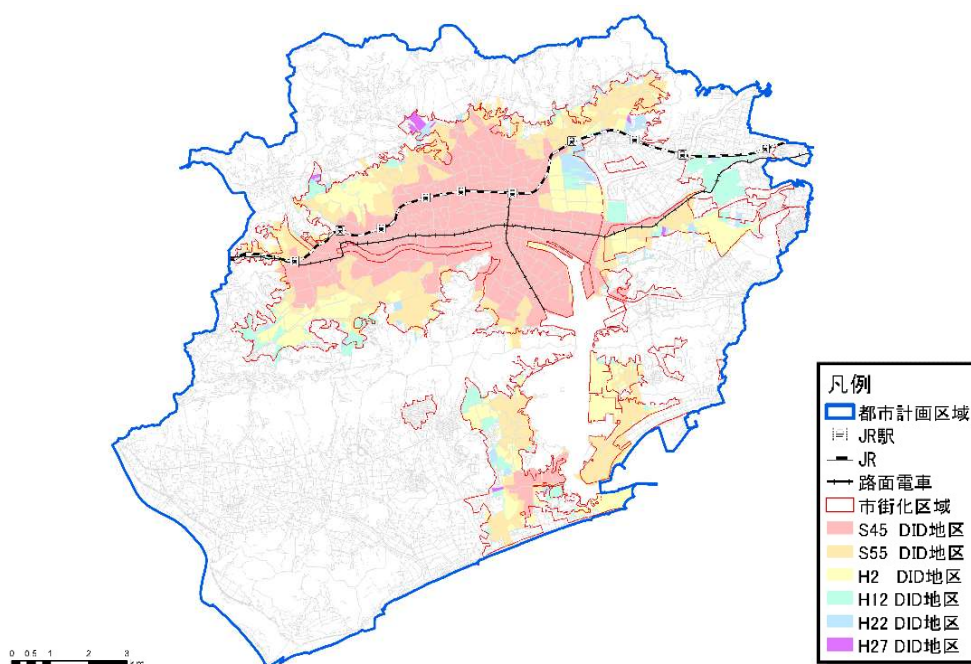
- 人口密度では、1990(平成2)年から 2015(平成 27)年まで横ばい傾向にあり、2015(平成 27)年においては 61.2 人/ha となっています。
- DID 地区の面積は、1970(昭和 45)年から 1990(平成2)年にかけて拡大し、1990(平成2)年以降は微増しており、2015(平成 27)年における DID 地区の面積は 4,440ha となっています。

■DID 地区の面積と人口密度の推移



(出典:国勢調査)

■高知市における DID 地区の推移



(参考:国土地理情報ダウンロードサービス『DID 人口集中地区(S45～H27)』)

（5）類似都市との比較

- 本市と同規模の人口 25～35 万人の都市を抽出し、市街化区域の人口密度の高い順に並べると本市は三大都市圏並みの人口密度であることが分かります。
- 市街化区域の面積が同程度の都市（青色箇所）である盛岡市、青森市、福島市、前橋市と比較しても本市の人口密度は非常に高くなっています。
- 2035（令和 17）年における将来人口密度は1ha 当たり 45 人と推定され、人口密度の減少が顕著に現れると予想されます。

■他都市との比較(25 万～35 万人都市)

都道府県	市区町村名	行政面積 (ha)	H27年 国調人口 (千人)	市街化区域 面積 (ha)	市街化区域 /行政面積 (%)	H27国調 市街化区域 人口 (千人)	市街化区域 人口/総人口 (%)	市街化区域 人口密度 (人/ha)	2035(R17) 市街化区域 将来人口密度 (人/ha)
埼玉県	所沢市	7,211	340	2,796	39	291.3	86	104	
沖縄県	那覇市	3,957	323	3,241	82	320.7	99	99	
埼玉県	越谷市	6,024	337	2,872	48	274.7	81	96	
東京都	府中市	2,943	260	2,725	93	259.5	100	95	
大阪府	八尾市	4,172	269	2,749	66	260.0	97	95	
大阪府	茨木市	7,649	280	3,398	44	269.7	96	79	
神奈川県	平塚市	6,782	258	3,152	46	236.0	91	75	
兵庫県	明石市	4,942	293	3,889	79	285.2	97	73	
高知県	高知市	30,899	337	5,072	16	305.4	91	60	45
愛知県	春日井市	9,278	307	4,709	51	266.7	87	57	
福岡県	久留米市	22,996	305	3,635	16	201.4	66	55	
兵庫県	加古川市	13,848	267	4,016	29	217.2	81	54	
徳島県	徳島市	19,125	259	3,905	20	201.0	78	51	
滋賀県	大津市	46,451	341	5,936	13	301.0	88	51	
岩手県	盛岡市	88,647	298	5,264	6	258.3	87	49	
青森県	青森市	82,461	288	5,011	6	243.6	85	49	
茨城県	水戸市	21,732	271	4,251	20	196.7	73	46	
山形県	山形市	3,813	254	4,093	107	183.6	72	45	
長崎県	佐世保市	42,606	255	4,464	10	199.7	78	45	
福井県	福井市	53,641	266	4,685	9	206.1	78	44	
北海道	函館市	67,786	266	4,787	7	204.6	77	43	
福島県	福島市	76,772	294	5,043	7	214.1	73	42	
北海道	旭川市	74,766	340	7,957	11	334.3	98	42	
群馬県	前橋市	31,159	336	4,941	16	202.1	60	41	
福島県	郡山市	7,572	335	6,886	91	267.6	80	39	
山口県	下関市	71,589	269	5,683	8	216.6	81	38	
三重県	津市	71,111	280	4,625	7	173.0	62	37	
秋田県	秋田市	90,609	316	7,602	8	280.8	89	37	
三重県	四日市市	20,644	311	7,506	36	275.8	89	37	
新潟県	長岡市	89,106	275	4,780	5	173.9	63	36	
千葉県	市原市	36,817	275	6,131	17	210.4	77	34	

※ : 三大都市圏

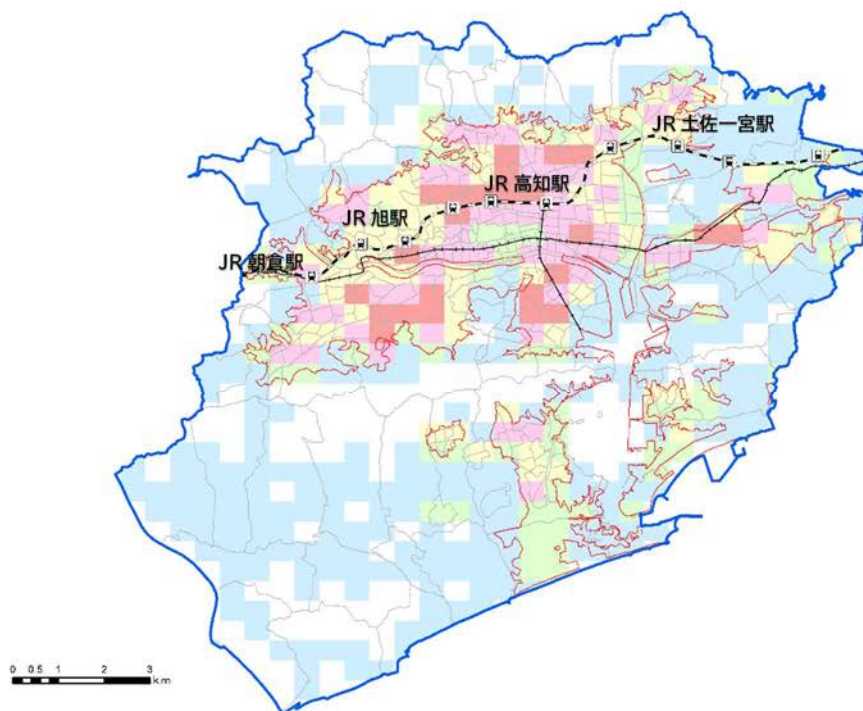
（出典：行政面積及び市街化区域面積は各市 HP から確認、人口は国勢調査）

2) 都市計画区域内における人口密度の分布状況

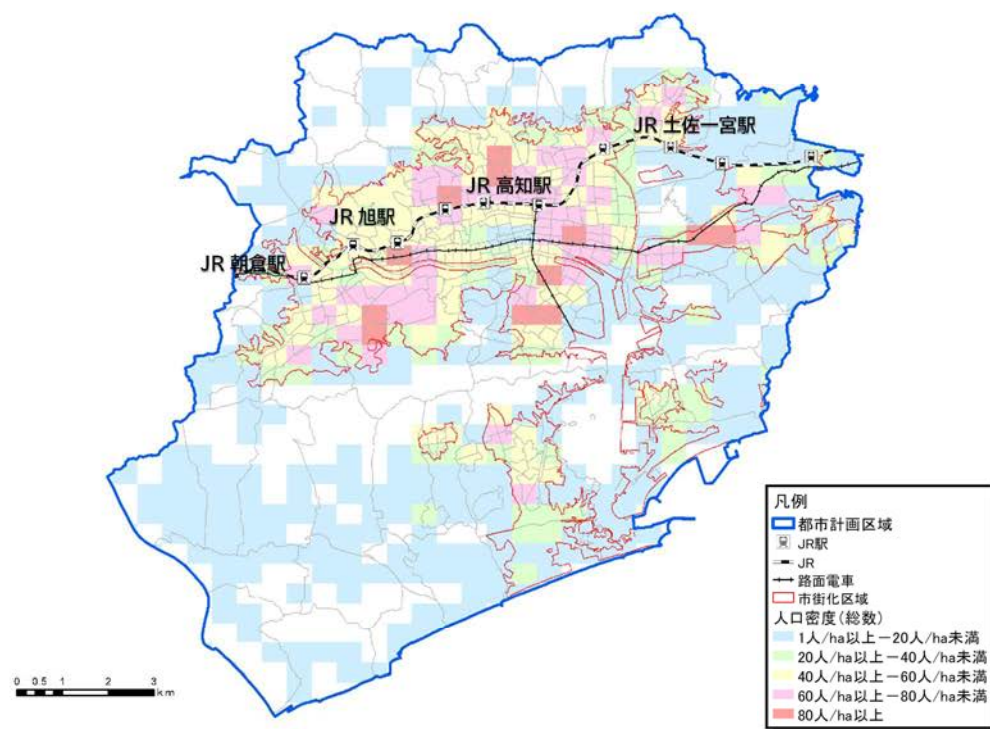
・総人口や世代別人口の2015(平成27)年の人口密度と2035(令和17)年の人口密度の将来推計を比較すると、全体的に密度が低くなり、減少していくことがうかがえます。

① 総人口

【2015(平成27)年 人口密度】

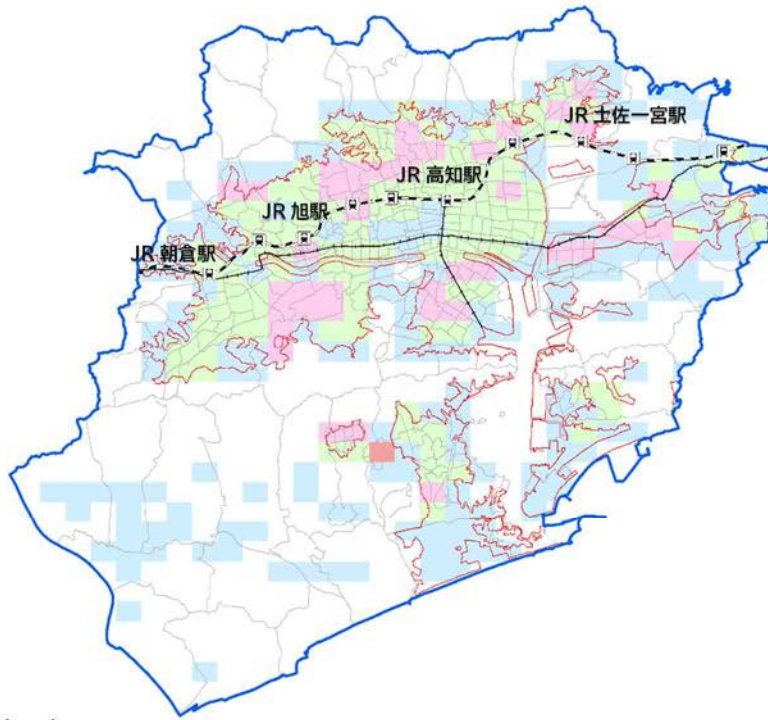


【2035(令和17)年 人口密度】



(参考:H27 国勢調査、国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

② 年少人口分布(0～14歳)
【2015(平成27)年 年少人口密度】



0 0.5 1 2 3 km

【2035(令和17)年 年少人口密度】

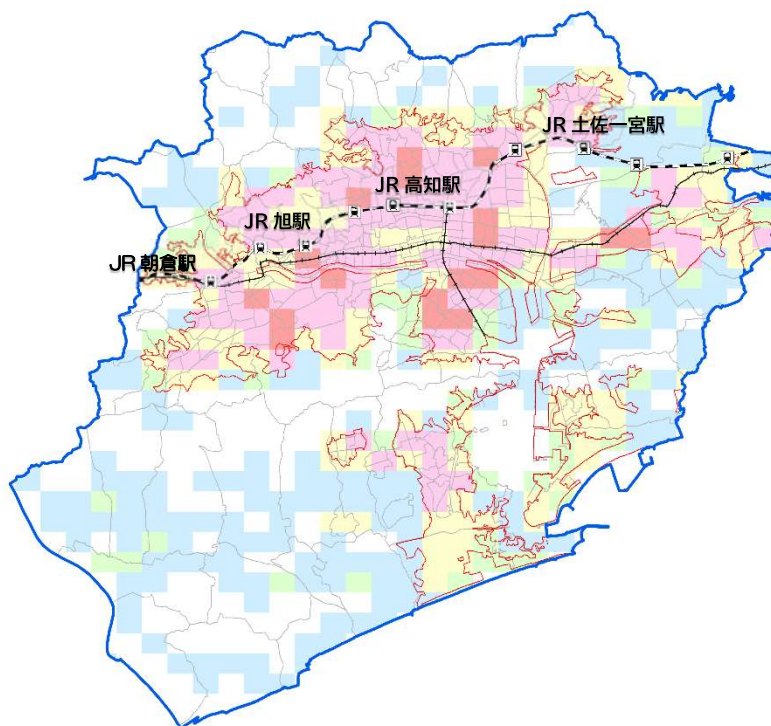


0 0.5 1 2 3 km

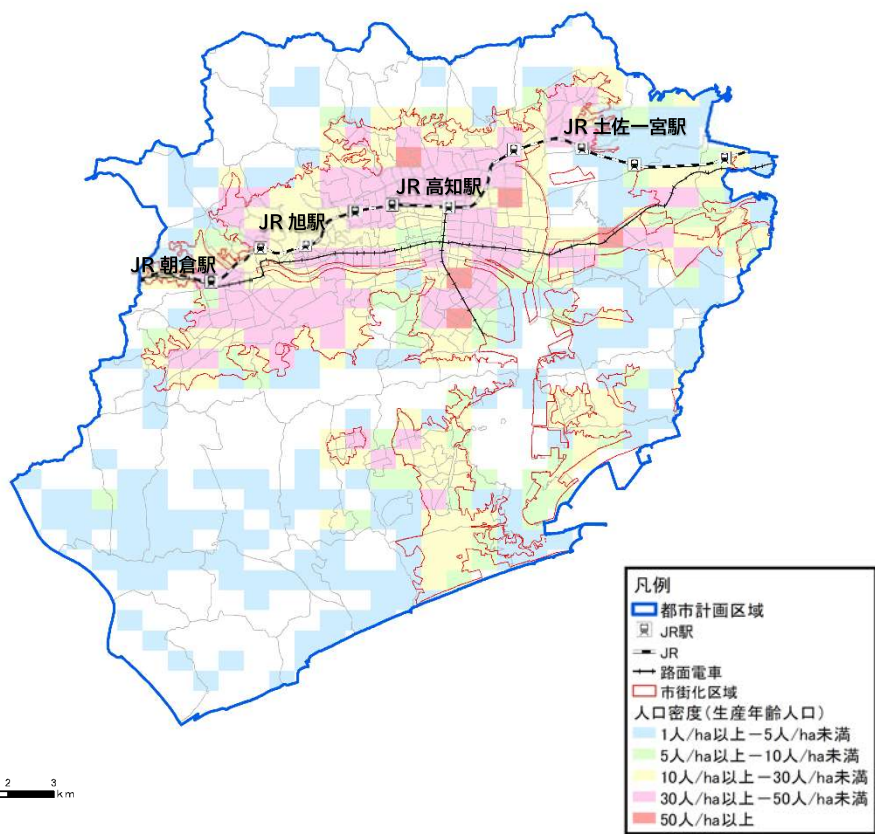
- 凡例
- 都市計画区域
 - JR駅
 - JR
 - 路面電車
 - 市街化区域
 - 人口密度(年少人口)
 - 1人/ha以上-5人/ha未満
 - 5人/ha以上-10人/ha未満
 - 10人/ha以上-15人/ha未満
 - 15人/ha以上

(参考:H27 国勢調査、国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

③ 生産年齢人口分布(15～64歳)
【2015(平成27)年 生産年齢人口密度】

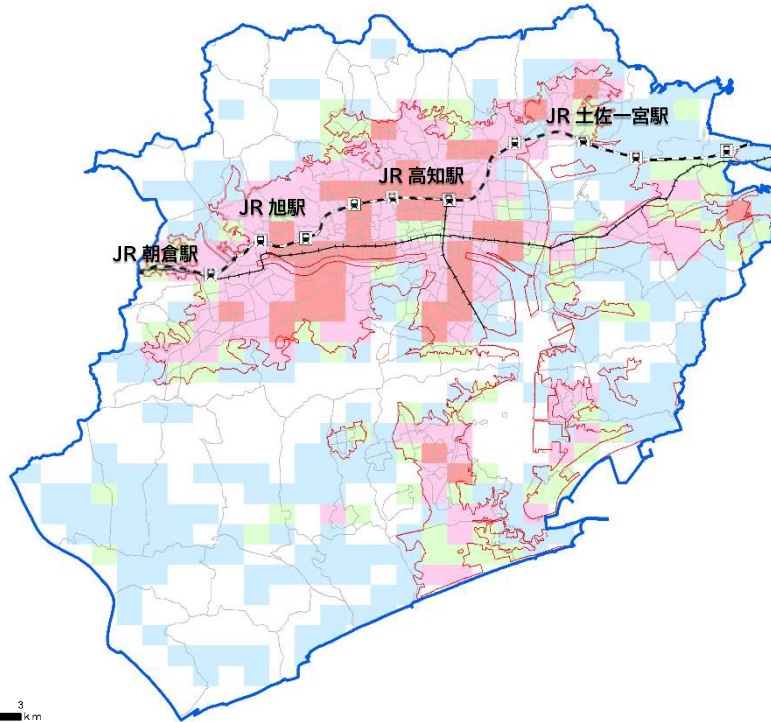


【2035(令和17)年 生産年齢人口密度】

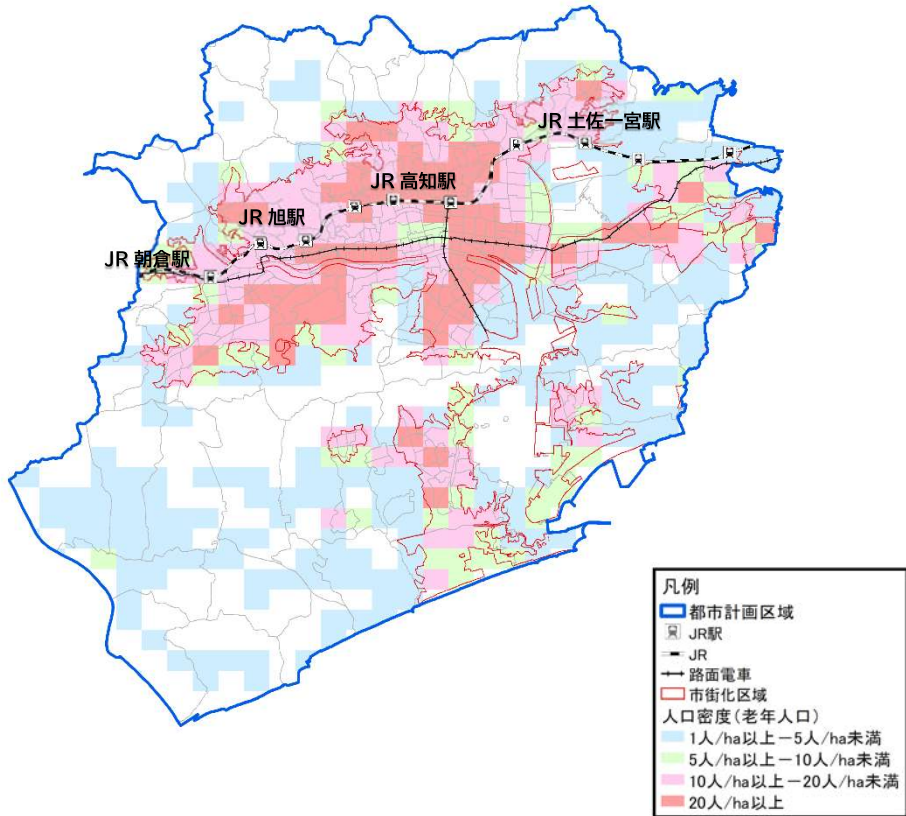


(参考:H27 国勢調査、国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

④ 老年人口分布(65歳以上)
【2015(平成27)年 老年人口密度】



【2035(令和17)年 老年人口密度】



(参考: H27 国勢調査、国立社会保障人口問題研究所(日本の地域別将来推計人口(H30(2018)年推計))

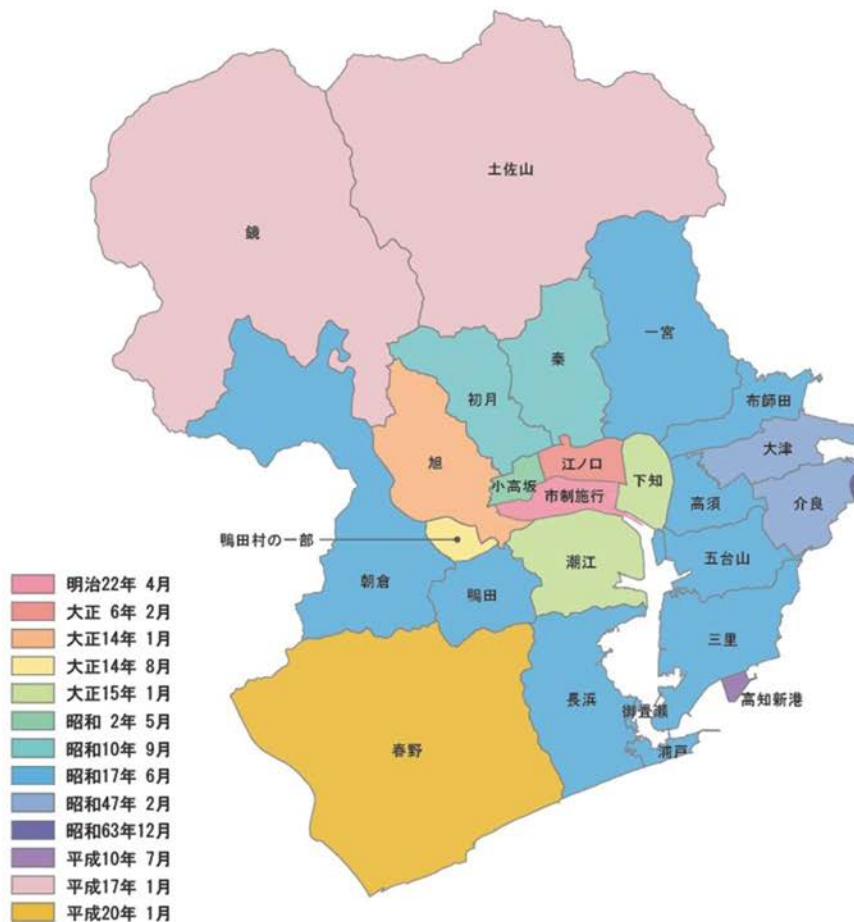
3. 都市の動向

1) 市域の変遷

・本市は 1889(明治 22)年に市制を施行し、町村合併を経て現在の市域となっています。

■市域の変遷

編入年月日	編入地域	面積(km ²)		人口(人)	
		編入地域	累計	編入地域	累計
明治22年(1889) 4月1日	市制施行	-	2,810	-	21,823
大正 6年(1917) 3月15日	江ノ口町	2,962	5,772	3,597	43,220
大正14年(1925) 1月1日	旭村	10,737	16,509	7,861	62,998
大正14年(1925) 8月1日	鴨田村の一部	0,317	16,826	2,950	65,948
大正15年(1926) 1月25日	下知町、潮江村	12,893	29,719	13,200	78,225
昭和 2年(1927) 5月1日	小高坂村	0,912	30,631	4,954	87,173
昭和10年(1935) 9月1日	秦、初月村	18,660	49,291	3,349	108,869
昭和17年(1942) 6月1日	長浜町、御書瀬、高須、一宮、浦戸、三里、五台山、布師田、朝倉、鴨田村	86,060	135,351	33,894	141,094
	(45年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	133,120	-	-
昭和47年(1972) 2月1日	大津、介良村	10,000	143,120	8,309	256,801
	(50年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	143,235	-	-
	(63年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	144,520	-	-
昭和63年(1988) 12月1日	南国市の一部	0,159	144,68	-	-
平成 9年(1997) 10月13日	三里(公有水面埋立地造成)	0,013	144,69	-	-
平成10年(1998) 7月17日	三里(公有水面埋立地造成)	0,258	144,95	-	-
平成13年(2001) 10月30日	三里(公有水面埋立地造成)	0,02	144,97	-	-
平成16年(2004) 2月3日	三里(公有水面埋立地造成)	0,03	145,00	-	-
平成17年(2005) 1月1日	鏡、土佐山村	119,28	264,28	2,909	330,705
平成20年(2008) 1月1日	春野町	44,94	309,22	16,512	343,199
	(26年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	308,99	-	-
	(28年10月1日の国土地理院面積調を基に修正)	-	309,00	-	-



2) 都市計画区域の変遷

- ・本市は 1925(大正 14)年に都市計画適用都市の指定を受け、翌年 6 月、市街地建築物法適用都市の指定を受けて始まりました。その後 1970(昭和 45)年に、本市を中核とした周辺市町(南国市、土佐山田町、春野町、伊野町)が高知広域都市計画区域(現在は合併により高知市、南国市、香美市、いの町の三市一町)として指定を受けています。
- ・本市における都市計画区域は、鏡地区、土佐山地区、北山地区(重倉、久礼野、七ツ淵)、朝倉地区(行川、針原、上里、領家、唐岩)を除く市域の約 54%が指定されています。都市計画区域は都市的活動の中心となる市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分されており、無秩序に市街地が広がらないように、一定のルールに基づいて土地利用などの制限を行っています。現在、市街化区域の都市計画区域に占める比率は約 30%となっています。

■都市計画区域の変遷

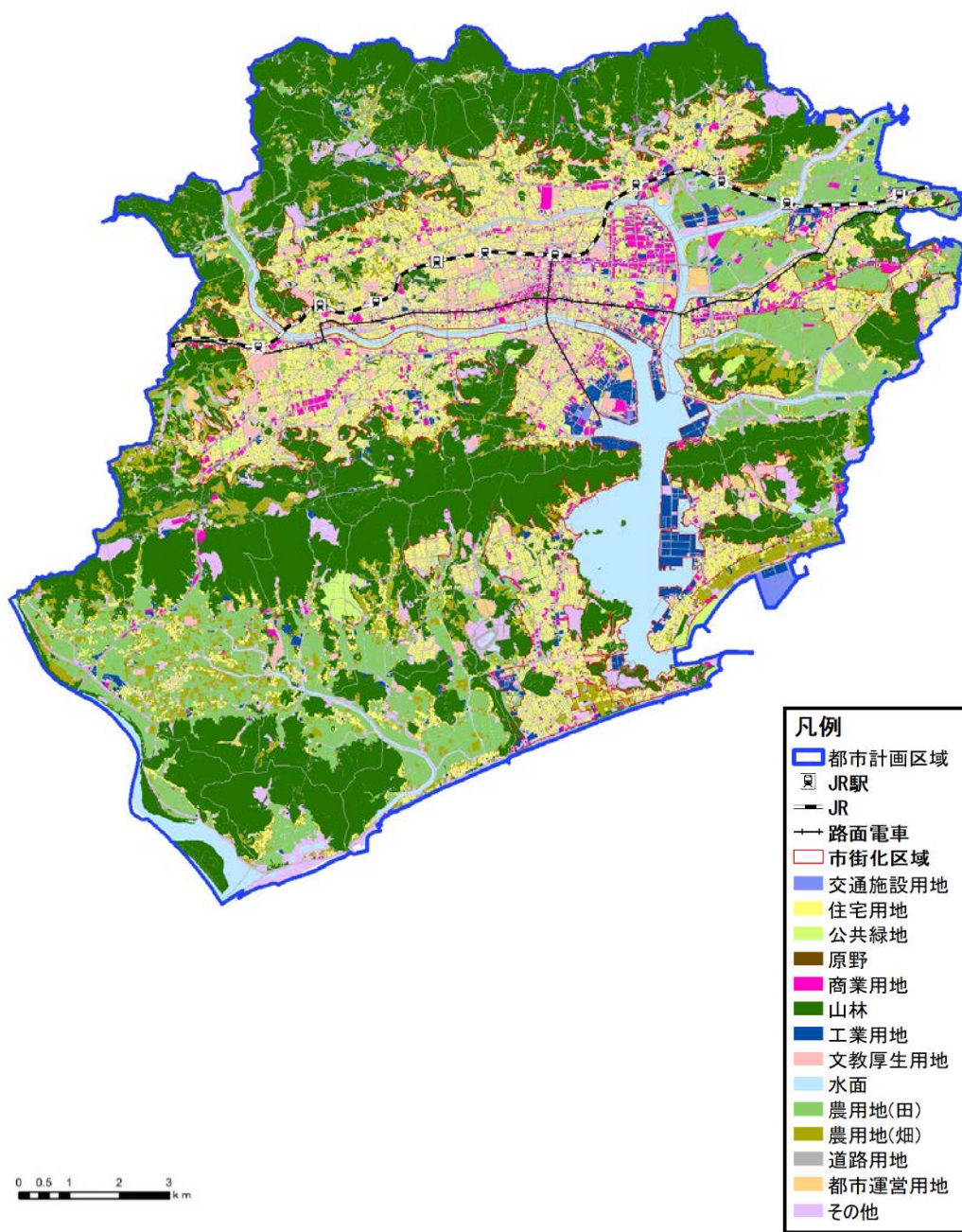
(単位:ha)

都市計画 決定年月日	告 示 番 号	行 政 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	備 考
S.45.10.16	高知県公告 第482号		12,060			都市計画区域の指定
S.45.10.31	高知県公告 第515号	13,535	〃	4,670	7,390	当初線引き
S.54. 9.14	高知県公告 第510号	14,323	〃	4,730	7,330	第1回線引き見直し
S.61. 2.28	高知県公告 第124号	〃	〃	4,797	7,263	第2回線引き見直し
S.63. 5. 2	高知県公告 第296号	〃	〃	4,832	7,228	潮見台編入
S.63.10. 1	地理院による 行政面積修正	14,452	〃	〃	〃	
S.63.12. 1	行政界変更	14,468	〃	〃	〃	(潮見台を南国市より編入)
H. 1. 6.16	高知県公告 第415号	〃	12,076	4,847	7,229	薊野・潮見台(編入分)を編入
H. 2. 7.27	高知県公告 第362号	〃	〃	4,850	7,226	鳥越を編入
H. 3. 9.27	高知県公告 第462号の2	〃	〃	4,856	7,220	仁井田・横内を編入
H. 4.12.24	高知県公告 第616号	〃	12,267	4,928	7,339	第3回線引き見直し
H. 5. 8.10	高知県公告 第370号	〃	〃	4,932	7,335	福井町・神田を編入
H. 6. 9. 8	高知県公告 第490号の3	〃	〃	4,933	7,334	仁井田を編入
H. 8. 6.21	高知県公告 第421号	〃	〃	〃	〃	介良を編入
H. 9.10.13 (地方自治法)	高知県公告 第694号	14,469	〃	〃	〃	公有水面埋め立て(高知新港)
H.10. 7.17 (地方自治法)	高知県公告 第452号	14,495	〃	〃	〃	〃
H.11. 5.18	高知県公告 第331号	〃	〃	4,937	7,330	長浜を編入
H.12. 7. 4	高知県公告 第438号	〃	12,311	4,987	7,324	第4回線引き見直し
H.13.10.30 (地方自治法)	高知県公告 第606号	14,497	〃	〃	〃	公有水面埋め立て(高知新港)
H.14.11. 1	高知県公告 第594号	〃	〃	5,029	7,282	池・長浜を編入
H.16. 2. 3 (地方自治法)	高知県公告 第84号	14,500	〃	〃	〃	公有水面埋め立て(高知新港)
H.17. 1. 1	高知県公告 第656号	26,428	〃	〃	〃	鏡・土佐山村編入
H.20. 1. 1	高知県公告 第246号	30,922	16,805	5,071	11,734	春野町を編入
H.24. 5. 29	高知県公告 第364号	〃	〃	5,072	11,733	第5回線引き見直し
H.26.10. 1	地理院による 行政面積修正	30,899	〃	〃	〃	
H.28.10. 1	地理院による 行政面積修正	30,900	〃	〃	〃	

3) 土地利用の現況

・土地利用は、中心部に商業系の土地利用が集積し、都市周辺部にはモータリゼーションの進展により大規模団地などが造成され、居住系の土地利用が広がっています。高知新港や浦戸湾沿岸には工業系の土地利用がみられます。

■土地利用現況図

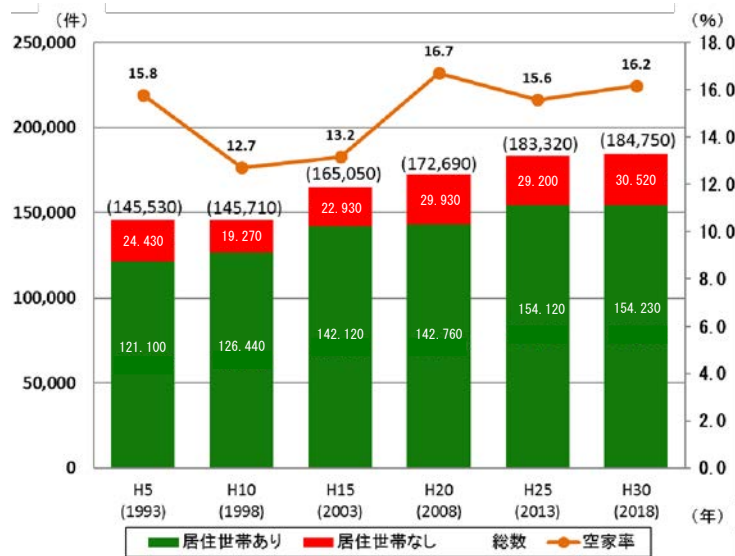


(出典:R 元年 都市計画基礎調査)

4) 住宅の動向

- ・住宅数は増加傾向にあり、2018(平成 30)年においては 184,750 件となっています。
- ・空き家率は 1998(平成 10)年以降増加し、2008(平成 20)年の 16.7%をピークに 2013(平成 25)年には 15.6%に一時減少しましたが、2018(平成 30)年には 16.2%と再度増加しています。

■居住世帯の件数の動向

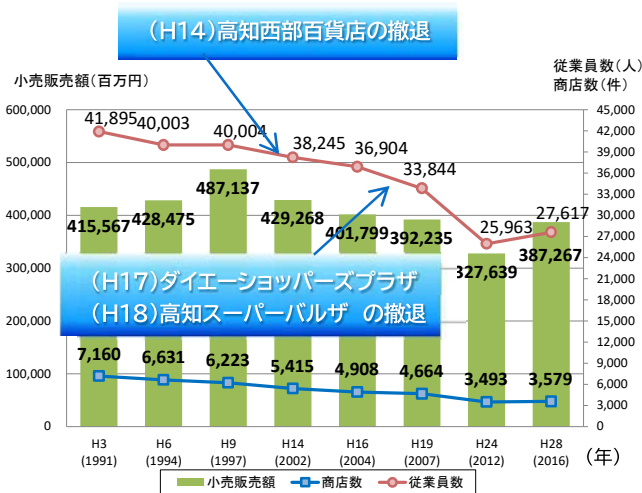


(出典：総省統計局：住宅・土地統計調査報告)

5) 商業の動向(商店数・従業員数・小売販売額の動向)

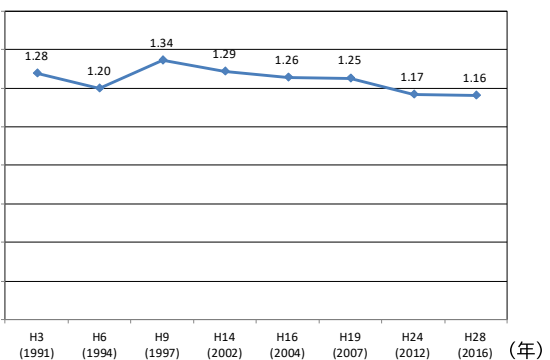
- ・2002(平成 14)年以降、大規模小売店舗の撤退が相次いだことから、商店数、従業員数及び小売販売額は減少傾向にありましたが、2012(平成 24)年以降は増加に転じています。
- ・小売吸引力指数の推移をみると、2016(平成 28)年において 1.16 と市域外から買い物客が流入している状況であるものの、減少傾向にあります。

● 商店数・従業員数・小売販売額の推移



● 小売吸引力指数の推移

小売吸引力指数：当該地域の人口から想定される商業販売額と、実際の販売額との比率を算出したもので、1を上回ってれば、他地域の商圏から吸引しているとみなす



(出典：H28 経済センサス、高知市統計書、高知県推計人口)

6) 面的整備事業の状況

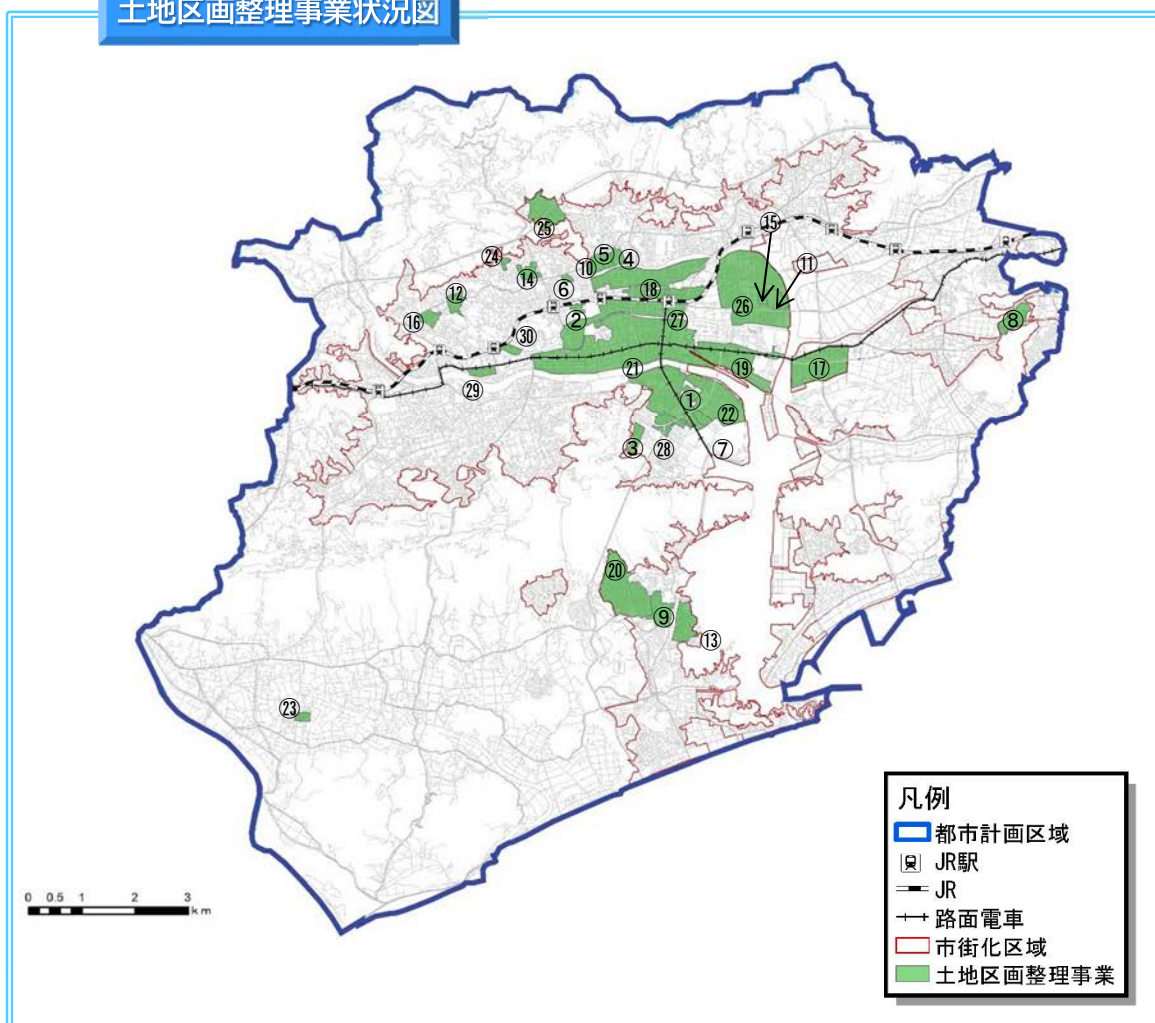
(1) 土地区画整理事業

- ・戦後の戦災復興土地区画整理事業をはじめ、市施行や組合・個人施行の土地区画整理事業も多く実施され、良好なまちづくりに貢献してきました。
- ・現在、旭駅周辺地区の密集市街地の解消に向けて取り組んでいます。

■土地区画整理事業一覧

土地区画整理事業の名称					
① 潮江第1	⑦ 潮江第2	⑬ 瀬戸東団地	⑰ 下知	⑳ 初月	
② 城北	⑧ 介良団地	⑭ 万々第1	⑱ 横浜	㉑ 弥右衛門	
③ 潮江第3	⑨ 瀬戸団地	⑮ 弥右衛門第2	㉒ 戦災復興	㉓ 高知駅周辺	
④ 秦第1	⑩ 東久万第2	⑯ 塚ノ原第1	㉔ 潮江東部	㉕ 潮江西部	
⑤ 東久万第1	⑪ 弥右衛門第1	⑰ 高須	㉖ 弘岡南部	㉗ 下島	
⑥ 中久万第1	⑫ 横内第1	⑱ 江ノ口北部	㉘ 万々第2	㉙ 中須賀	

土地区画整理事業状況図



(出典:H29年3月31日現在 高知県の都市計画 2018)

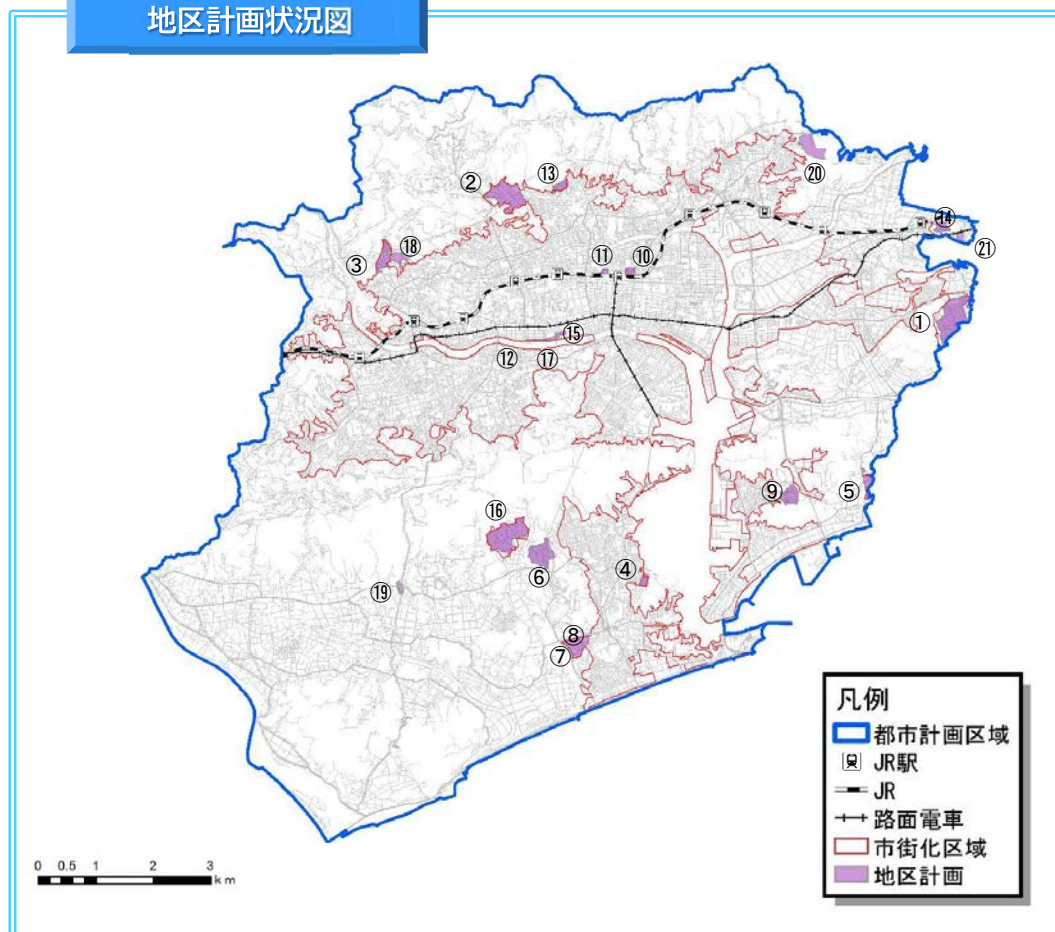
(2) 地区計画

・本市の地区計画は、より良い住環境の形成や工業関連施設、流通業、製造業などの積極的な立地のため、現在 21 地区が指定されています。

■地区計画一覧

地区計画の名称	
① 潮見台地区計画	⑫ 築屋敷地区計画
② 観月坂地区計画	⑬ 向陽台地区計画
③ 旭グリーンヒルズ地区計画	⑭ 大津ひなたタウン地区計画
④ 鶴見台地区計画	⑮ 鷹匠町地区計画
⑤ 高知みなみ流通団地地区計画	⑯ 高知南ニュータウン地区計画
⑥ 蒔絵台地区計画	⑰ 鷹匠町西地区計画
⑦ 長浜産業団地地区計画	⑱ 旭北町地区計画
⑧ 長浜日出野南地区計画	⑲ 春野なごみの里地区計画
⑨ 望海ヶ丘地区計画	⑳ 高知中央産業団地地区計画
⑩ 高知駅東地区計画	㉑ 大津京免工業団地地区計画
⑪ 高知駅西地区計画	

地区計画状況図



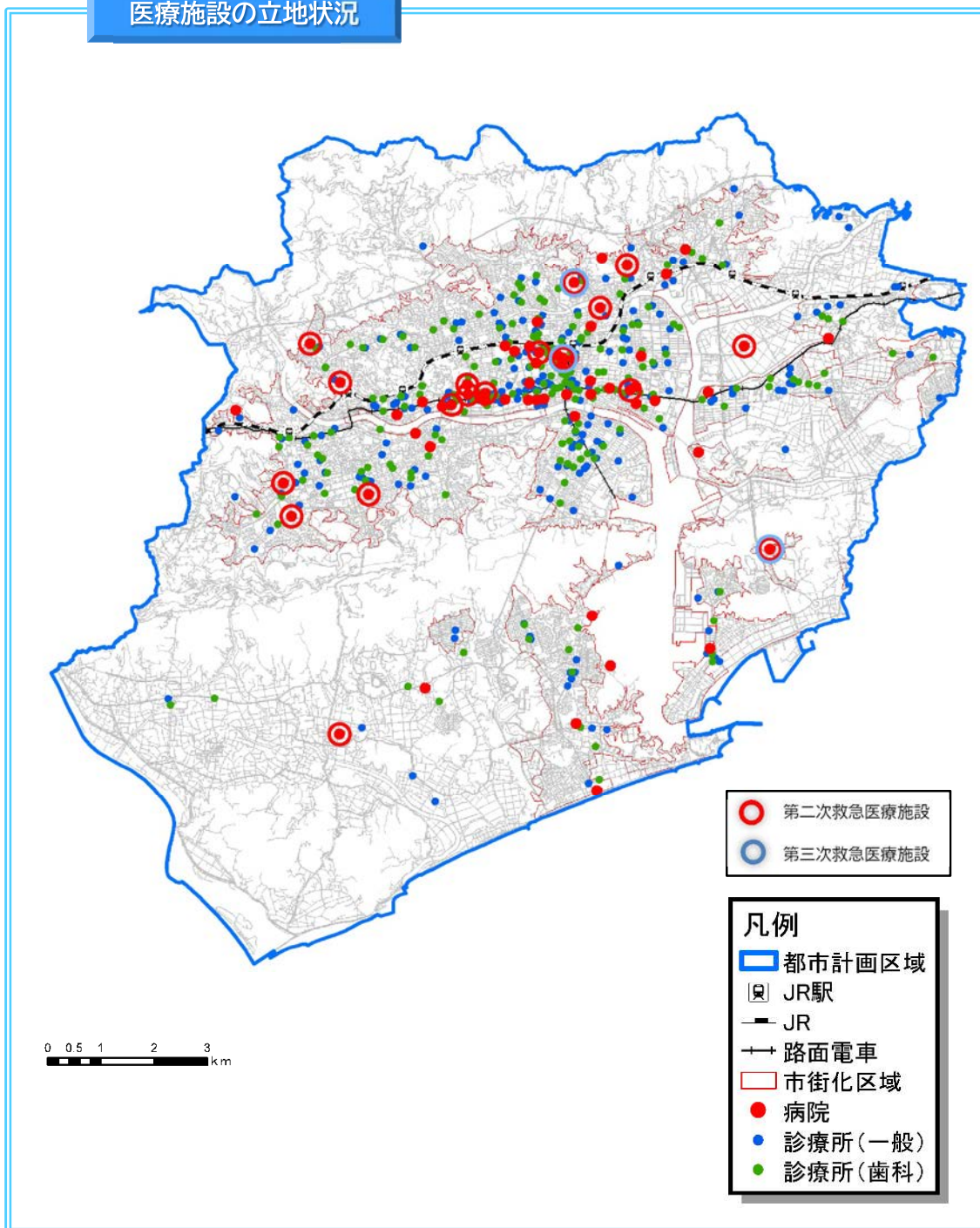
(出典：高知市都市計画課資料 (R2 年現在))

7) 都市機能施設の立地状況

(1) 医療施設の立地状況

- ・医療施設は中心部に比較的集中して立地しており、多くの施設が電車軌道沿線など公共交通の利便性が高いエリアに分布しています。
- ・診療所については、市域全体に一定の立地がみられます。

医療施設の立地状況

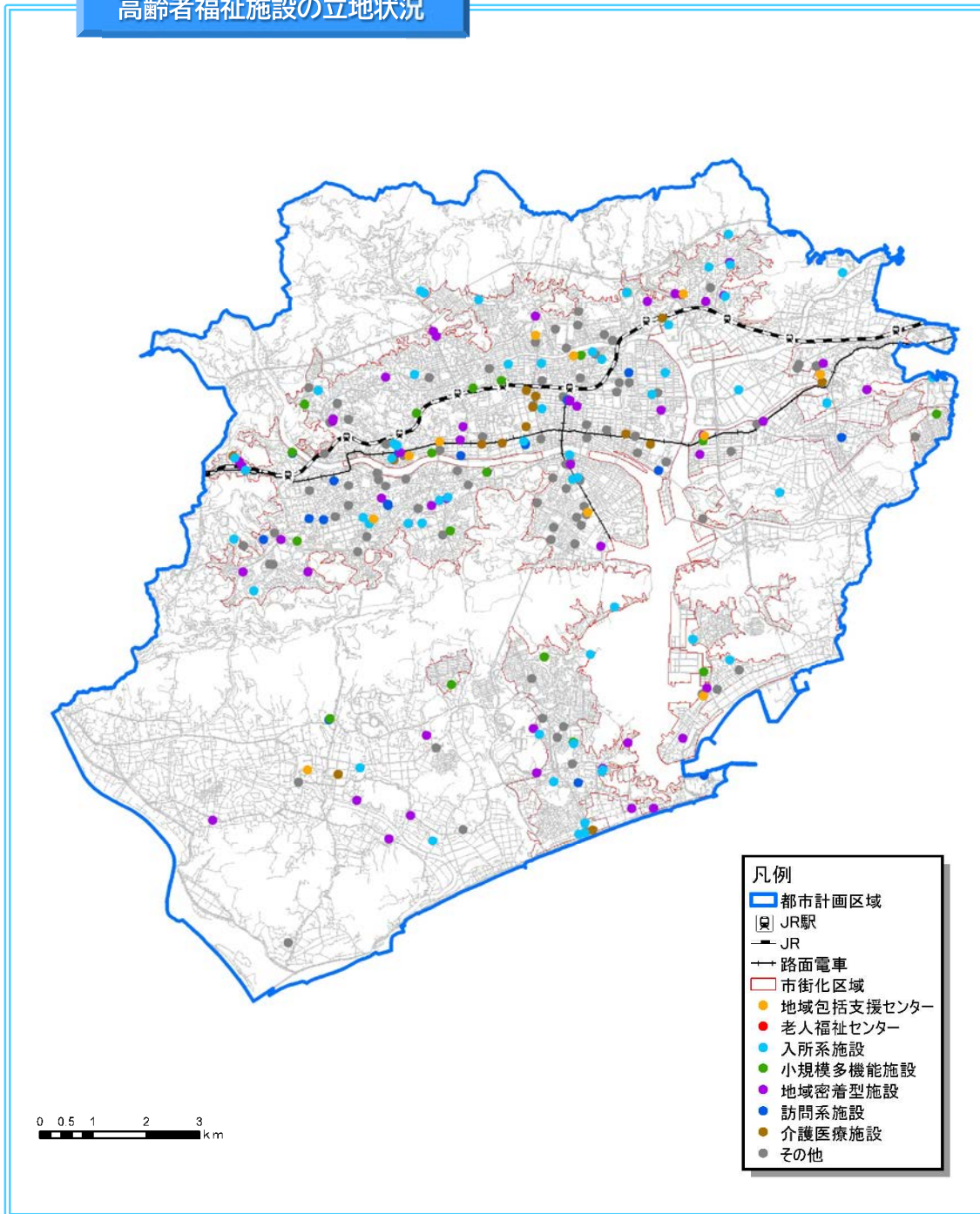


(出典:高知市都市計画課資料(R2年現在))

(2) 高齢者福祉施設の立地状況

- ・都市周辺部も含め市域全体に一定の立地がみられます。
- ・通所系施設及び小規模多機能施設は、幹線道路沿いに多くの立地がみられます。
- ・地域包括支援センターは、市街化区域内に 10 箇所と市街化区域外に 2 箇所の計 12 箇所立地しています。

高齢者福祉施設の立地状況

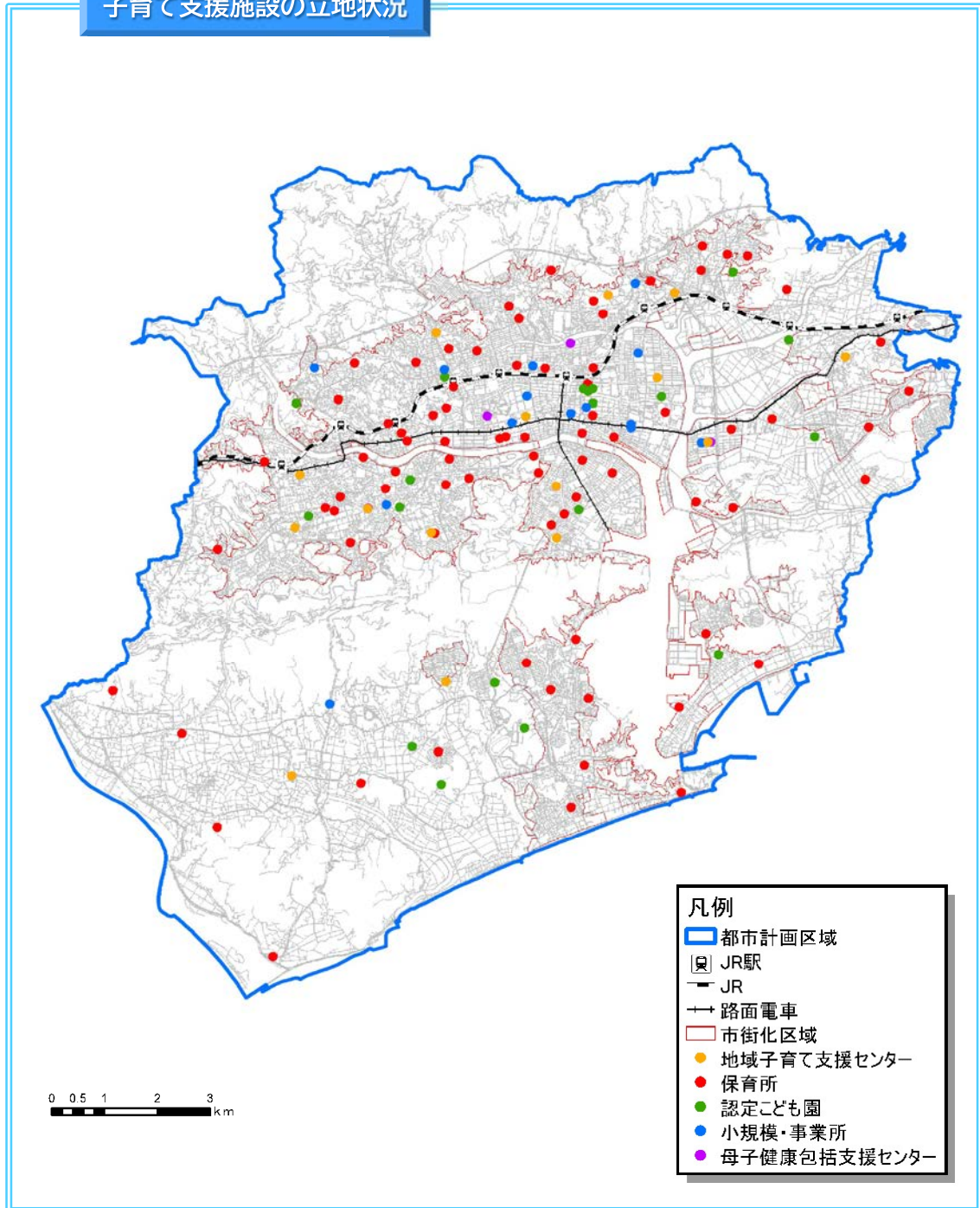


(出典:高知市介護保険課資料(R2.9 現在))

(3) 子育て支援施設の立地状況

・都市周辺部も含め市域全体に一定の立地がみられます。

子育て支援施設の立地状況

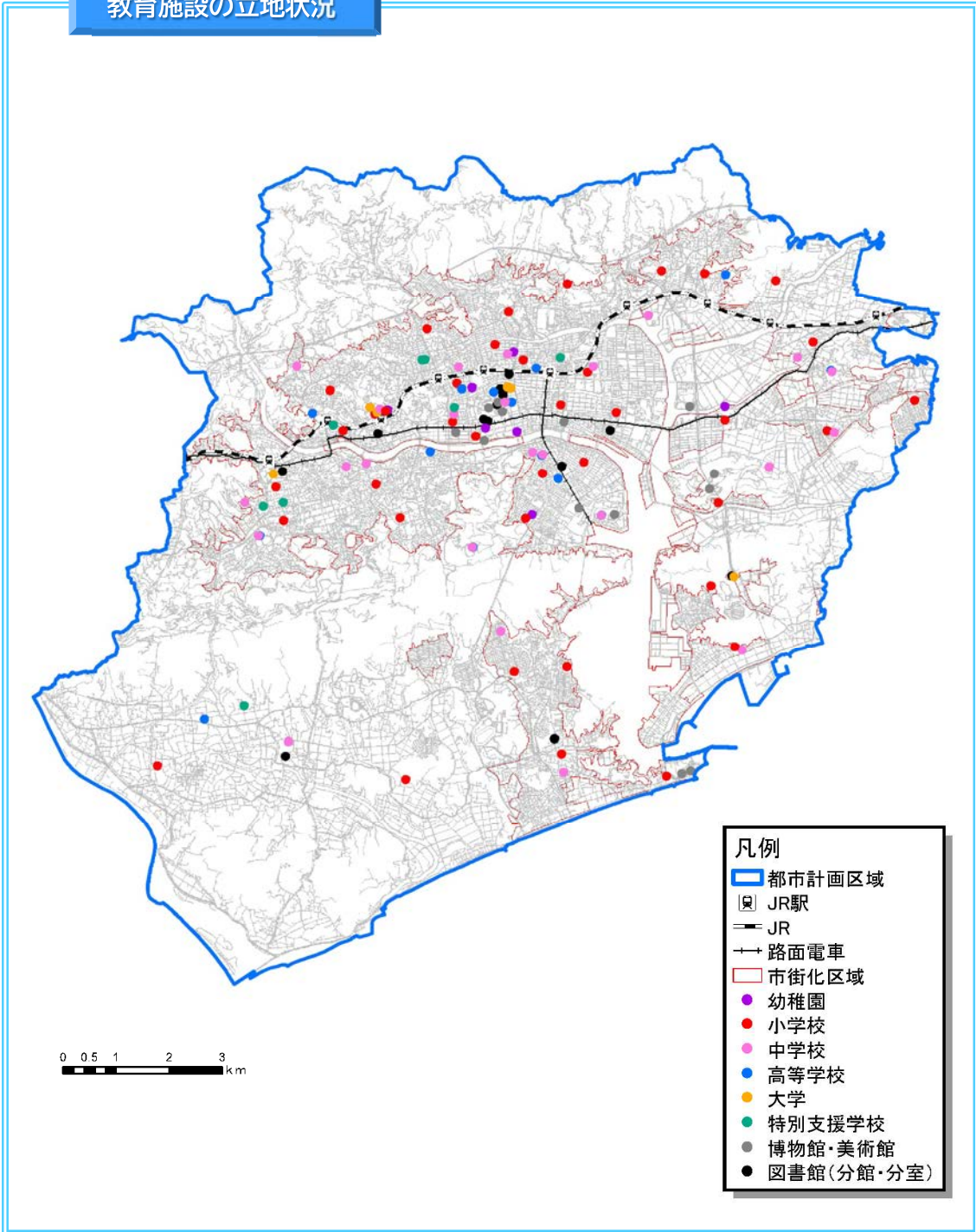


(出典:高知市保育幼稚園課資料(R2 現在))

(4) 教育施設の立地状況

- ・小・中学校は校区ごとに市域全体に分散して立地しています。
- ・高等学校、短期大学、大学、特別支援学校は中心部に多く立地しています。

教育施設の立地状況



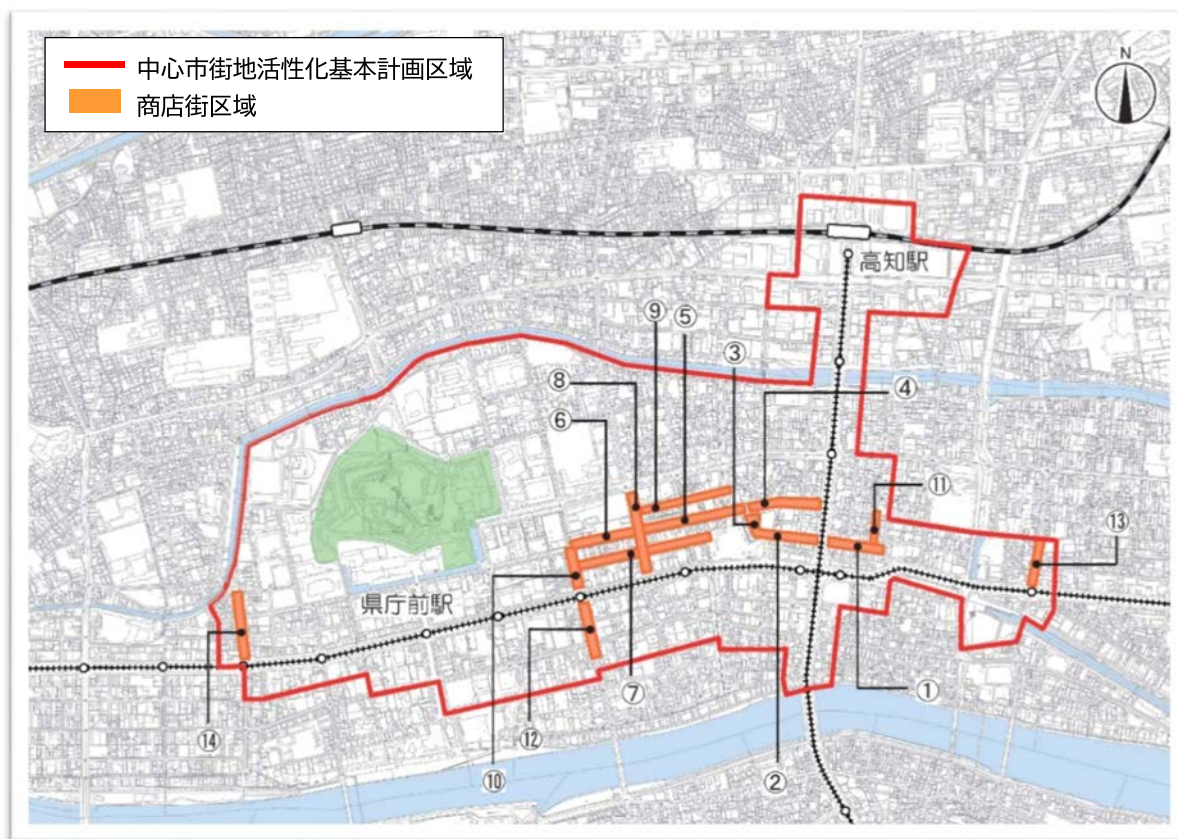
(出典:高知県小・中学校課、高等学校課、私学・大学支援課、高知市学校教育課資料(R2年現在))

(5) 商店街・大規模小売店舗の立地状況

- ・商店街は、中心市街地及びその周辺に 14箇所あり、そのうち 11 箇所の商店街が高知城の東、追手筋の南に集積しています。また、店舗面積が 10,000 ㎡を超える高知大丸も中心市街地に立地しており、にぎわいのあるスポットとなっています。
- ・大規模小売店舗は、国道などの幹線道路沿線を中心に立地しており、主に路線バスを利用することでアクセスが可能な場所に立地しています。

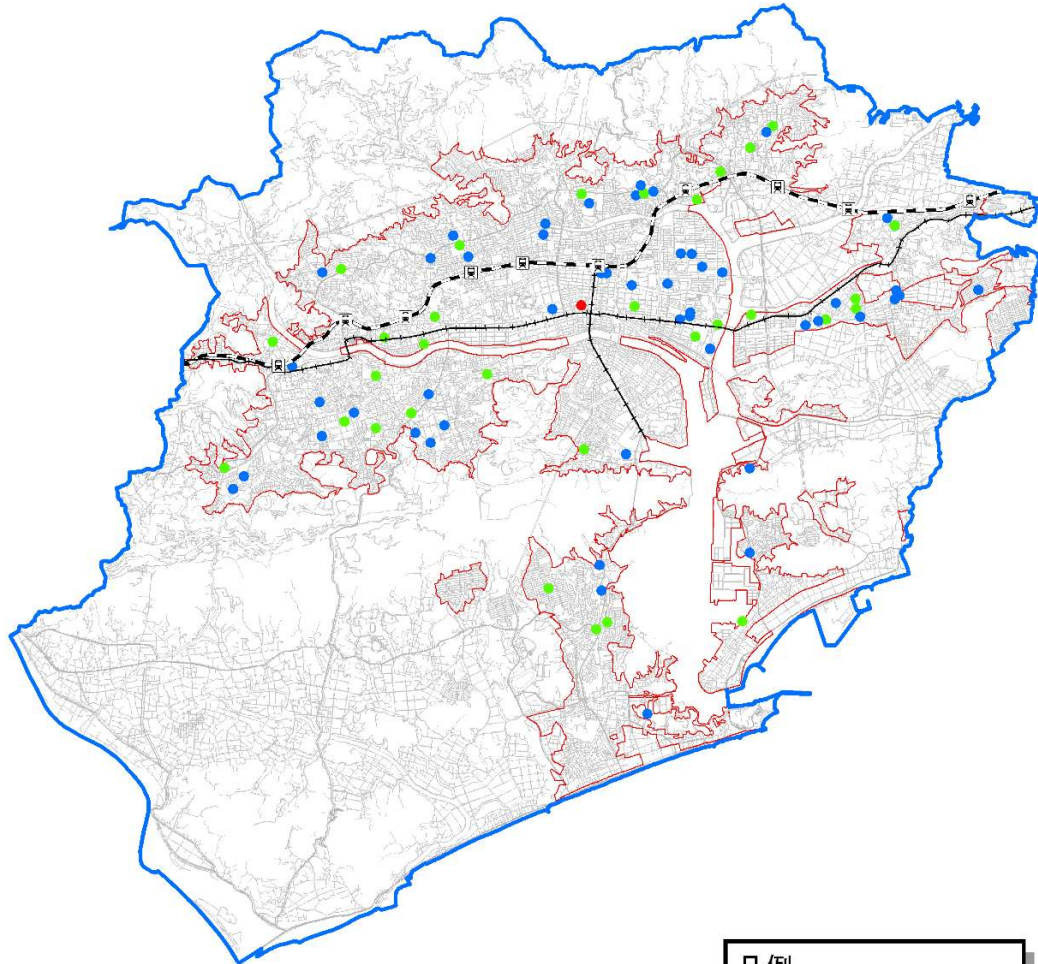
No	名称	No	名称
①	はりまや橋商店街	⑧	中の橋商店街
②	京町商店街	⑨	柳町商店街
③	新京橋商店街	⑩	大橋通り商店街
④	壱番街商店街	⑪	魚の棚商店街
⑤	帯屋町 1 丁目商店街	⑫	天神橋通商店街
⑥	帯屋町 2 丁目商店街	⑬	菜園場商店街
⑦	おびさんロード商店街	⑭	升形商店街

■商店街の立地状況図



(参考:H30 高知市中心市街地活性化基本計画(第二期計画))

大規模小売店舗の立地状況



(出典:高知市商工振興課資料(R2.6 現在))

8) 公共交通ネットワークの状況

(1) 公共交通網及び公共交通サービスの現状



【 鉄 道 】

- 鉄道は、JR 土讃線が市域を東西に横断し、広域的な交通機能を担っています。



【 電 車 】

- 路面電車は、はりまや橋を中心に全長 25.3km で東西南北の十字型に延びており、隣接市町を結ぶ都市交通として機能しています。
- 公共交通のサービスレベルでみると、鏡川橋停留所から文殊通停留所、JR 高知駅前停留所から棧橋通五丁目停留所までは 1 日 50 便以上と高いサービス水準を有しています。



【 路 線 バ ス 】

- 路線バスは、本市の都心部を核に放射状に路線が形成されています。
- 都心部を中心にサービス水準は高くなっています。また、春野地域や長浜地域、五台山・高須地域に1日 30 便のサービス水準を有するバス路線が設定されています。
- 鏡、土佐山地域及び春野の一部の地域は、生活幹線道路にバス路線が設定されており、バスと デマンド交通をつなげる体制により公共交通の確保に努めています。

■鉄道駅の交通結節性

平日

鉄 道 駅	JR便数	路線バス 便 数	路面電車 便 数	JR～バス停		JR～電 停	
				距 離	評 価	距 離	評 価
JR 朝倉駅	68 便	76 便	92 便	140m	◎	120m	◎
JR 旭駅	68 便	90 便	361 便	300m	○	300m	○
JR 高知駅	90 便	283 便	137 便	50m	◎	50m	◎

土日祝

鉄 道 駅	JR便数	路線バス 便 数	路面電車 便 数	JR～バス停		JR～電 停	
				距 離	評 価	距 離	評 価
JR 朝倉駅	68 便	63 便	82 便	140m	◎	120m	◎
JR 旭駅	68 便	80 便	267 便	300m	○	300m	○
JR 高知駅	90 便	199 便	114 便	50m	◎	50m	◎

(出典:各交通機関 HP より(R2 年 9 月現在))

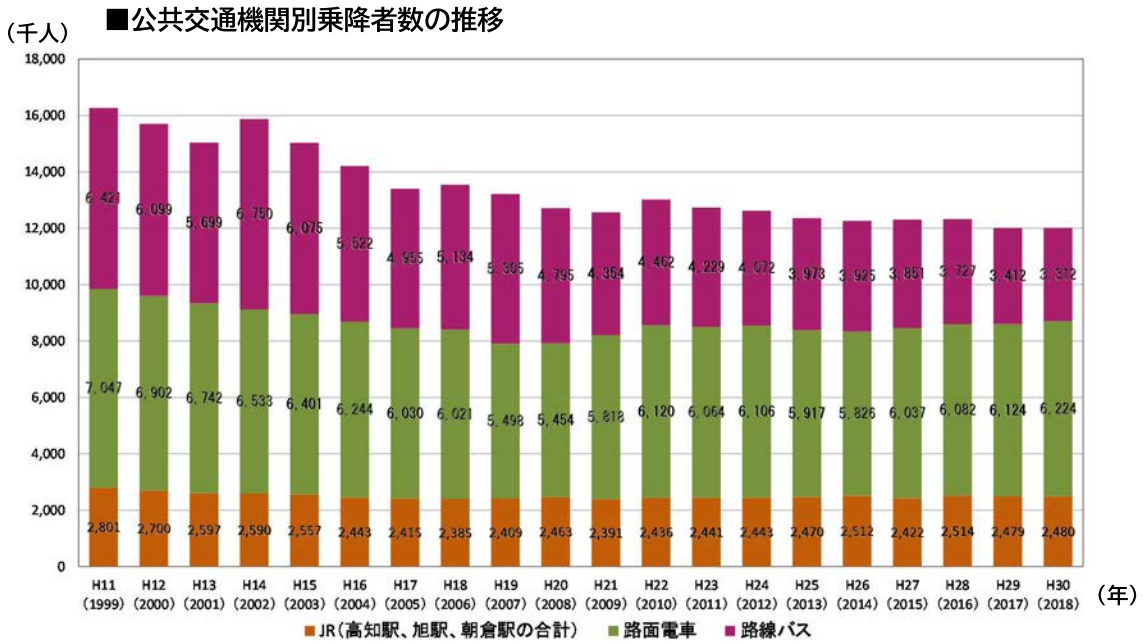
■交通結節点における移動距離の評価

条 件	JR 駅からの距離	評 価
雨天時や大きな荷物がある時に抵抗を感じない(約 2 分)	150m未満	◎
多くの健常者が抵抗を感じない(約 3.5 分)	150m～300m	○
健常者でも抵抗を感じる人が増加します	300m超(1km まで)	△

(出典:高知市交通基本計画(H24 年 2 月現在))

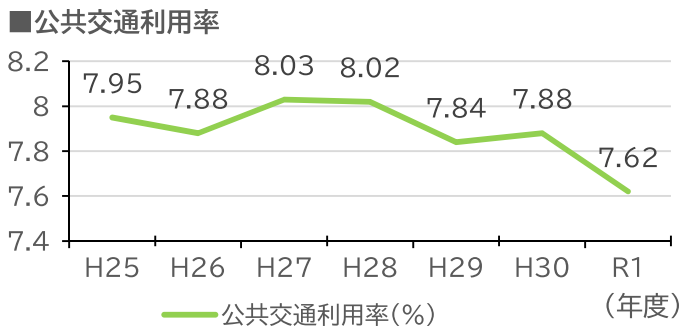
(2) 公共交通の利用状況

- ・公共交通の乗降者数は、全体的に減少傾向となっています。
- ・JRの乗降者数は、1999(平成11)年から減少傾向にありましたが、2004(平成16)年以降は約2,500千人前後で横ばいとなっています。
- ・路面電車の乗降者数は、1999(平成11)年の7,047千人から2018(平成30)年の6,224千人と19年間で約1割減少しています。
- ・路線バスの乗降者数は、1999(平成11)年の6,421千人から2018(平成30)年の3,312千人と19年間で約5割も減少しています。



※2001(平成13)年度までのバス輸送人員は、高知県交通(株)と土佐電気鉄道(株)の2事業者の合計値
 2002(平成14)年度からのバス輸送人員は、土佐電気ドリームサービス(株)を加えた3事業者の合計値

(参考:H11~R2 高知市統計書)



※公共交通利用率(%)は、公共交通利用者数の高知市人口当たりの割合
 ※高知市統計書の路線バス、路面電車の各利用者数を基に、くらし・交通安全課で算出

- ・バス、路面電車である公共交通の利用率は平成27年度の8.03%をピークに減少傾向となっています。

9) ハザードの状況

(1) 災害ハザード区域

本市では、山沿いで発生するがけ崩れなどの土砂災害や河川の氾濫、津波による浸水の危険が想定される区域を以下のように指定されています。

■土砂災害等に関する災害ハザード区域

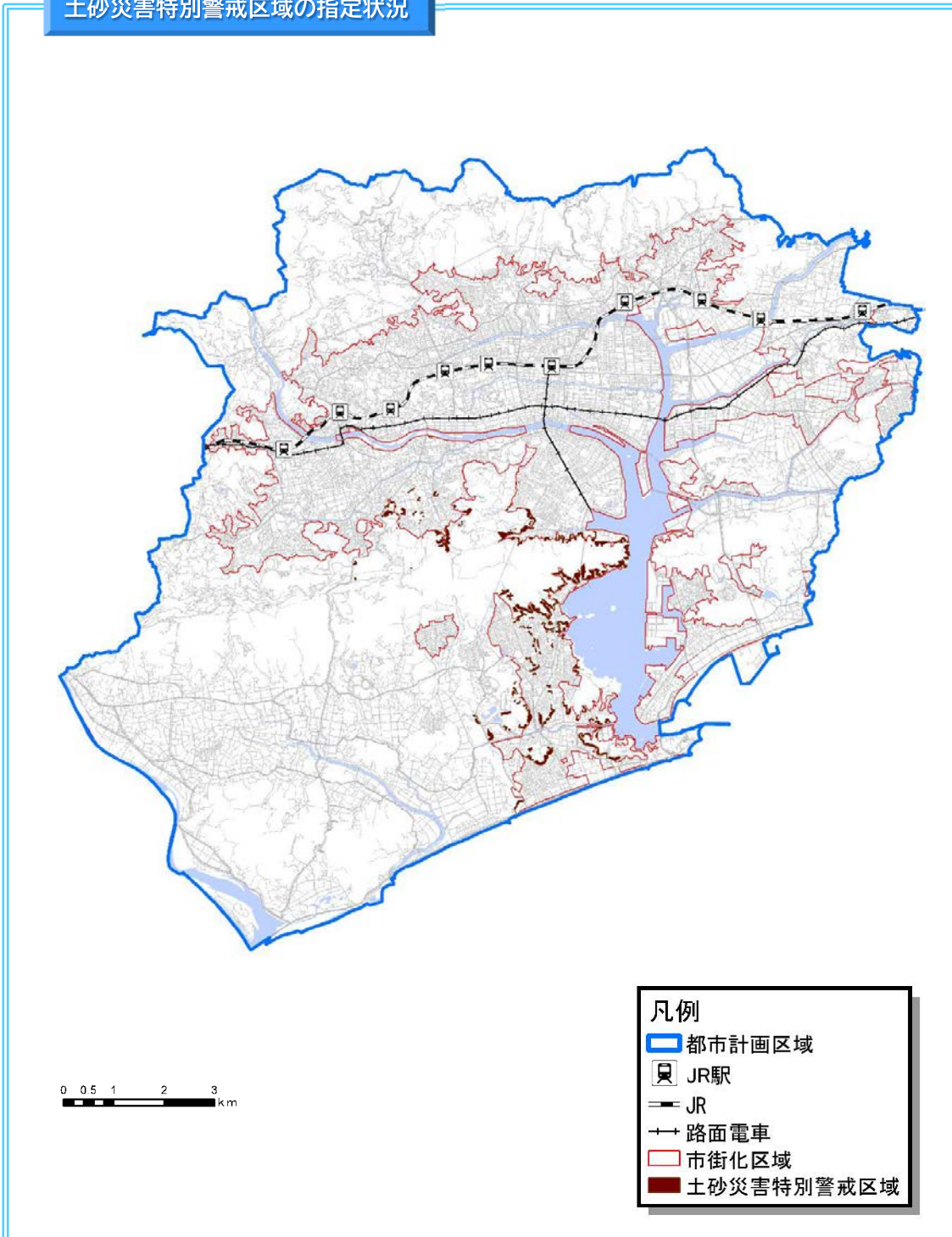
	災害ハザード	区域の定義	根拠法令
通称 ・ 災害レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有する区域	地すべり等防止法
通称 ・ 災害イエローゾーン	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	河川氾濫による浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域	水防法
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食)	「想定し得る最大規模の降雨」により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域	
	津波浸水想定区域	津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を踏まえ、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深	津波防災地域づくりに関する法律

(2) 土砂災害等の被害想定

① 土砂災害特別警戒区域の指定区域

・本市の土砂災害特別警戒区域は、主に南部地域に点在する形で指定されています。

土砂災害特別警戒区域の指定状況

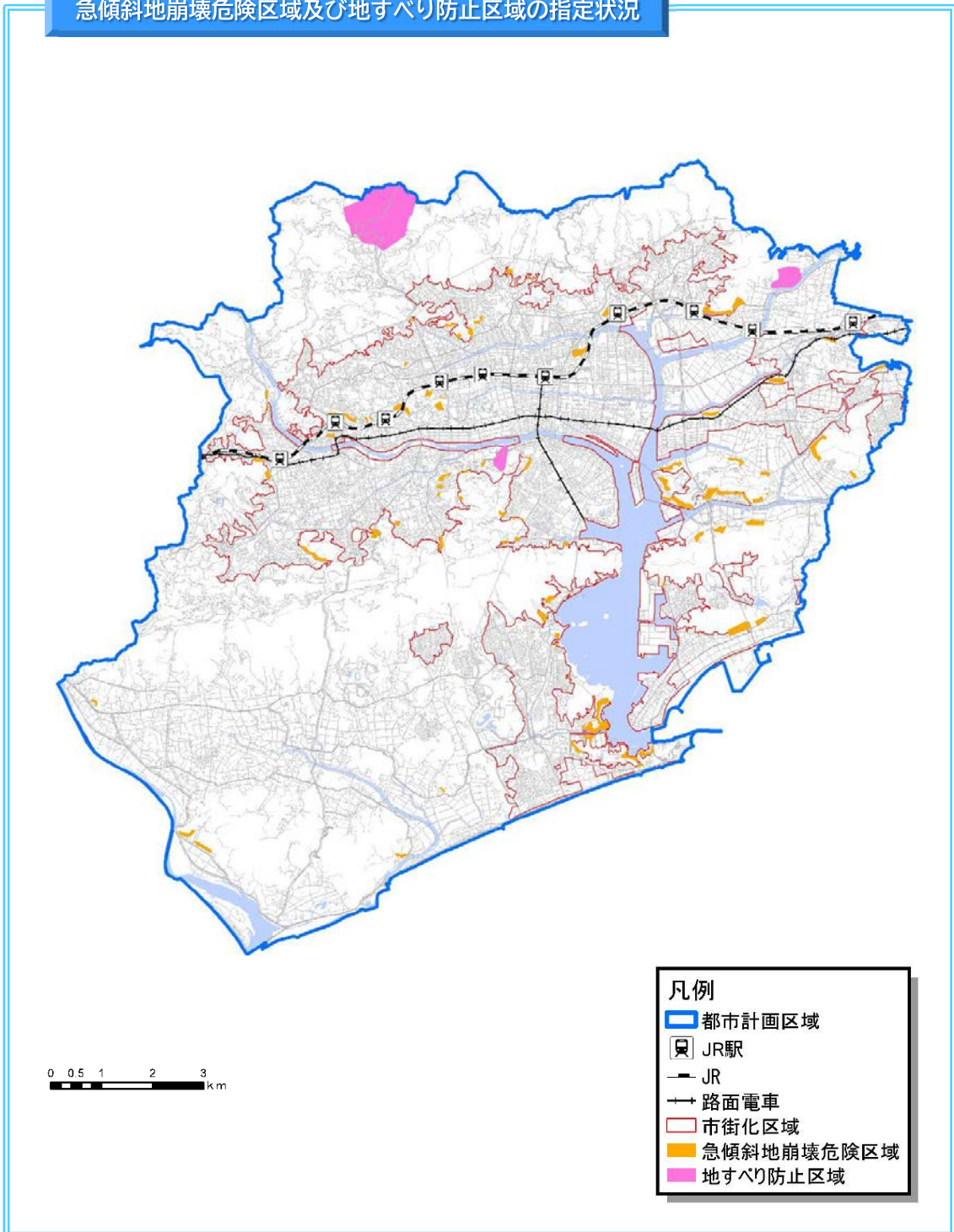


(参考:高知県防災マップ(R2 現在)、高知県危機管理・防災課提供資料)

② 急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定区域

・本市の急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域は、主に南部地域や市街地の小起伏部に点在する形で指定されています。

急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定状況

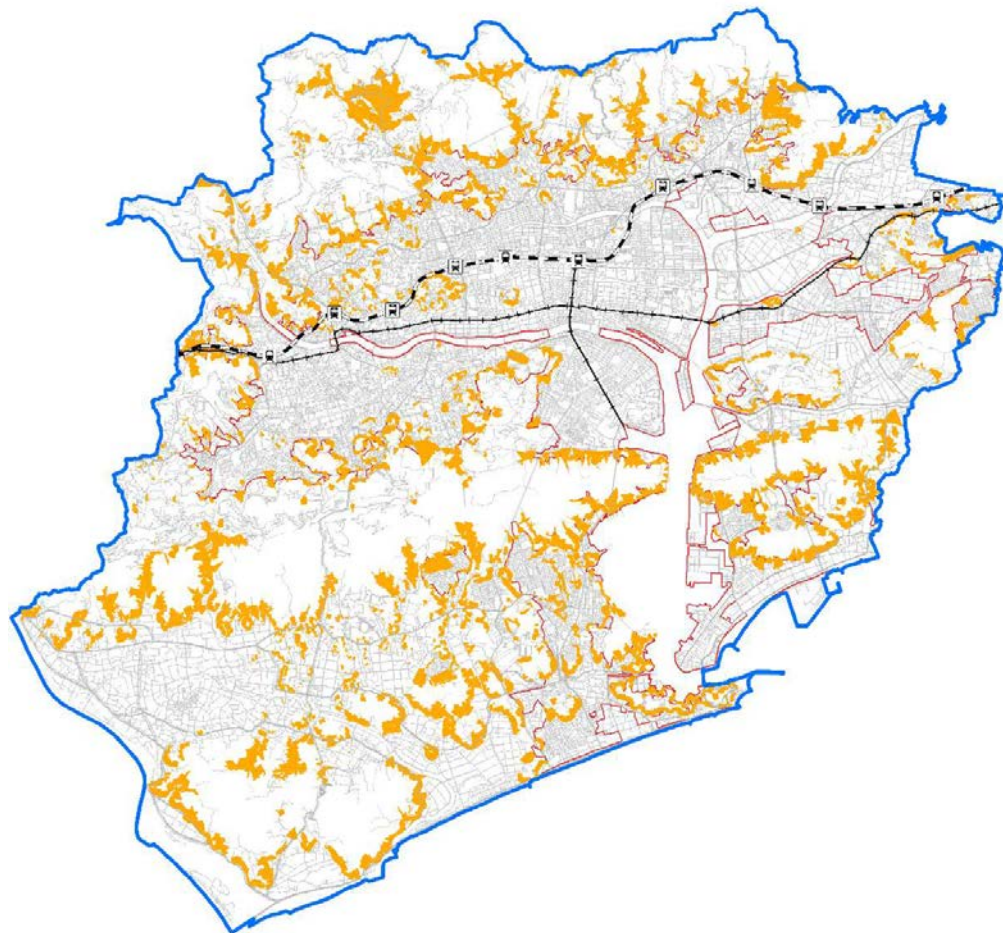


(参考:高知県防災マップ(R2 現在)、高知県危機管理・防災課提供資料)

③ 土砂災害警戒区域の指定区域

・本市の土砂災害警戒区域は、中山間部や高知平野に南北から迫る山裾部や市街地の小起伏部に点在する形で指定されています。

土砂災害警戒区域の指定状況



0 0.5 1 2 3 km

凡例	
	都市計画区域
	JR駅
	JR
	路面電車
	市街化区域
	土砂災害警戒区域

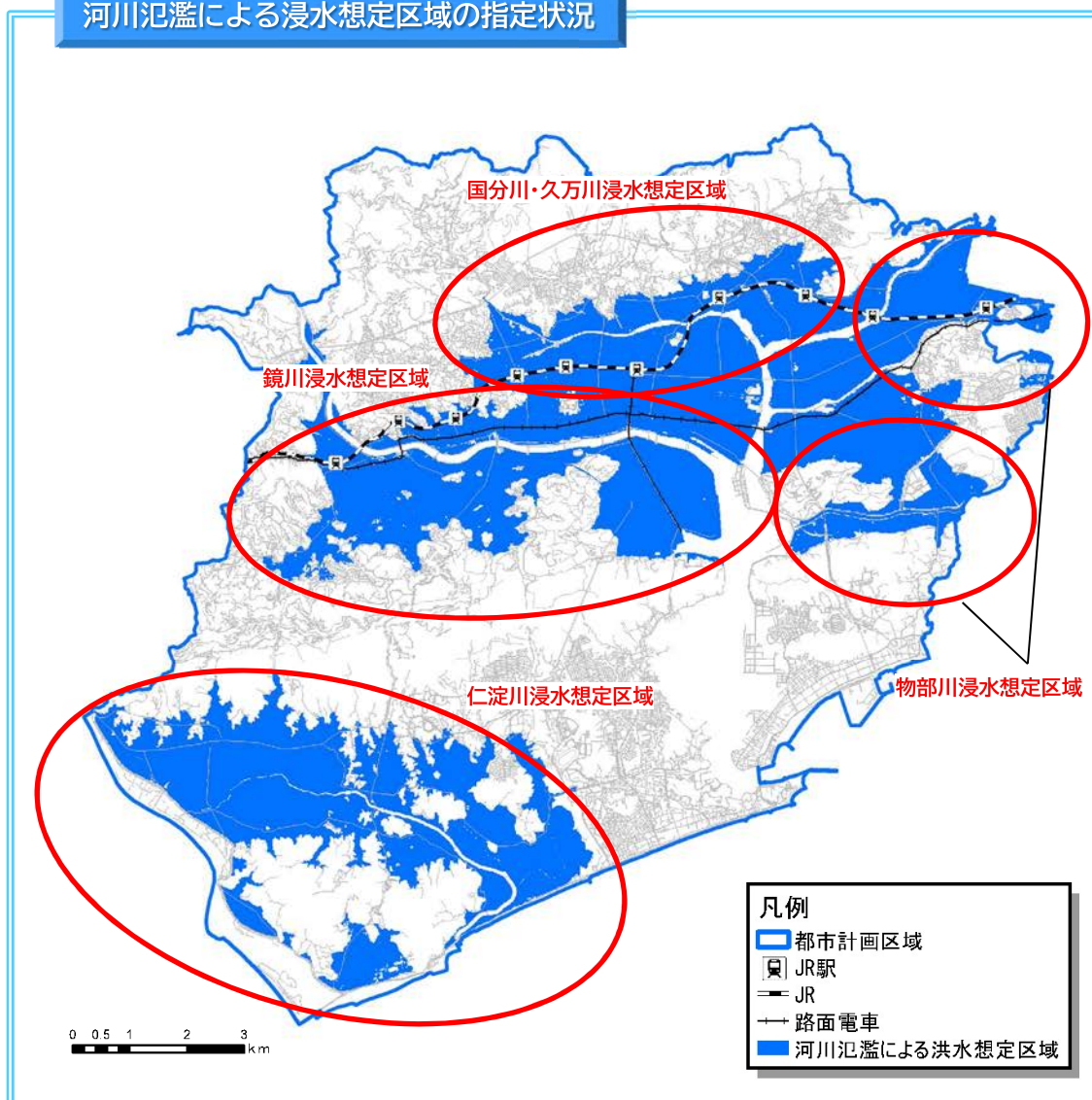
(参考:高知県防災マップ(R2 現在)、高知県危機管理・防災課提供資料)

10) 水防の被害想定

① 河川氾濫による浸水想定区域

・河川氾濫による浸水想定区域は、鏡川浸水想定区域、国分川・久万川浸水想定区域、仁淀川浸水想定区域、物部川浸水想定区域に分けられています。

河川氾濫による浸水想定区域の指定状況



※「想定最大規模の降雨(おおよそ 1000 年に 1 度)」の浸水を想定した区域

(参考:高知市洪水ハザードマップ、高知県危機管理・防災課提供資料)

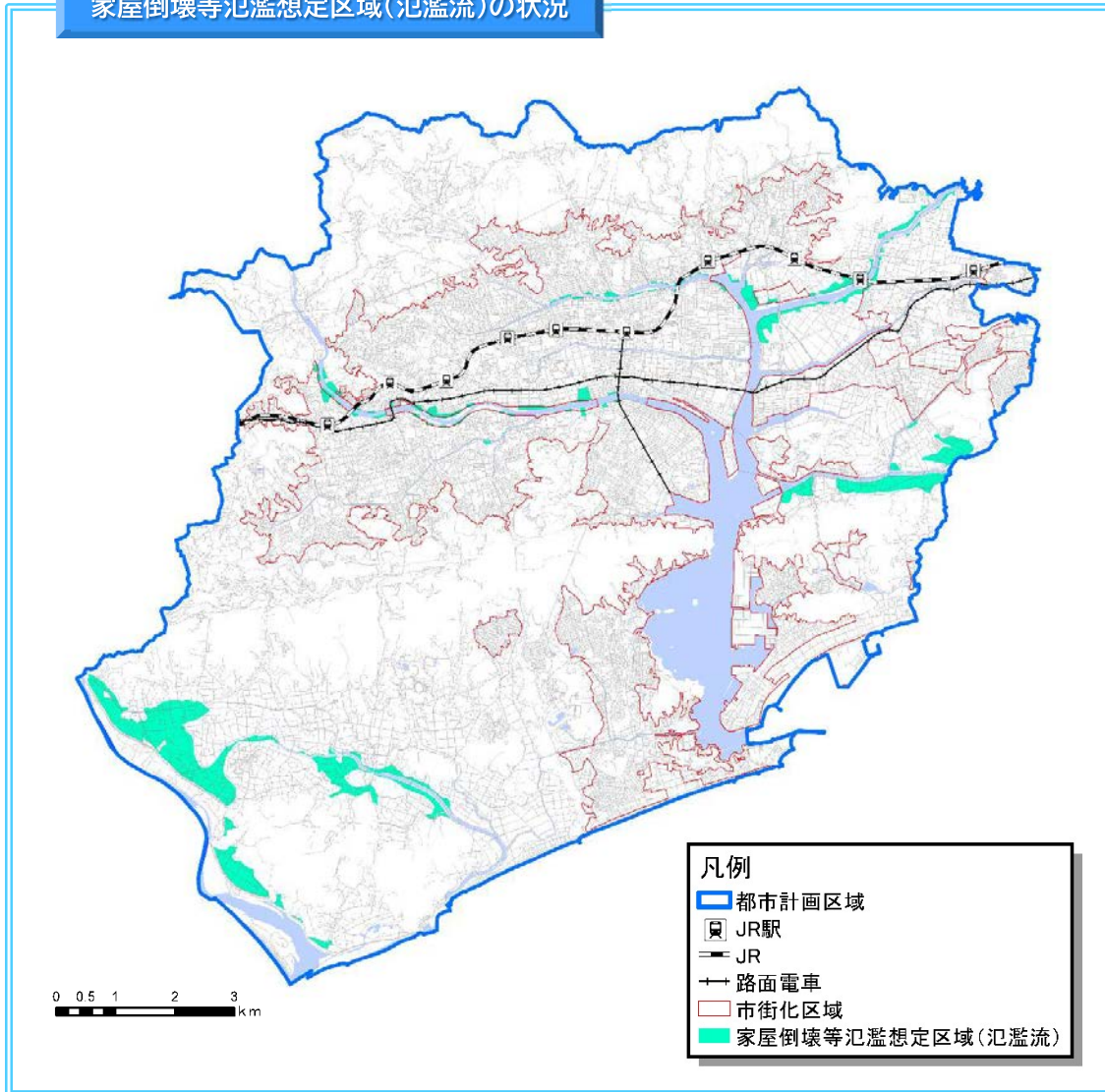
■ 想定最大規模の降雨(おおよそ 1000 年に 1 度)

- 鏡川浸水想定区域は、想定最大規模の降雨(24 時間総雨量 1,123mm)が降ったことにより鏡川が氾濫した場合を想定しています。
- 国分川・久万川浸水想定区域は、想定最大規模の降雨(12 時間総雨量 808mm)が降ったことにより国分川・久万川が氾濫した場合を想定しています。
- 仁淀川浸水想定区域は、想定最大規模の降雨(48 時間総雨量 904mm)が降ったことにより仁淀川が氾濫した場合を想定しています。
- 物部川浸水想定区域は、想定最大規模の降雨(12 時間総雨量 681mm)が降ったことにより物部川が氾濫した場合を想定しています。

② 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)の状況

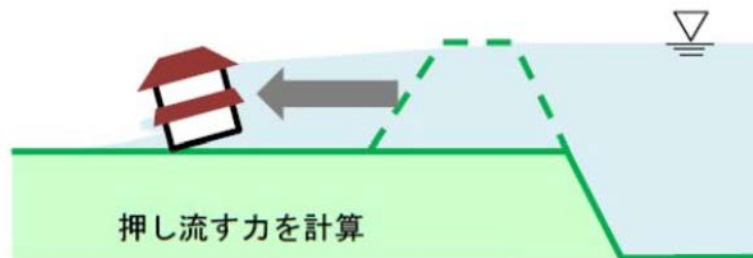
- ・想定最大規模の降雨による洪水で、木造二階建て家屋が倒壊する可能性のある家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、鏡川、久万川、国分川、仁淀川、物部川の沿岸において指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)の状況



(参考:高知県河川課提供資料、高知市防災政策課提供資料)

【氾濫流のイメージ】

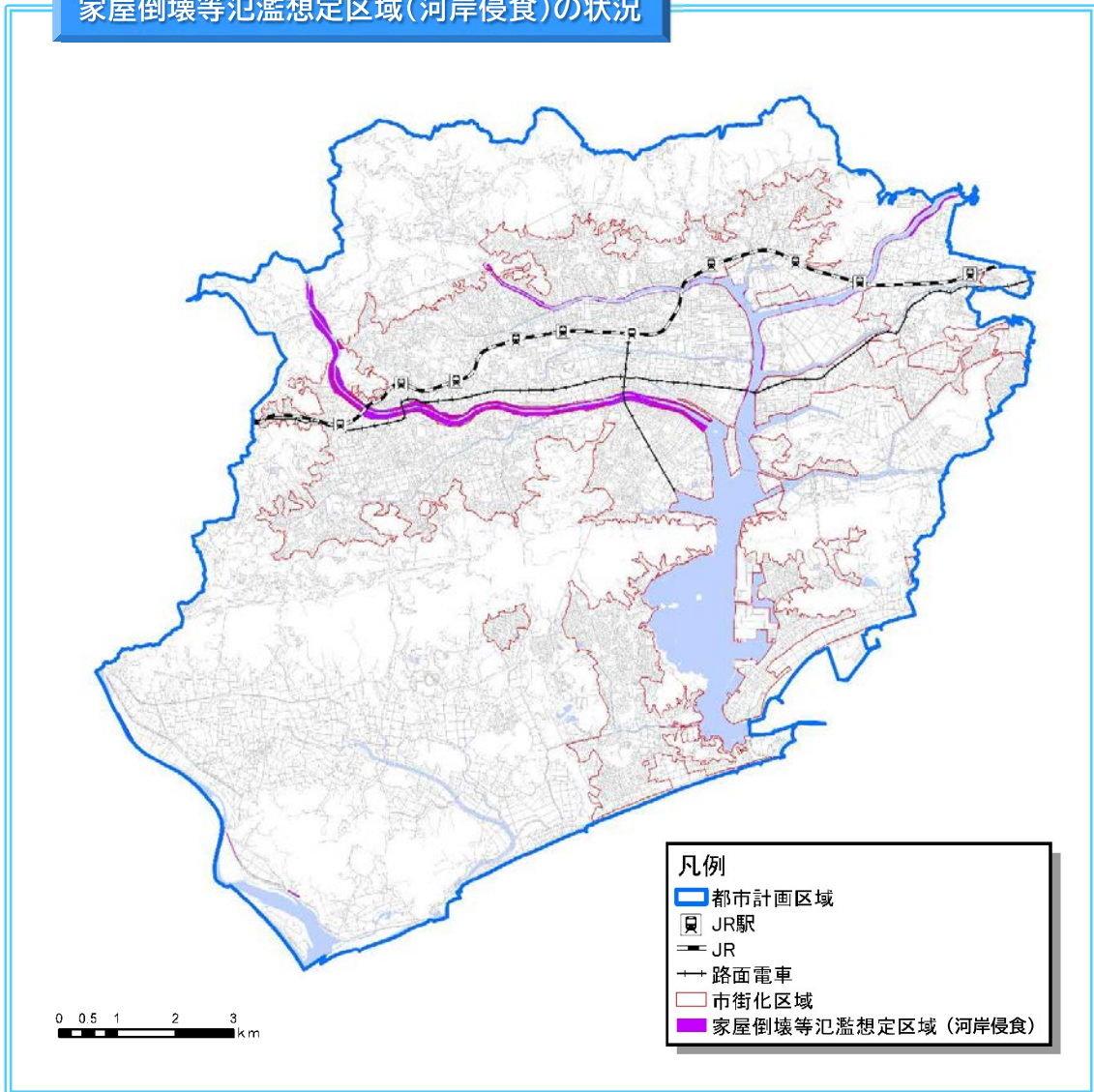


(出典:高知県土木部河川課 HP)

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の状況

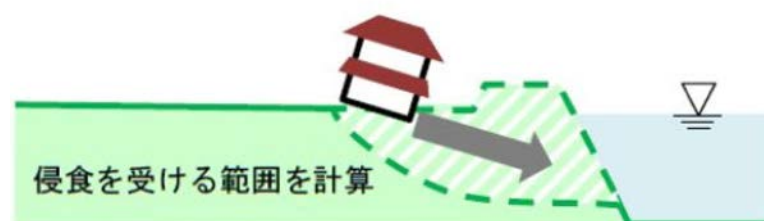
・出水時に河道形状から、河岸が侵食されることにより家屋が倒壊する可能性のある家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)は、鏡川、久万川、国分川、仁淀川の河岸において指定されています。

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)の状況



(参考:高知県河川課提供資料、高知市防災政策課提供資料)

【河岸侵食のイメージ】

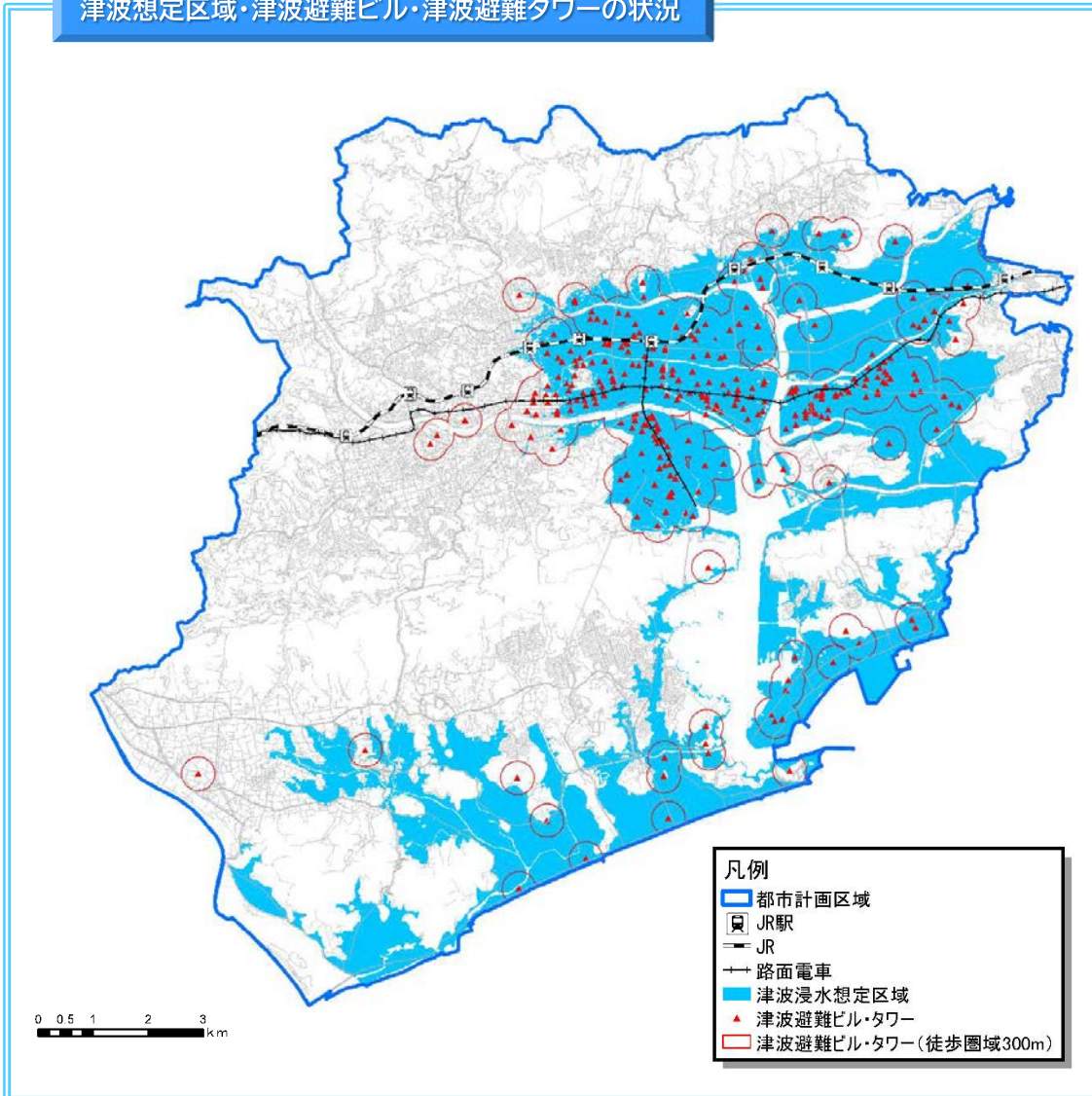


(出典:高知県土木部河川課 HP)

④ 津波浸水想定区域と津波避難ビルの指定及び津波避難タワーの整備状況

- ・南海トラフ地震による津波浸水想定区域は、春野地域、長浜地域、三里地域の海岸沿いと、中心部から東部地域にかけて指定されています。
- ・津波避難ビルは、既成市街地の津波浸水想定区域に集中して指定されており、津波避難タワーは沿岸部に多く整備されています。

津波想定区域・津波避難ビル・津波避難タワーの状況

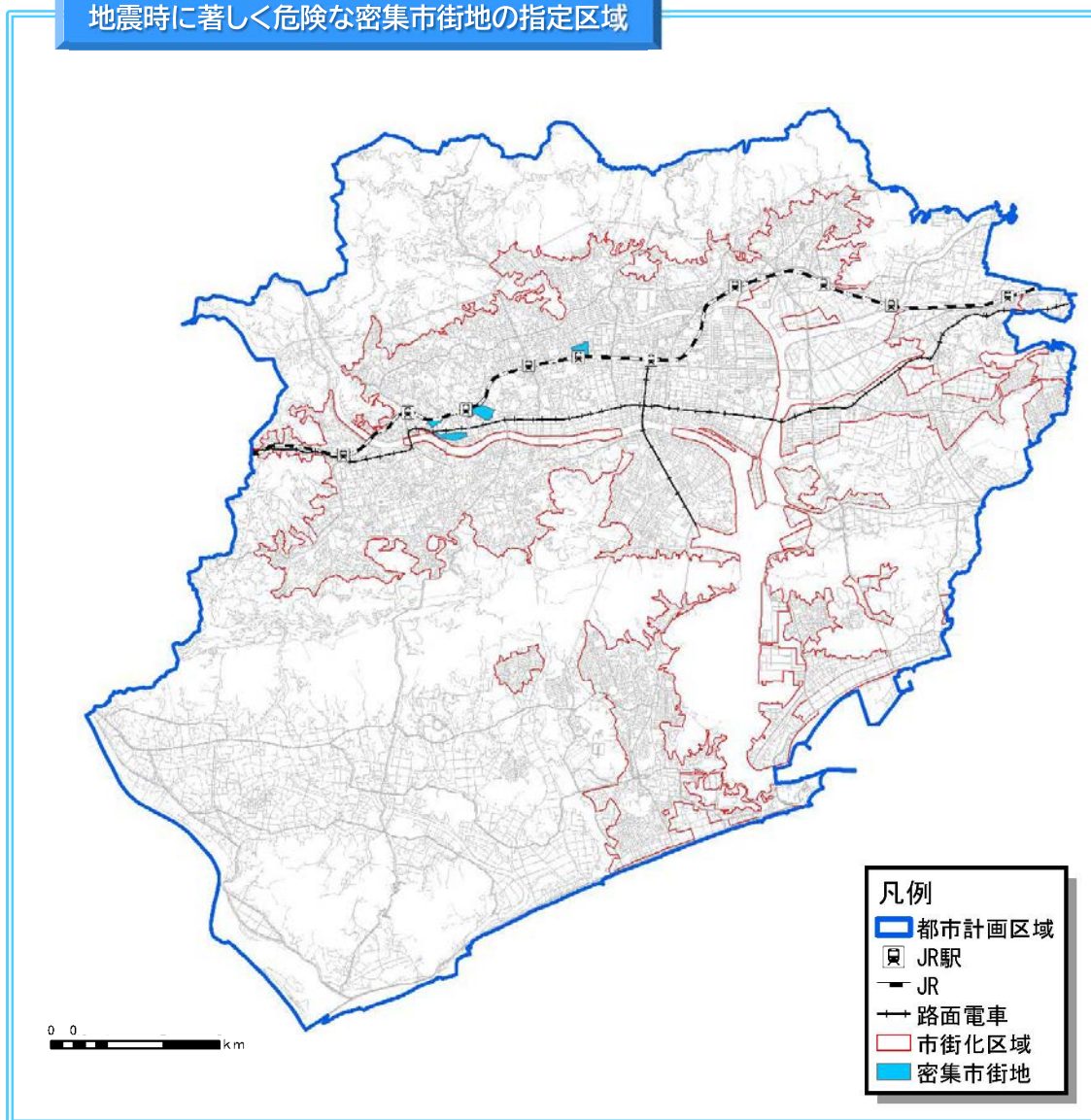


(参考:高知市津波ハザードマップ、高知県危機管理・防災課提供資料、高知市 HP(R2.12 現在))

11) 都市災害に関する指定区域の状況

- ・地震防災対策上多くの課題を抱える密集市街地の改善は、都市の安全確保のため喫緊の課題であり、2011(平成 23)年3月 15 日に閣議決定をした住生活基本計画(全国計画)において「地震時などに著しく危険な密集市街地」を定め、解消に向けた取り組みを進めています。
- ・本市においては、幸町、水源町、中須賀町、下島町の4地区が指定されています。

地震時に著しく危険な密集市街地の指定区域



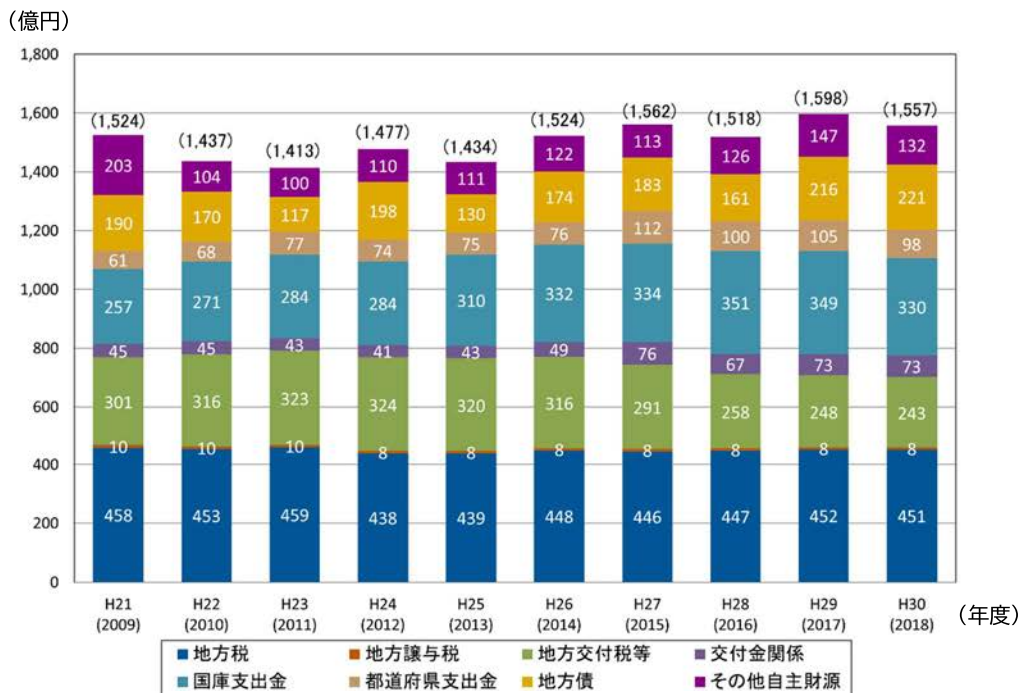
(参考:国土交通省 HP『地震時などに著しく危険な密集市街地(H24 現在)』)

12) 財政の状況

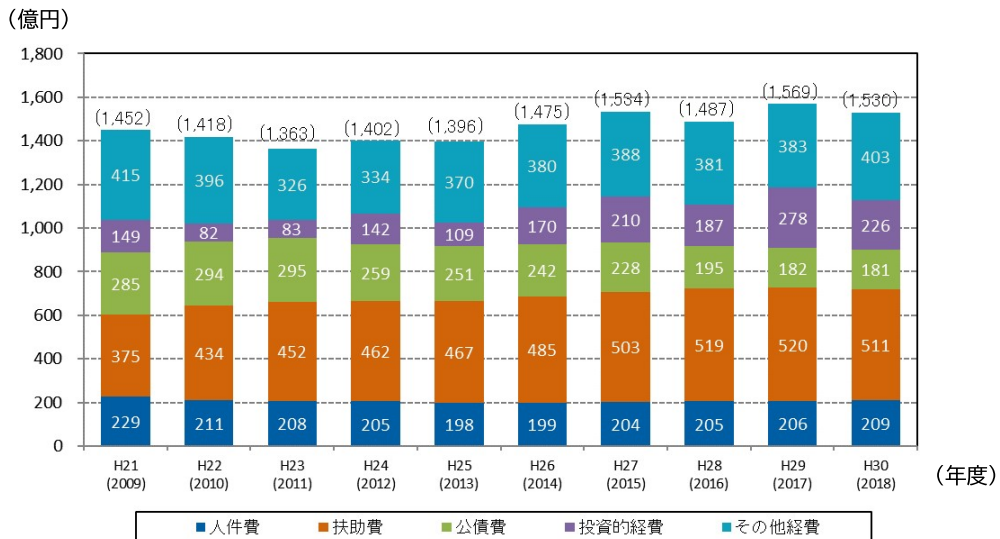
(1) 歳入・歳出

- ・本市の財政規模は、1,500 億円前後で推移しています。
- ・歳入は、地方税が約3割を占めており、直近 10 年では、440～460 億円程度でほぼ横ばい傾向です。
- ・歳出は、生活困窮者、児童、高齢者、心身障がい者などを援助するための扶助費が増加傾向にあります。
- ・道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備に要する投資的経費は減少傾向にありましたが、2014(平成 26)年度以降 200 億円前後で推移しています。

■歳入額の推移



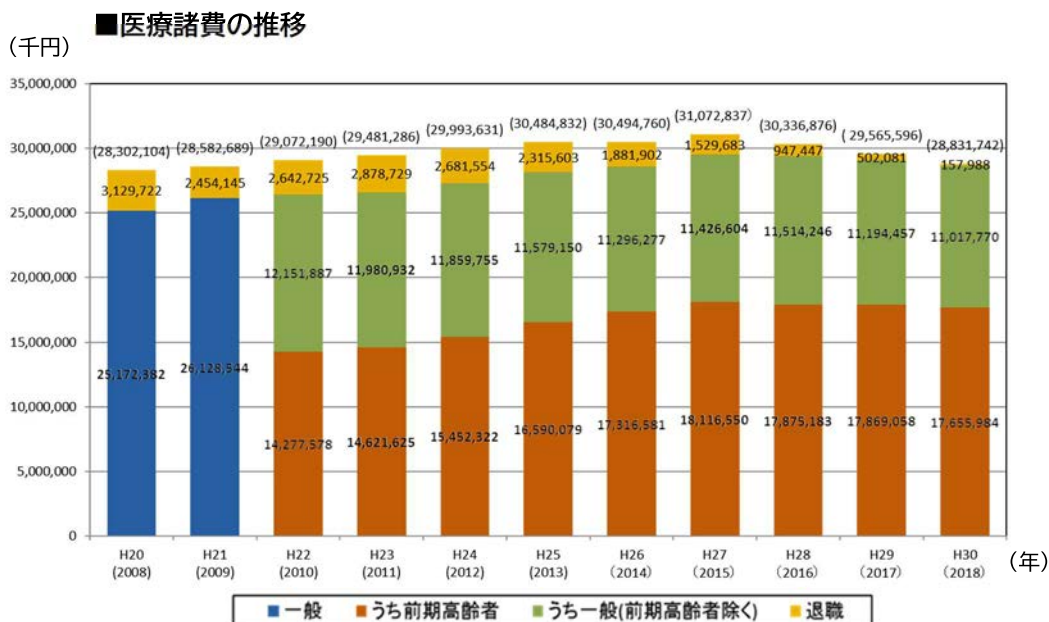
■歳出額の推移



(2) 医療費・公共施設維持管理費

① 医療費の状況

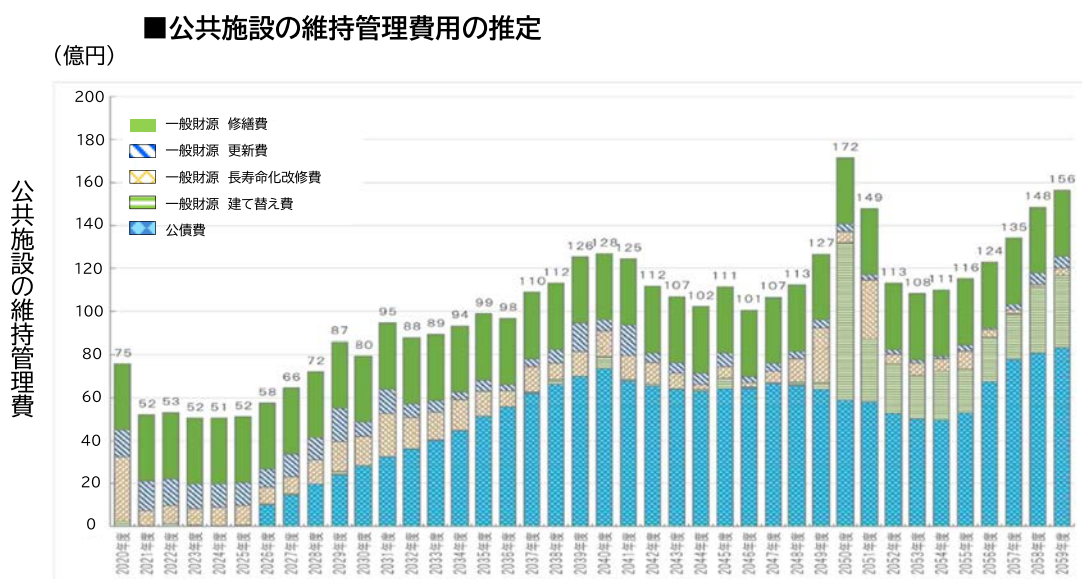
- ・本市の医療諸費は、2008(平成 20)年から 2015(平成 27)年にかけて増加が続いています。
- ・一般の内訳をみると、前期高齢者の割合が増加傾向となっており、2018(平成 30)年においては全体の約 6 割を占めています。



※2006(平成 18)年から 2010(平成 22)年までは 2 分類(一般と退職)
 (参考:高知市の国保 R 元年度(H30 年実績))

② 公共施設の維持管理費用の推定

- ・高知市公共施設白書では、本市の建物や道路など全ての公共施設を保有し続けるために、適切に修繕、維持管理を行うための負担額は、現在約 75 億円で 2037(令和 19)年には 100 億円を超える推定となっています。



(出典:高知市公共施設白書(R2 年5月改定))

13) 高知市全域を対象とする都市構造評価

(1) 都市構造の評価に関するハンドブックの指標

都市構造のコンパクトさを評価する手法としての「都市構造の評価に関するハンドブック」(出典:国土交通省)を基に、本市の都市構造を定性的に評価し、類似規模都市との比較を6つの分野(①生活利便性、②健康・福祉、③安全・安心、④地域経済、⑤行政運営、⑥エネルギー/低炭素)に分けて行いました。

■都市構造の評価に関するハンドブックの指標

	評価軸	評価指標の例	
① 生活利便性	◎都市機能や居住機能を適切に誘導することにより、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な、医療、福祉、商業などの生活機能と公共交通サービス機能が充足した街を実現すること		
	取組の方向性	■適切な居住機能の誘導 一都市機能誘導区域など生活利便性の高い区域及びその周辺に居住が誘導され、徒歩圏に必要な生活機能等を享受できること	✓ 居住を誘導する区域における人口密度 ✓ 日常生活サービス機能等を徒歩圏で享受できる人口の総人口に占める比率
		■都市機能の適正配置 一都市機能が生活の拠点など適切な区域に立地、集積していること	✓ 日常生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度
		■公共交通サービス水準の向上 一公共交通のサービス水準が高まり利用率が向上していること	✓ 公共交通の機関分担率 ✓ 公共交通沿線地域の人口密度
② 健康・福祉	◎市民の多くが歩いて回遊する環境を形成することにより、市民が健康に暮らすことのできる街を実現すること		
	取組の方向性	■徒歩行動の増加と健康の増進 一高齢者等の社会活動が活発化し、徒歩等の移動が増大すること 一それにより市民の健康が増進すること	✓ メタボリックシンドロームとその予備軍の総人口に占める割合 ✓ 徒歩、自転車の機関分担率
		■都市生活の利便性の向上 一日常生活サービス機能や公共交通サービスが徒歩圏域で充足していること	✓ 高齢者徒歩圏内に医療機関がない住宅の割合 ✓ 福祉施設を中学校区程度の範囲内で享受できる高齢者人口の割合
		■歩きやすい環境の形成 一歩行者空間が充実し、公園緑地も住まいの近くに配置されるなど歩きやすい環境が整備されていること	✓ 歩行者に配慮した道路延長の割合 ✓ 高齢者徒歩圏内に公園がない住宅の割合
③ 安全・安心	◎災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること		
	取組の方向性	■安全性の高い地域への居住の誘導 一災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること	✓ 防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
		■歩行環境の安全性の向上 一都市内において安全な歩行者環境が確保されていること	✓ 歩行者に配慮した道路延長の割合
		■市街地の安全性の確保 一オープンスペースの適切な確保など、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること	✓ 公共空間率 ✓ 最寄り緊急避難場所までの平均距離 ✓ 人口あたりの交通事故死者数
■市街地の荒廃化の抑制 一空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること		✓ 空き家率	
④ 地域経済	◎都市サービス産業が活発で健全な不動産市場が形成されている街を実現すること		
	取組の方向性	■ビジネス環境の向上とサービス産業の活性化 一都市機能誘導区域における昼間人口等の集積が高まり、医療、福祉、商業等のサービス産業が活性化すること ■健全な不動産市場の形成 一地価や賃料水準が維持、向上し、空き家など未利用不動産の発生が抑制されること	✓ 従業者一人当たりの第三次産業売上高 ✓ 従業人口密度 ✓ 平均住宅地価
⑤ 行政運営	◎市民が適切な行政サービスを受用できるよう、自治体財政が健全に運営されている街を実現すること		
	取組の方向性	■都市経営の効率化 一人口密度の維持、公共交通の持続性向上、高齢者の外出機会の拡大などにより行政経営の効率化が図られていること	✓ 市民一人当たりの行政コスト ✓ 居住を誘導する地域における人口密度
		■安定的な税収の確保 一医療、福祉、商業等の第三次産業が活発となること 一地価が維持、増進すること	✓ 市民一人当たりの税収額 ✓ 従業者一人当たりの第三次産業売上高 ✓ 平均住宅地価
⑥ エネルギー/低炭素	◎エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない街を実現すること		
	取組の方向性	■運輸部門における省エネ化・低炭素化 一公共交通の利用率が向上するとともに、日常生活における市民の移動距離が短縮すること ■民生部門における省エネ化・低炭素化 一民生部門におけるエネルギー利用効率が向上し、エネルギー消費量が減少すること	✓ 市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量 ✓ 公共交通の機関分担率 ✓ 市民一人当たりの家庭部門CO ₂ 排出量 ✓ 業務部門における従業者一人当たりのCO ₂ 排出量

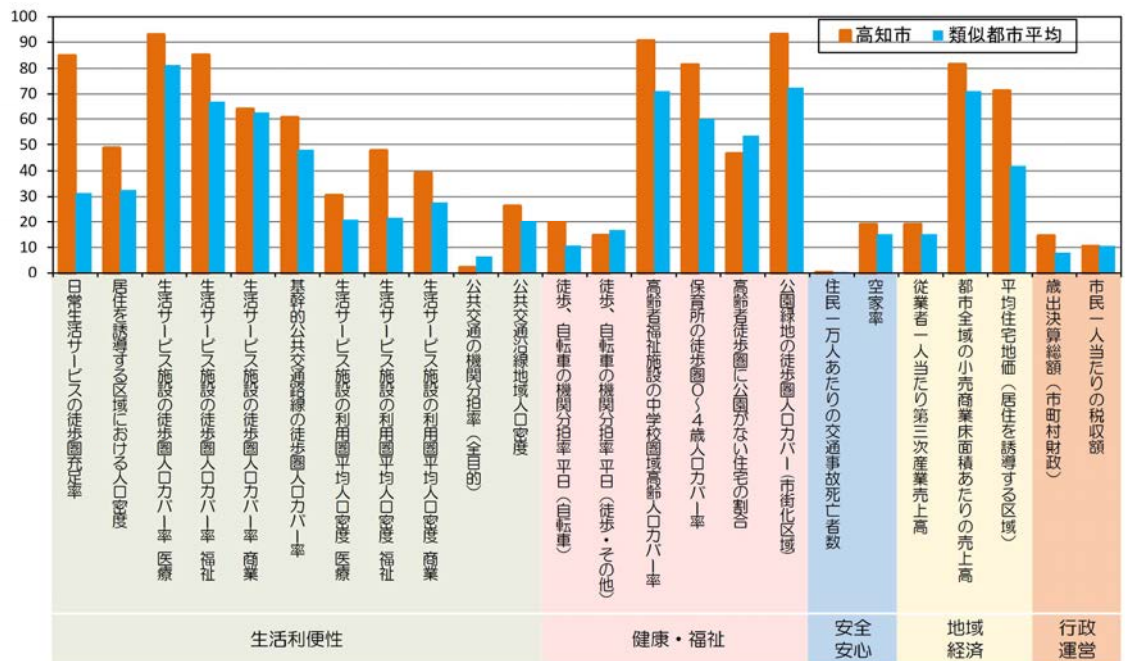
(出典:国土交通省)

2) 類似都市との都市構造評価比較

類似都市(概ね 30 万人の都市)の平均と本市を比較すると、生活利便性分野では、医療や福祉、商業等の生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率が類似都市平均を上回る値となっており、その他健康・福祉分野や地域経済分野についても、類似都市平均よりも多くの指標において上回る値となっていることから、都市機能面でも比較的コンパクトで機能的かつ効率的な都市であると評価できます。

下記で各分野についての評価結果をまとめて示します。

■類似都市との都市構造評価の比較



(出典:国土交通省 都市モニタリングシート H29 年度リーダーチャート作成ツール)

※日常生活サービス(「医療施設」、「福祉施設」、「商業施設」、「基幹的公共交通路線」)の徒歩圏充足率、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率、高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率、福祉施設(1,000m)は市独自集計

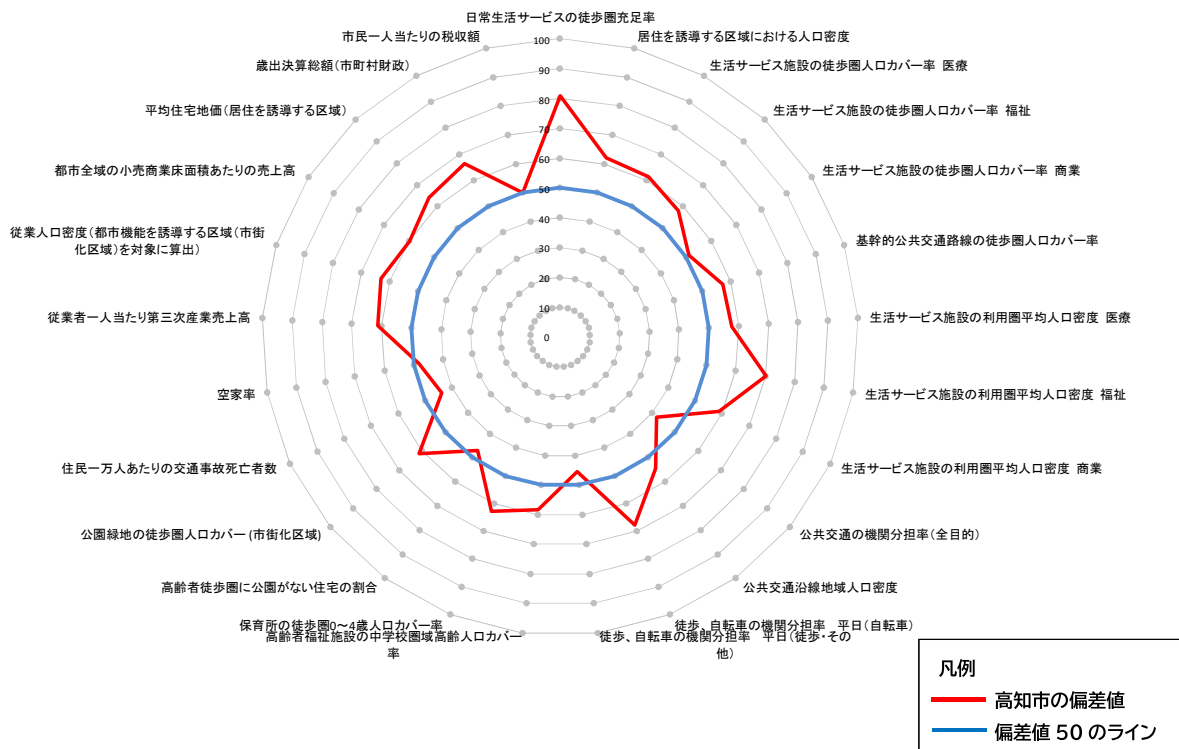
■都市構造評価

分野	評価指標	単位	高知市	類似都市平均	
①生活 利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	85	31	
	居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	49	33	
	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	医療	%	93	81
		福祉	%	85	67
		商業	%	64	63
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	61	48	
	生活サービス施設の利用圏平均人口密度	医療	人/ha	31	21
		福祉	人/ha	48	22
		商業	人/ha	39	28
	公共交通の機関分担率(全目的)	%	2	7	
公共交通沿線地域人口密度	人/ha	26	20		
②健康・ 福祉	徒歩、自転車の機関分担率 平日(自転車)	%	20	11	
	徒歩、自転車の機関分担率 平日(徒歩・その他)	%	15	17	
	高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率_福祉施設(1,000m)	%	91	71	
	保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率	%	82	60	
	高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%	47	53	
	公園緑地の徒歩圏人口カバー(市街化区域)	%	93	73	
	(再掲)公共交通の機関分担率(全目的)	%	2	7	
③安全・ 安心	住民一人あたりの交通事故死者数	人	0.3	0.4	
	空家率	%	19	15	
④地域 経済	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	19	15	
	従業人口密度(都市機能を誘導する区域(市街化区域)を対象に算出)	人/ha	25	17	
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高	万円/㎡	82	71	
	(再掲)空家率	%	19	15	
	平均住宅地価(居住を誘導する区域)	千円/㎡	71	42	
⑤行政 運営	歳出決算総額(市町村財政)	百億円	15	8	
	(再掲)居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	49	33	
	(再掲)公共交通沿線地域人口密度	人/ha	26	20	
	(再掲)徒歩、自転車の機関分担率 平日(自転車)	%	20	11	
	(再掲)徒歩、自転車の機関分担率 平日(徒歩・その他)	%	15	17	
	市民一人当たりの税収額	千円	106	106	
	(再掲)従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	19	15	
	(再掲)都市全域の小売商業床面積あたりの売上高	万円/㎡	82	71	
	(再掲)平均住宅地価(居住を誘導する区域)	千円/㎡	71	42	
⑥エネル ギー/ 低炭素	(再掲)公共交通の機関分担率(全目的)	%	2	7	

(出典:国土交通省 都市モニタリングシート H29年度レーダーチャート作成ツール)

※日常生活サービスの徒歩圏充足率、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率、高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率_福祉施設(1,000m)は市独自集計

■都市構造評価 レーダーチャート(類似都市比較)

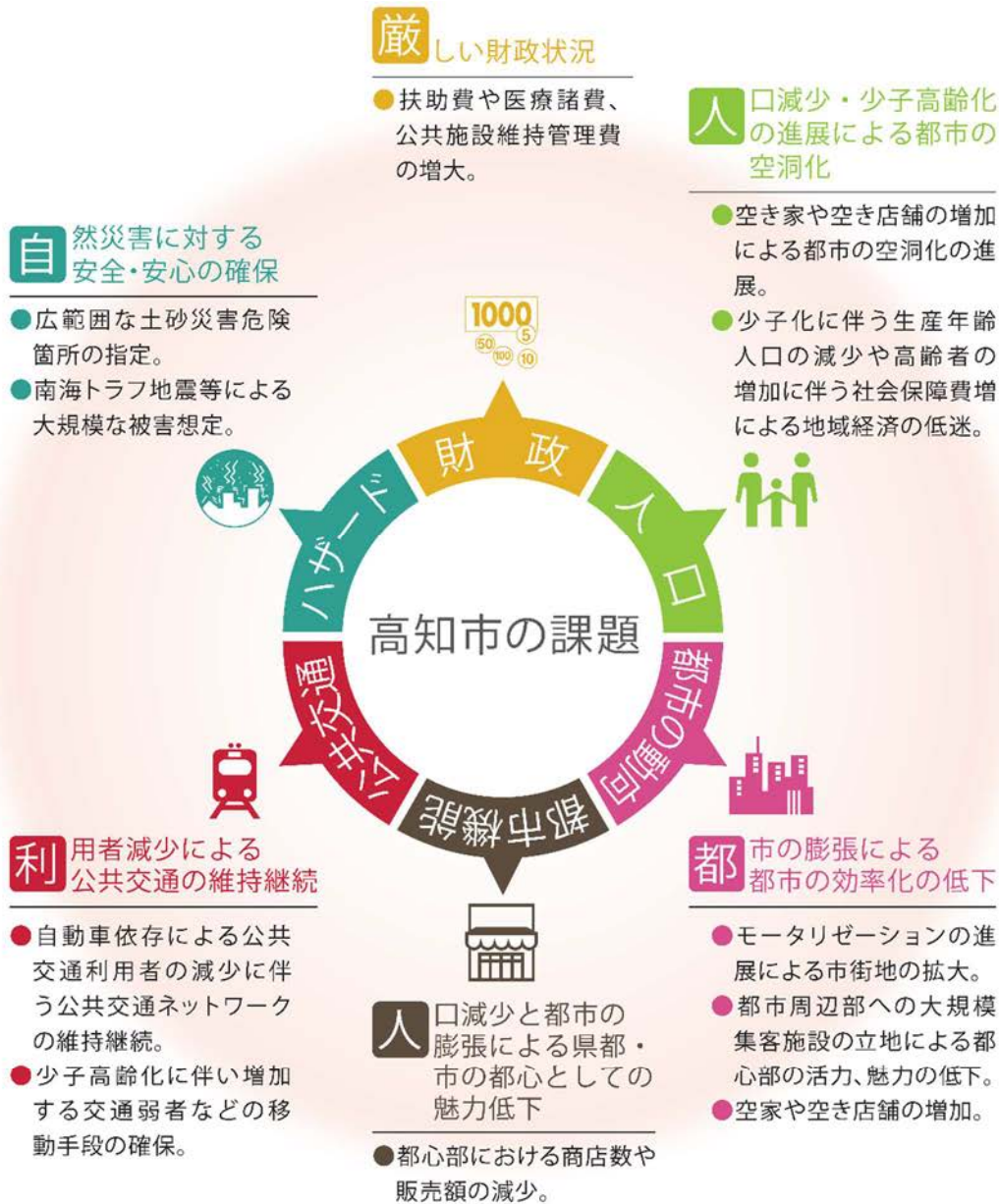


(出典:国土交通省 都市モニタリングシート H29 年度レーダーチャート作成ツール)

※日常生活サービスの徒歩圏充足率、生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率、高齢者福祉施設の中学校圏域高齢人口カバー率_福祉施設(1,000m)は市独自集計

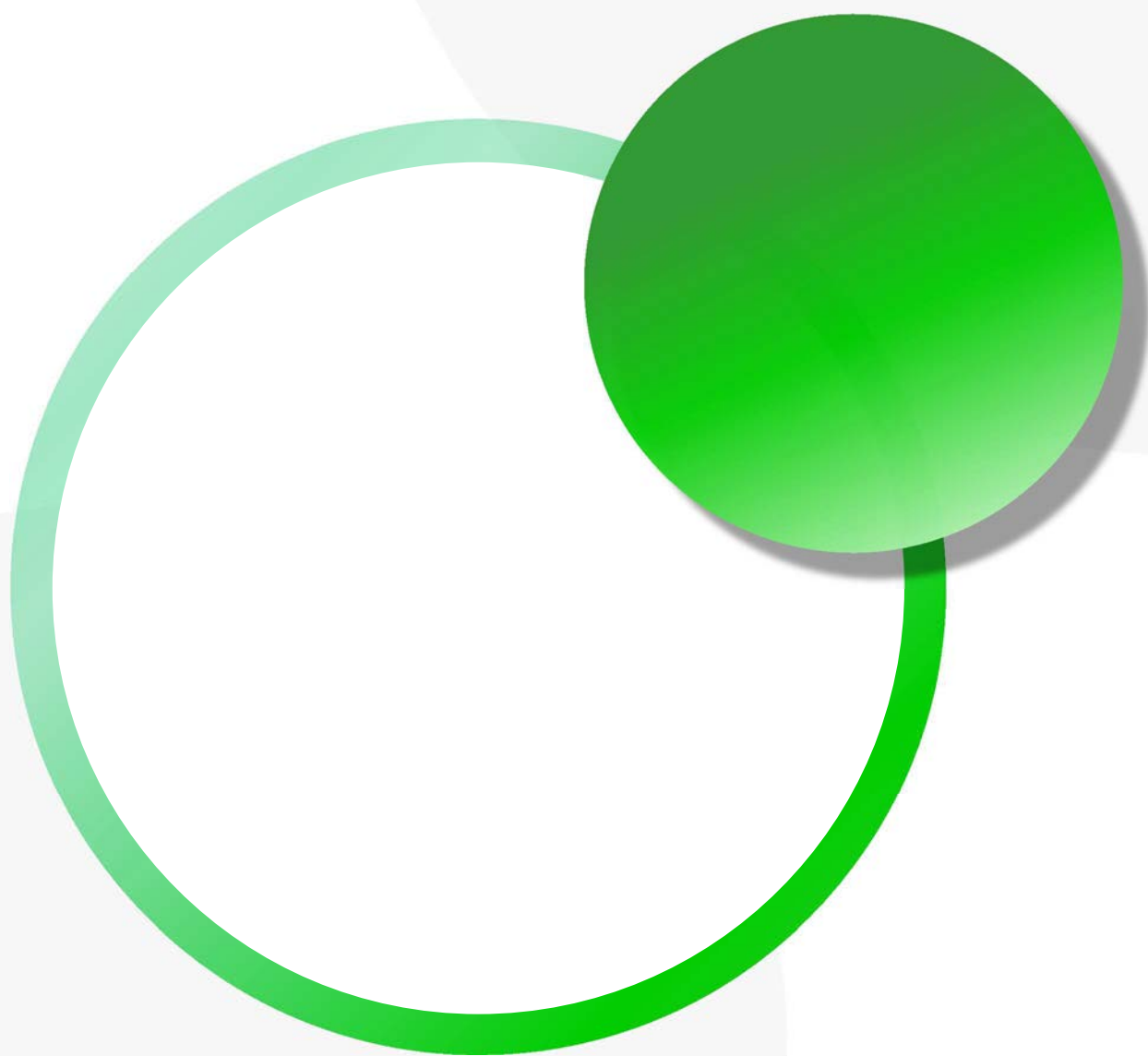
評価分野	評価
① 生活利便性	「日常生活サービスの徒歩圏充足率」が非常に高い値であり、コンパクトで日常生活の利便性が高い都市であることがうかがえます。 「公共交通の機関分担率」が非常に低い値で、極度な自動車依存社会となっていることがうかがえます。
② 健康・福祉	「高齢者福祉施設」、「保育所」の人口カバー率は類似都市平均と比較して高い値となっています
③ 安全・安心	「空き家率」は高い値となっており、都市のストック活用に課題があることがうかがえます。
④ 地域経済	全ての項目において平均を上回っているため、概ね良好であると考えられます。
⑤ 行政運営	「平均住宅宅地価格」が高くなっており、土地評価の高い都市であることがうかがえます。

- 課題については、改善もみられますが、公共施設の維持管理費増大による厳しい財政状況や南海トラフ地震等の大規模災害も想定されることから、課題の見直しは行わない。



コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを実現

第3章 高知市における 立地適正化計画



第3章 高知市における立地適正化計画

1. 地域区分の考え方

地域区分の考え方

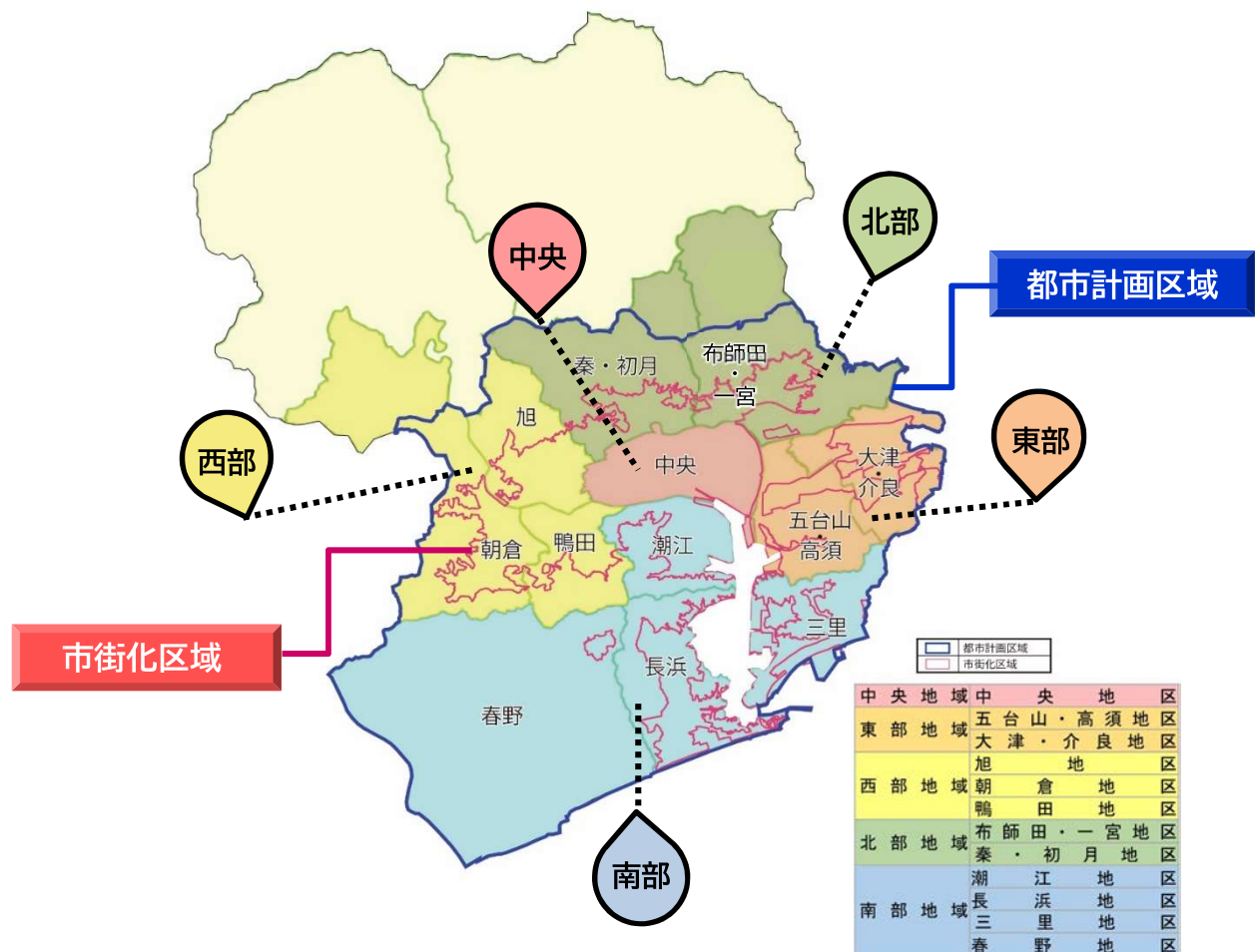
本市は中山間地域である鏡村、土佐山村及び田園地域である春野町との合併により、豊かな自然と都市部が調和した都市が形成されています。今後も、都市部や田園地域、中山間地域のそれぞれのゾーンの多様な特性を活かしながら都市環境形成を図り、バランスのとれた発展を目指します。

立地適正化計画では、これらのゾーンのうち人口が集積する都市部、いわゆる都市計画区域内において定める計画です。都市計画区域内においても、居住誘導区域や都市機能誘導区域については、市街化区域内に定めることと規定されていることから、本市の立地適正化計画は市街化区域内で検討することを基本とします。

市街化区域は春野町の一部区域と合併前の旧高知市に広がっており、旧高知市の地域区分としましては、大分類として中央、東部、西部、南部、北部地域の5地域、中分類として12地区に分類され、都市計画マスタープランでは、それぞれの地区のまちづくりのビジョンを示しています。

立地適正化計画は都市全体の大きな枠組みの中で、都市構造のあり方を示すものであり、俯瞰した土地利用の観点から、これまで投資してきた都市基盤も踏まえ、一定のまとまりのあるエリアとして、中央、東西南北のそれぞれの地域におけるまちづくりの取り組みが必要です。

■地域区分図



2. 立地適正化計画策定の方向性

高知市立地適正化計画では、上位計画やまちづくりの課題、また、これまでの都市の成り立ちを踏まえ、今後の人口減少や少子高齢化に対応した都市像として、高知市都市計画マスタープランに掲げた「持続可能な集約型都市構造」への具体的な取り組みとして、医療・福祉・商業などの都市機能を公共交通の利便性の高い区域に誘導し、高齢者や子育て世代をはじめとする住民が、公共交通によりこれらの施設にアクセスできるよう「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

【 立地適正化計画の基本方針 】

1 コンパクトな都市形成による効率的なまちづくり

居住機能・都市機能をコンパクトに形成することで、都市基盤の保全など行政サービスコストの低減とともに、民間サービスも効率的に行えるまちづくりを推進します。

2 公共交通を軸としたまちづくり

利便性の高い公共交通ネットワークを軸に都市機能と居住地の一体的な配置を図ります。

3 都市の魅力・活力を高める都市拠点の形成

県及び本市の中心核としてにぎわい、交流、活動を促進する多様かつ高次元の都市機能を集積する拠点を設定し、更なる機能の高度化、充実を図ります。

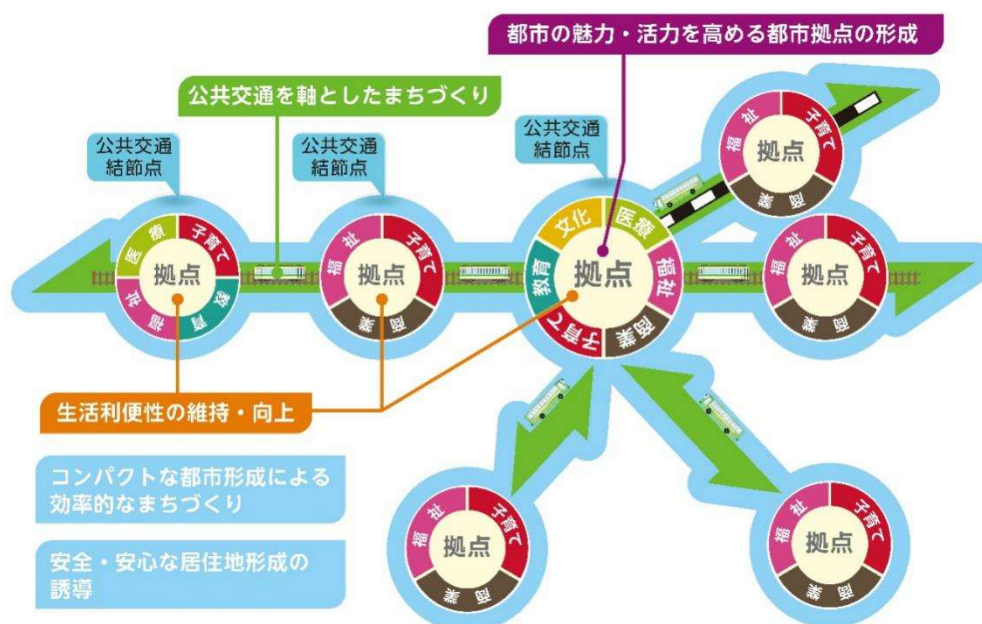
4 生活利便性の維持・向上

日常生活サービス機能の維持や利用環境の向上を図り、高齢者や子育て世代をはじめとする市民が快適に生活できる環境を形成します。

5 安全・安心な居住地形成の誘導

土砂災害の危険性の高い区域での居住を抑制するなど、暮らしの安全性を確保し、安心できる居住地の形成を誘導します。

■立地適正化計画の概念図



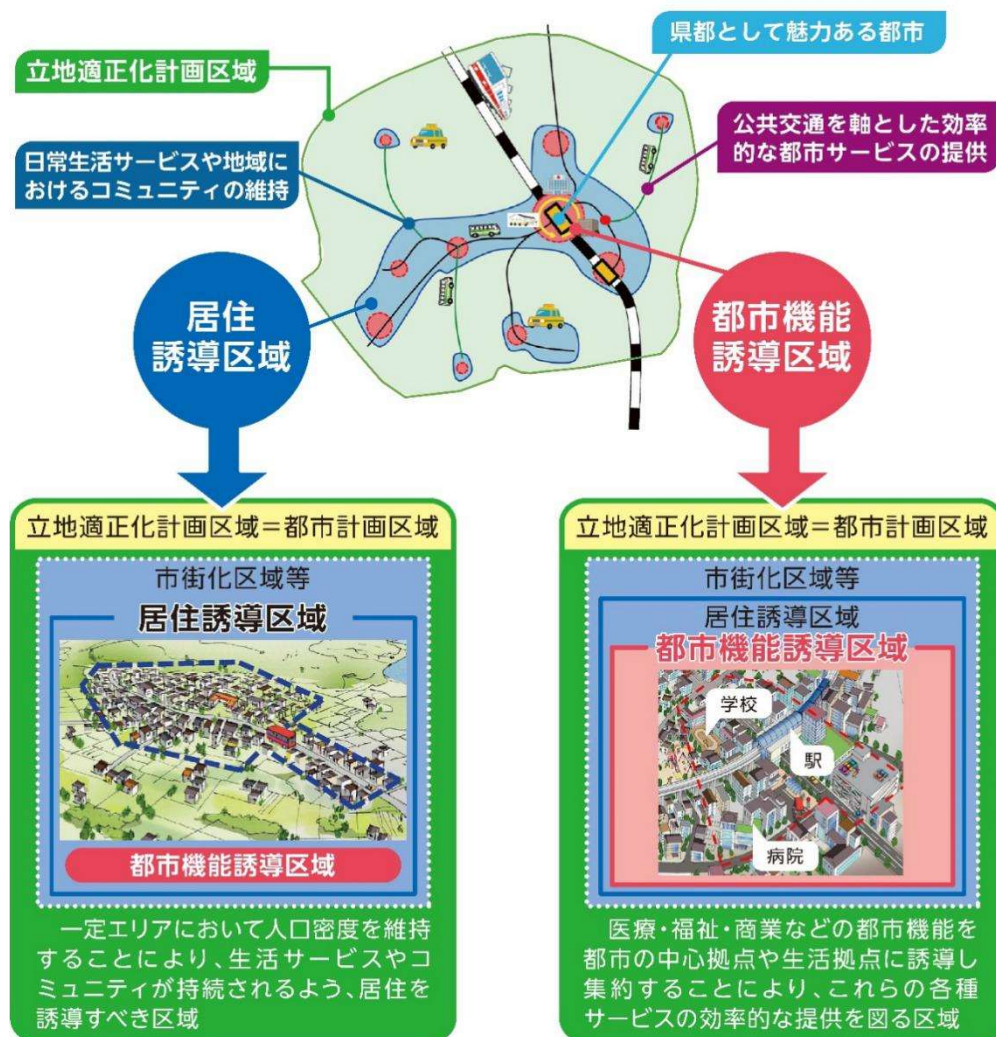
3. 誘導区域・施設の設定における考え方

立地適正化計画では、今後の人口減少、少子高齢化社会においても日常生活サービスや地域におけるコミュニティが維持・継続されるよう居住を誘導又は維持すべき居住誘導区域と、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の拠点に誘導又は維持することにより、各種サービスの効率的な提供が図れる区域として都市機能誘導区域を定め、誘導又は維持する施設として、都市機能誘導施設を設定します。

本市は江戸期の藩政時代から城下町として都市が広がり、現在では県内人口の約45%を占める県都であるとともに、県内総生産の約48%を占めるなど、県内の政治や経済、文化の中核を担う人口約33万人の中核都市として成長してきました。今後も各種政策により、県全体の牽引役としての役割を發揮していく必要があります。

このため、居住誘導区域や都市機能誘導区域については、上位計画や関連計画と整合を図りつつ、これまで築いてきた都市基盤や土地利用政策などを踏まえ、都市全体を見渡し、公共交通を軸として効率的な都市サービスが提供できるように適切に設定することにより、将来都市構造の実現に向けて、魅力ある暮らしやすい都市を形成していきます。

■各誘導区域イメージ図



4. 居住誘導区域

1) 居住誘導区域設定の考え方

将来の人口減少・少子高齢化の社会を見据えると、居住者が日常生活利便施設や公共交通を効率的に利用できる環境づくりが必要となります。

居住誘導区域は、人口減少・少子高齢化の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、暮らしに必要な生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、今後「居住環境を維持していく区域」として定めるものです。

本市の人口は、2005(平成17)年をピークに減少傾向にあります。人口密度は類似都市と比較しても現状でも非常に高く、また、計画目標年次である2035(令和17)年においても一定の密度が保たれることが想定されていることから、生活サービスの需要が引き続き見込まれ、生活サービス施設を維持していくことが必要になります。

また、人口分布の状況に併せ、本市の都市構造評価においては、他都市と比べても比較的コンパクトな都市が形成されているといえます。

このような観点を踏まえ、本市の居住誘導区域は、これまで構築してきた都市基盤を基本としつつ、公共交通ネットワークを重視して利便施設の立地を考慮しながら客観的に評価を行い、地域の実情に合った区域を定めます。

本市の都市計画区域には、災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンが広範囲に分布しており、災害イエローゾーンについては、居住誘導区域の約74%を占めておりますが、当該区域は長い年月を経て都市ストックが構築され、人口密度が高い地域でもあり、生活サービス施設等が多く分布しております。

都市計画運用指針にも記載されているように、この範囲を居住誘導区域から全て取り除くことは、市民の合意形成はもとより、膨大な時間、費用が必要になることから、現実的には困難であります。

これらのことから、本市では地域の災害リスクの現状を踏まえ、リスクが高く居住や都市機能の立地を避けるべき地域と、リスクがあっても、防災・減災対策によりリスクを軽減し、一定程度のリスクがあることを認識し、受け止めたうえで、都市的な土地利用や居住の誘導を進める必要がある地域を設定することとしました。

なお、居住地は市民の価値観やライフスタイルによって選択する要素はさまざまであり、個人の自由でもあることから、必ずしも居住誘導区域内に住まなければならないものではありません。居住誘導区域は、市内での転居や市外からの転入を検討する際の選択肢の1つとして提示するもので、生活サービス施設や公共交通が整った便利な暮らしが行える区域として推奨するものです。

2) 居住誘導区域の検討

居住誘導区域を検討するうえでは、建築が制限されている区域や土砂災害及び浸水の危険がある区域等について、考慮する必要があります。

本市の居住誘導区域を検討するうえで考慮すべき区域等については、以下のような状況です。

■居住誘導区域を検討するうえで考慮すべき区域

エリア名	根拠法令	該当	備考
① 「都市再生特別措置法第 81 条第 11 項、同法施行令第 24 条により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域			
市街化調整区域	都市計画法 第 7 条第 1 項	●	
災害危険区域のうち、 居住が禁止されている区域	建築基準法 第 39 条第 1 項、第 2 項	—	★
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律 第 8 条第 2 項、第 1 号	●	
農地・採草放牧地	農地法 第 5 条第 2 項第 1 号	●	
特別地域	自然公園法 第 20 条第 1 項	●	
保安林の区域	森林法 第 25 条の 2	●	
原生自然環境保全地域特別地区	自然環境保全法 第 14 条第 1 項、第 25 条第 1 項	—	
保安林予定森林の区域 保安施設区域 保安施設区域に予定された地区	森林法 第 30 条、第 30 条の 2、第 41 条、第 44 条において 準用する同法第 30 条	—	
② 都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 9 条第 1 項	●	
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 72 条第 1 項	—	★
災害危険区域	建築基準法第 39 条第 1 項、第 2 項	—	★
地すべり防止区域	地すべり等防止法 第 3 条第 1 項	●	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 第 3 条第 1 項	●	
③ 都市計画運用指針より、「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域			
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 7 条第 1 項	●	
津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 53 条第 1 項	—	
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律 第 8 条第 1 項	●	
浸水想定区域	水防法 第 14 条第 1 項	●	
都市洪水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法 第 32 条第 1 項	—	
都市浸水想定区域	特定都市河川浸水被害対策法 第 32 条第 2 項	—	
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食)	—	●	
④ 都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域			
工業地域	都市計画法 第 8 条第 1 項第 1 号	●	
工業専用地域	都市計画法 第 8 条第 1 項第 1 号	●	
臨港地区	都市計画法 第 8 条第 1 項第 9 号	●	
大規模な公有地	公有地の拡大の推進に関する法律 第 2 条第 1 号	●	
大規模な都市計画施設	都市計画法 第 11 条	●	
地区計画 (条例で住宅が建築制限の場合)	都市計画法 第 12 条の 4 第 1 項第 1 号	●	
特別用途地区 (条例で住宅が建築制限の場合)	都市計画法 第 8 条第 1 項第 2 号	—	
⑤ 都市計画運用指針より、留意すべき事項として「居住誘導区域に含めず、保全を図ることが望ましい」とされている区域			
生産緑地地区	生産緑地法 第 3 条	●	

※「該当」は本市で指定されているもの

※「★」は、今後指定された場合は除外を行うもの

① 「居住誘導区域に含まないこと」とされている区域について

市街化調整区域、農用地区域、農地・採草放牧地、特別地域、保安林については、個別法により建築が規制されている区域であるため、**居住誘導区域から除外**します。

② 「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域について

土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等(以下、災害レッドゾーン)については、都市計画運用指針によると「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域です。

災害レッドゾーンについては、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがある区域であり、将来的な建替えが困難となることから、**居住誘導区域から除外**します。

ただし、地すべり防止区域において地すべり防止工事が完了している地区、急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止工事が完了している地区など、災害防止上必要な対策がなされている地区については、**居住誘導区域に含む**こととします。^{*}

また、今後地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域において、対策がなされた地区については、居住誘導区域に含めるように見直しを行います。

※都市計画運用指針(令和2年9月改定)において、「地すべり防止区域において地すべり防止工事が完了している地区、急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止工事が完了している地区など災害防止上必要な対策がなされている地区については、関係部局と協議の上、居住誘導区域とすることが考えられる。
この場合、居住誘導区域への追加は対策の完了後に行うことが望ましい。」と明記

③ 「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、

居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域について

土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、洪水想定区域(以下、災害イエローゾーン)については、都市計画運用指針によると「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域です。

これらの区域については、本市の中心市街地や既に市街地が形成されている箇所等、広範囲に分布しているため、居住誘導区域から除外することが現実的ではないことから、防災対策等を講じることにより**居住誘導区域に含む**こととします。(※後述の災害イエローゾーン等の方針を参照)

また、水防法の改正に伴い、一級・二級河川において公表されている家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)については、想定し得る最大規模の降雨により近傍の堤防が決壊等した場合に、家屋の流出・倒壊をもたらすような氾濫流が発生するおそれがあり、洪水時における垂直避難が困難となり、人的被害に直結する可能性が高いことから、災害レッドゾーンと同等と判断し、**居住誘導区域から除外**することとします。

④ 「居住誘導区域に含めることについては、

慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域について

工業地域や臨港地域、地区計画の規制等により住宅の建築が見込まれない区域については、**居住誘導区域から除外**します。

■ 居住誘導区域から除外する用途制限地域等

該当箇所	除外の考え方
● 工業地域	住工の混在を避け、用途地域の純化を図るため、 居住誘導区域から除外 します。
● 工業専用地域	工業専用地域は工業の業務の利便の増進を図る地域であり、住宅の建築は不可のため、 居住誘導区域から除外 します。
● 臨港地区	港湾機能のさらなる整備充実を図るための地区であり、住宅の建築は不可のため、 居住誘導区域から除外 します。
● 高知みなみ流通団地	地区計画の規制において、住宅の建築が見込まれない区域のため、 居住誘導区域から除外 します。
● 長浜産業団地	
● 高知医療センター ● 高知県立大学池キャンパス	区域全体が公有地であり、住宅の建築が見込まれないため、 居住誘導区域から除外 します。
● 大規模な都市計画施設 (大津緑地、桂浜公園、筆山公園、種崎千松公園)	緑地及び公園区域であり、住宅の建築が見込まれないため、 居住誘導区域から除外 します。

⑤ 留意すべき事項として

「居住誘導区域に含めず、保全を図ることが望ましい」とされている区域について

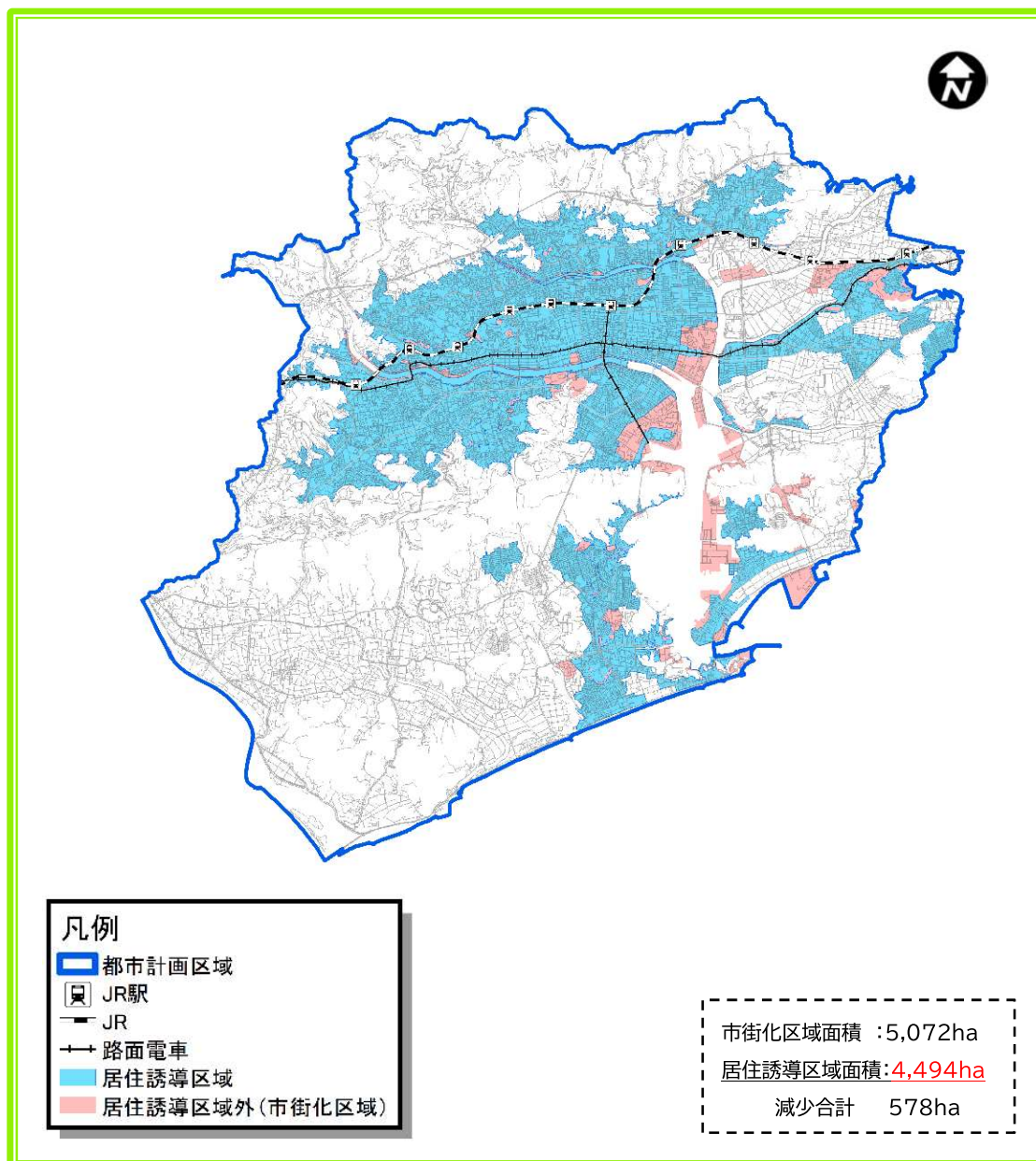
生産緑地地区については、将来にわたり保全することが適当な農地であり、**居住誘導区域に含めず**、保全を図っていきます。

また、今後新たに地区が指定された場合や解除があった場合には、居住誘導区域からの除外及び追加について見直しを行います。

3) 居住誘導区域の範囲

前項による検討により設定した居住誘導区域の面積は **4,494ha**(河川区域を除く)となり、市街化区域の面積 5,072ha に対して約 **11%**縮減した区域となります。

■ 居住誘導区域の範囲



4) 災害イエローゾーン等の取扱い方針

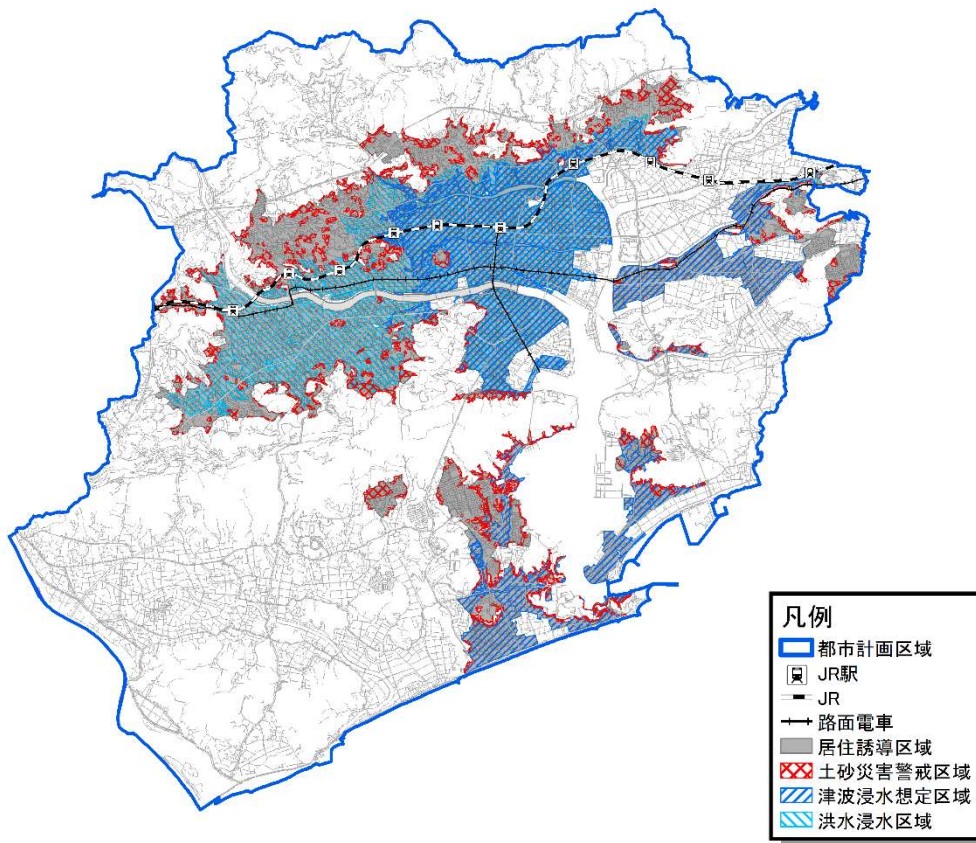
先に示した災害イエローゾーン(土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、洪水想定区域)における取扱い方針を以下に示します。

① 本市の災害イエローゾーンの現況

居住誘導区域内には災害イエローゾーン(土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、洪水想定区域)が広範囲に分布しており、特に河川氾濫による洪水想定区域、津波浸水区域が広く分布しています。また、土砂災害警戒区域(急傾斜、土石流、地すべり)は少ないものの、点在している状況にあります。

居住誘導区域内の災害イエローゾーンの合計面積は 3,322ha(居住誘導区域の約 74%)。これらの地域には人口密度が高い地域や生活サービス施設が分布しています。

■ 居住誘導区域内における災害イエローゾーン分布



■ 居住誘導区域内における災害イエローゾーンの面積及び割合

災害イエローゾーン	居住誘導区域内(ha)	面積割合
土砂災害警戒区域(急傾斜、土石流、地すべり)	496	11.0%
津波浸水想定区域	1,947	43.3%
洪水浸水区域	2,188	48.7%
災害イエローゾーン合計(重複除く)	3,322	73.9%
居住誘導区域面積	4,494	100.0%

② 災害イエローゾーンの取扱い方針

広範囲に分布する災害イエローゾーン内では既に都市基盤が整備されています。市中心部をはじめ、良好な市街地が形成されている箇所が多くあり、災害イエローゾーンを居住誘導から除外することは現実的ではないと考えます。

「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(R2.6)」では、居住誘導区域において、「災害イエローゾーンは総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき」と明記しており、本市では、**災害イエローゾーン**内の都市整備状況を勘案した上で、高知市強靱化計画等による**各種対策**や**国・県との連携による防災対策**を講じ、**安全性を確保**することで、**居住誘導区域に含む方針**とします。

③ 安全性を確保する対策

災害イエローゾーンにおける安全性の確保について、高知市強靱化計画や高知市地域防災計画、**国・県との連携事業等**において、以下のような対策を講じています。

■高知市強靱化計画における主な防災対策

		高知市強靱化計画における取組
		取組名
○河川氾濫の浸水被害への対策		下水道事業による雨水対策の推進
○津波、高潮による浸水被害への対策	・内水排除施設の整備	内水排除施設の耐震・耐津波化
	・津波火災への対策	流出油等による火災に対する消火体制の整備
		石油基地の耐災化の推進
		農業用燃料タンクの津波対策
・水害に強い土地区画整理事業等	津波火災への対策	
○土砂災害への対応		高台地への産業団地整備
○巨大地震への対策	・建物等の耐震化	土砂災害の危険性周知
		既存住宅の耐震化促進
		保育所の耐震化
		医療施設の耐震化促進
		密集市街地の解消
	・上下水道の耐震化等	学校の屋内運動場の老朽化対策
		上水道管路の耐震化
		強靱な消防水利の整備
		上水道施設の耐震化
		断水区域の縮小
・大規模火災への対応	下水道管きよの耐震化	
	農業集落排水施設の整備 (R 2以降)	
	地震火災、津波火災に対する強靱な消防水利の整備	
	市街地火災の延焼防止	
○各災害共通の対策	・避難路、避難地となる防災公園、避難施設等の確保	ブロック塀等倒壊防止対策の推進
		避難路の橋梁耐震化
		避難誘導標識及び避難場所看板の設置
		公園・緑地の整備
		津波避難空間の確保
		長期避難スペースの確保
		福祉避難所の指定
		避難所の開設・運営体制の整備
	・緊急輸送道路等の交通ネットワークの強化	応急仮設住宅の確保
		緊急輸送道路の橋梁耐震化
		緊急輸送道路の橋梁耐震化の促進
		浸水区域外へ移転する北消防署・赤十字病院の接続道路整備
		緊急輸送道路の整備

(出典:高知市強靱化計画(第2期計画))

■ 国・県との連携対策(浦戸湾の地震・津波対策(三重防護))

高知市は浦戸湾奥部に位置するという地理的特性を踏まえ、

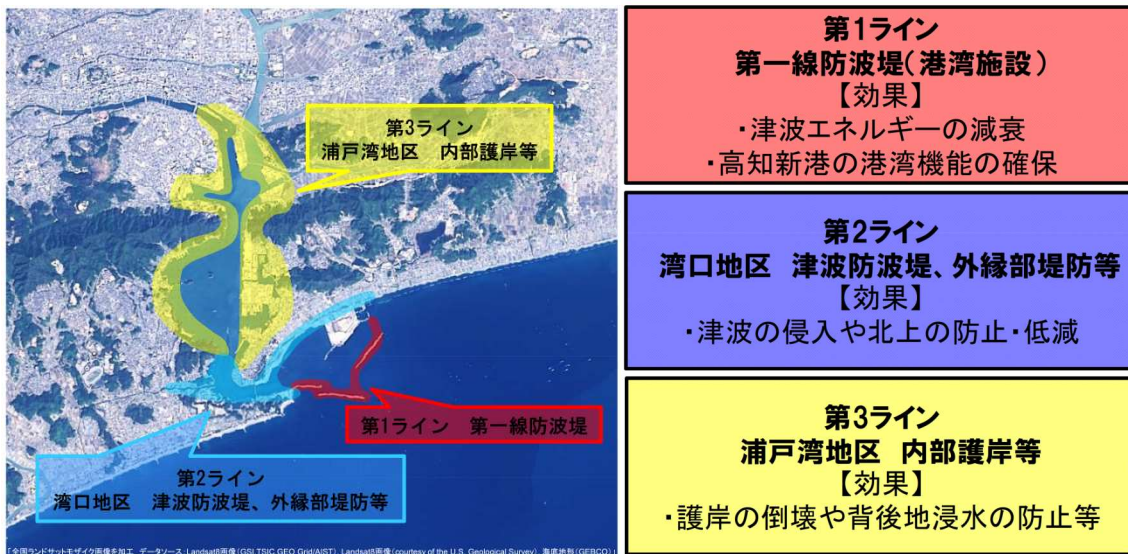
- ▶ 第1ライン： 第一線防波堤
- 第2ライン： 湾口地区津波防波堤・外縁部堤防等
- 第3ライン： 浦戸湾地区内部護岸等

の3つのラインでの対策による「三重防護」による対策を進める。

- ▶ 発生頻度の高い津波(レベル1津波)に対しては堤内地の浸水を防護し、レベル1津波を超える津波(最大クラスの津波(レベル2津波)を含む)に対しては浸水範囲及び浸水深を減少させるとともに、浸水するまでの時間を遅らせる。

事業期間:2016(平成 28)年度~2031(令和 13)年度 総事業費:600 億円

■高知港海岸における三重防護のイメージ



(出典:浦戸湾の地震・津波対策(三重防護)について)

5) 居住誘導区域外における開発行為、建築行為の届出

居住誘導区域外における住宅開発などの動向を把握するため、居住誘導区域外での一定規模の開発行為や建築行為については、本市への届出が義務付けられます。具体的な規模については下記に示します。

■届出対象行為

開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



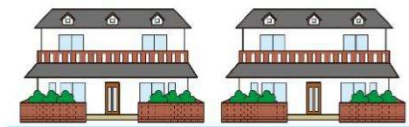
①の例示
3戸以上の開発行為



②の例示
1戸の開発行為
(1,000㎡以上)



800㎡
2戸の開発行為



建築行為

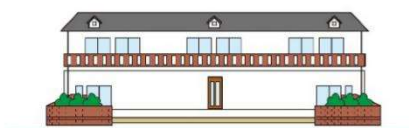
- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など(①)とする場合



①の例示
3戸以上の建築行為



1戸の建築行為



5. 都市機能誘導区域

1) 都市機能誘導区域設定の考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、公共交通ネットワークを軸として、既存の都市ストックを有効に活用しつつ、医療・福祉・商業などの都市機能を誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図るとともに、都市の魅力や活力を向上していくことを目的として定めるものです。

本市は、はりまや橋周辺を中心として東西南北に都市が広がっており、それぞれの地域において特色あるまち並みが形成されています。

特に、本市の政治や経済などの中枢をなす都心部においては、商業やさまざまな業務機能が集積し、県都の広域的な拠点としての役割も担っており、これまで中心市街地活性化基本計画やさまざまな政策によりまちづくりが展開されてきました。

交通面においては、広域的な移動にも活用される鉄道が東西に延びるとともに、市民の身近な交通手段として東西南北を走る路面電車や都市周辺部から都心部へのネットワークを主体とするバスが主な公共交通として利用されており、これらの結節機能を有する駅などにおいては乗降数が多く、その周辺には都市機能の集積がみられます。

本市の都市機能誘導区域は、これまで築いてきた都市ストックなどを有効に活用するとともに、今後の都市基盤整備や関連計画などで定める重要性の高い拠点的なエリアを考慮しつつ、公共交通ネットワークと連携を図りながら区域を定めます。

2) 都市機能誘導区域の設定

県都としてリードする役割を担う都心部に核となる中心拠点を設け、高次都市機能を誘導するとともに、利便性の高い交通結節機能を有する地域に身近な都市サービスが提供できる拠点を形成し、この地域拠点や他の拠点性を有するエリアから中心拠点への公共交通ネットワークの維持・充実を図ることで、将来にわたり安心して快適な生活が送れるよう設定します。

中心 拠点	にぎわいや活力を創出する拠点として、日常生活に必要なサービスを提供するとともに県・市全体を対象とした高次都市機能を誘導することにより、県都としての魅力向上を図る
地域 拠点	JR、路面電車、バスの交通結節点として利便性の高い区域において、日常生活に必要なサービスを提供するとともに質の高い都市機能を誘導することにより、生活利便性の向上を図る

【 都市機能誘導区域の設定基準 】

- 交通結節機能を有する公共交通の利便性が高い区域(高知駅・朝倉駅・旭駅・はりまや橋)
- 県都の経済、政治、文化などにおいてリードする役割を担う区域(高知駅・中活区域※)
- 医療施設、大学などが立地する医療・文教施設が立地する区域(中活区域※・朝倉駅)
- 今後、土地区画整理事業などにより新たなまちづくりが展開される区域(旭駅)
- 防災上の拠点性を有する区域(総合あんしんセンター、高知赤十字病院、北消防署など)
- 生活利便性を維持・向上すべき区域(高知駅・中活区域※・朝倉駅・旭駅)

※中心市街地活性化基本計画における基本計画区域

【 都市機能誘導区域に含めない区域 】

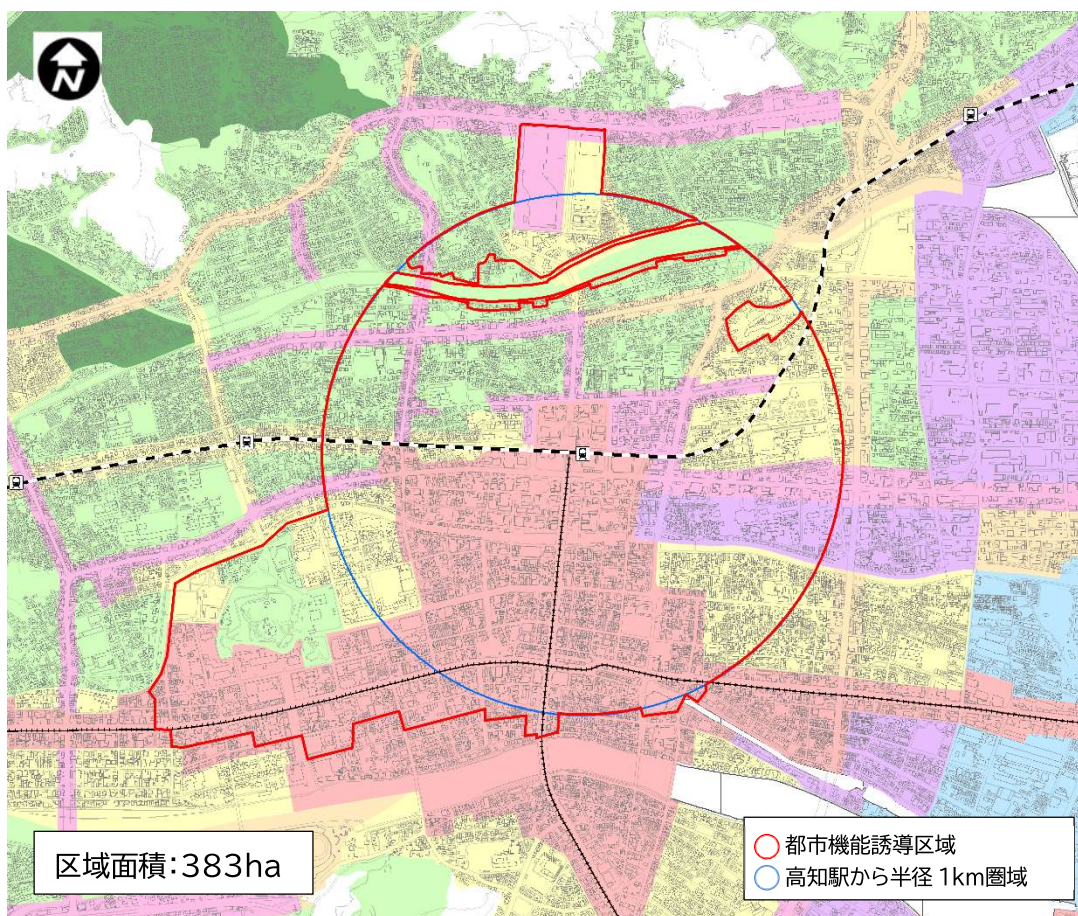
- 第一種低層住居専用地域

① 中心拠点の設定

高次都市機能が集積し、にぎわいや活力を創出する拠点として、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、更なる質の高い機能を誘導することにより、県都としての魅力向上を図ることを目的としており、上位計画である高知市総合計画及び都市計画マスタープランにおいても、中心核として位置づけられている JR 高知駅やはりまや橋周辺を中心拠点として設定します。

本市の玄関口である JR 高知駅を有し、県庁・市役所等の行政機関や高知県立大学等の教育機関、新図書館等複合施設オーテピア、高知城歴史博物館等、主要な都市機能が集積するエリアであり、縣市全体とした広域的機能の維持・充実を図るため、JR 高知駅を中心とした約 383ha を都市機能誘導区域として設定します。

■区域図



【中心拠点の概況】

特 徴	本市の玄関口であり、都市の活力やにぎわいの創出拠点として商業・業務・文化・行政など多様な都市機能が集積しています。
公共交通	JR 高知駅(特急停車駅)やはりまや橋周辺は鉄道、路面電車、路線バスなどの公共交通が充実し、高い交通結節機能を有しています。
主な施設	高知県庁、高知市役所、よさこい咲都合同庁舎、高知警察署、高知赤十字病院、高知北消防署、保健福祉センター、オーテピア、高知城歴史博物館 など
今後の都市整備	都市計画道路である高知駅秦南町線、愛宕町北久保線の整備により交通アクセス向上が見込まれ、商業・業務機能の集積が期待されます。

② 地域拠点の設定

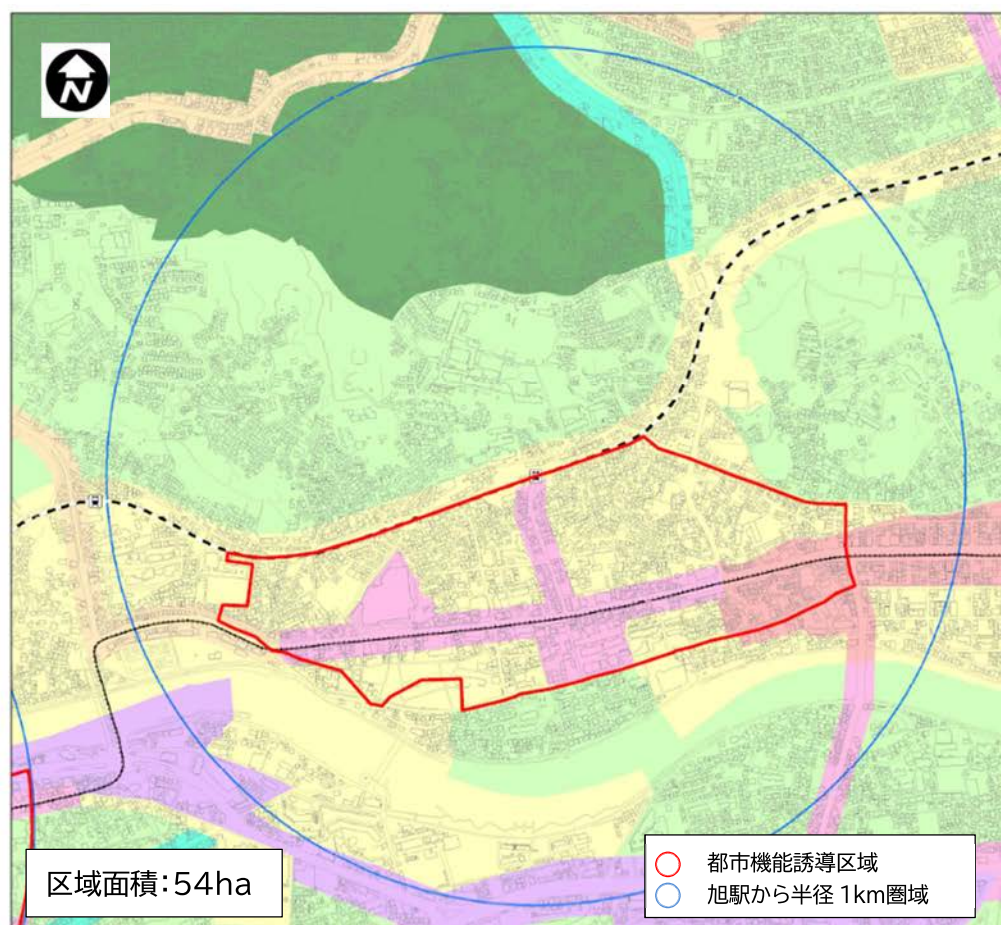
中心拠点と接続性の高い駅(特急停車駅)を核として、都市機能の集積や都市基盤の整備による拠点性が高い区域を地域拠点として設定します。

そのため、本計画においては、特急停車駅として JR 旭駅周辺地区及び JR 朝倉駅周辺地区を地域拠点として設定します。

(1) JR 旭駅周辺区域

県道旭停車場線や国道 33 号の整備が予定され、また、JR旭駅周辺では都市機能の更新を図るため、市街地の再生・整備を総合的に実施する住宅市街地総合整備事業(約 56ha)を基本として、都市機能誘導区域として設定します。

■ 区域図



【JR旭駅周辺の概況】

特徴 公共交通の結節点として利便性が高い区域で、「地震時などに著しく危険な密集市街地」の改善のために、土地区画整理事業などによる新たなまちづくりが進められています。

公共交通 JR(特急停車駅)、路面電車、バスなどの交通結節点

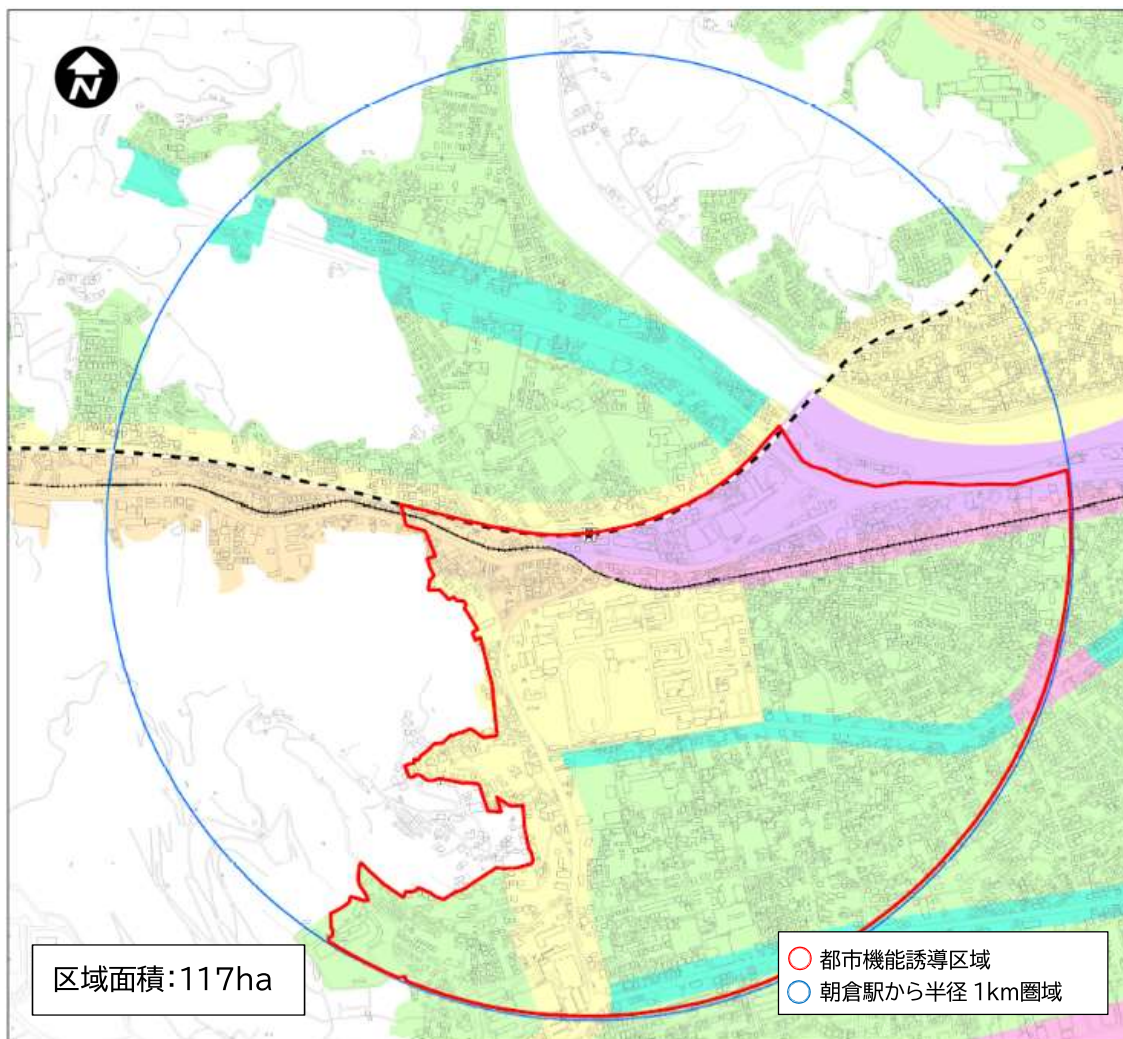
主な施設 こうち男女共同参画センターソレ、木村会館 など

今後の都市整備 国道33号及び県道旭停車場線の整備を進めることにより、商業・業務機能の集積が期待されます。

(2) JR 朝倉駅周辺区域

本市の西の玄関口として広域交通網の整備が進み、公共交通の利便性が高い区域であり、高知大学や国立高知病院などの地域資源を活かした特色あるまちづくりを進めているため、JR 朝倉駅から半径 1km 圏域を都市機能誘導区域として設定します。ただし、JR 軌道から北部や西部において、市街化調整区域に隣接した住居系の土地利用がなされている区域については、都市施設の維持や誘導を行う予定はないため、区域からは除外します。

■区域図

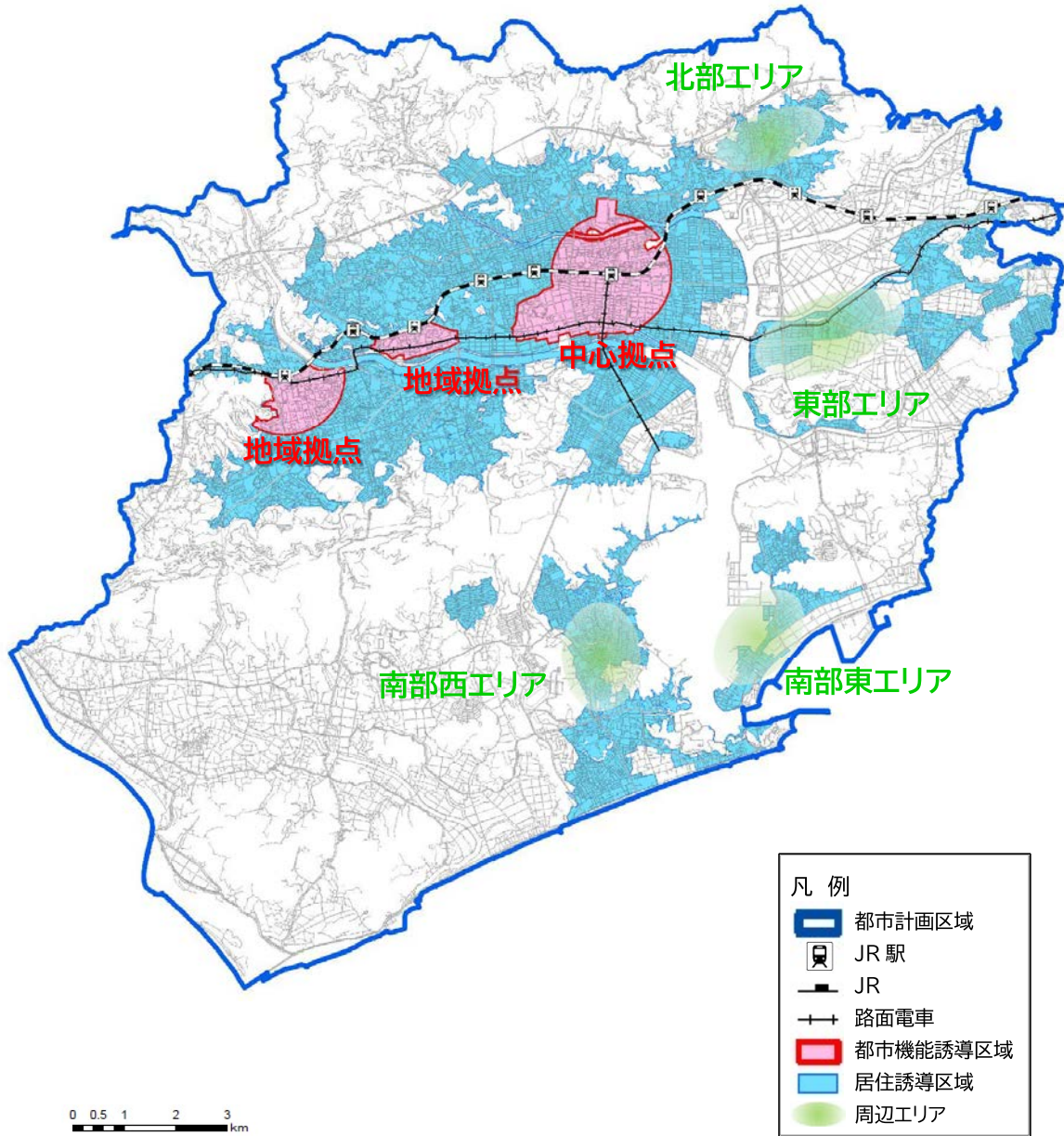


【JR朝倉駅周辺の概況】

特 徴	本市の西の玄関口として交通網の整備が進むとともに、公共交通の利便性が高い区域であり、高知大学、国立高知病院などの教育や医療施設が立地しています。
公共交通	JR(特急停車駅)、路面電車、バスなどの交通結節点
主な施設	国立高知病院、高知大学など
今後の都市整備	都市計画道路である朝倉駅針木線、鴨部北城山線、曙町西横町線の整備により交通アクセスの向上が見込まれ、商業・業務機能の集積が期待されます。

居住誘導区域及び中心拠点、地域拠点としての都市機能誘導区域の配置は下図のようになります。

■居住誘導区域と都市機能誘導区域

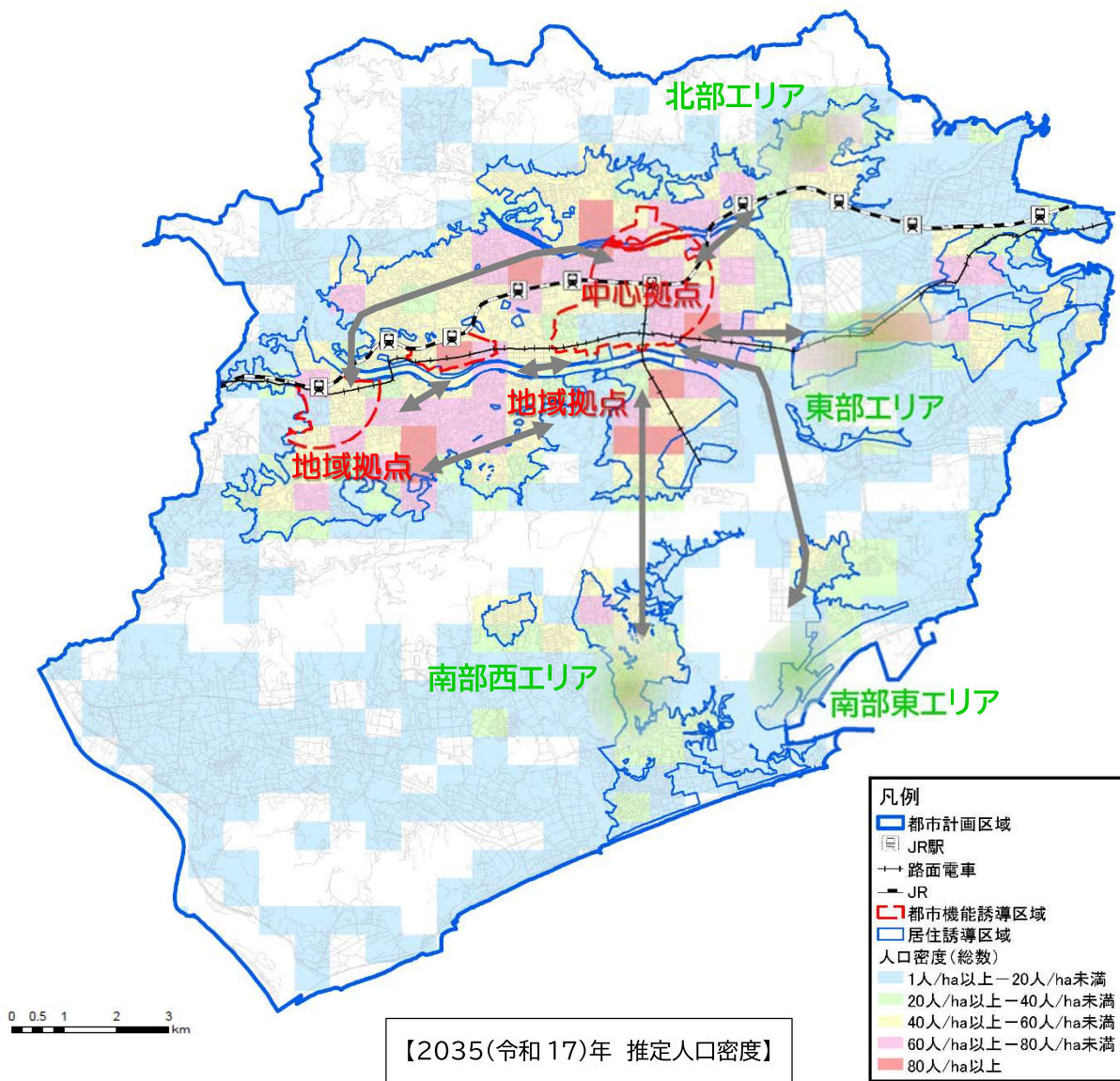


6. 周辺エリアについて

本計画では、中央部、西部については、日常生活サービス施設の集約状況等を踏まえ、中心拠点と二つの地域拠点を設定することにより、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を構築しています。

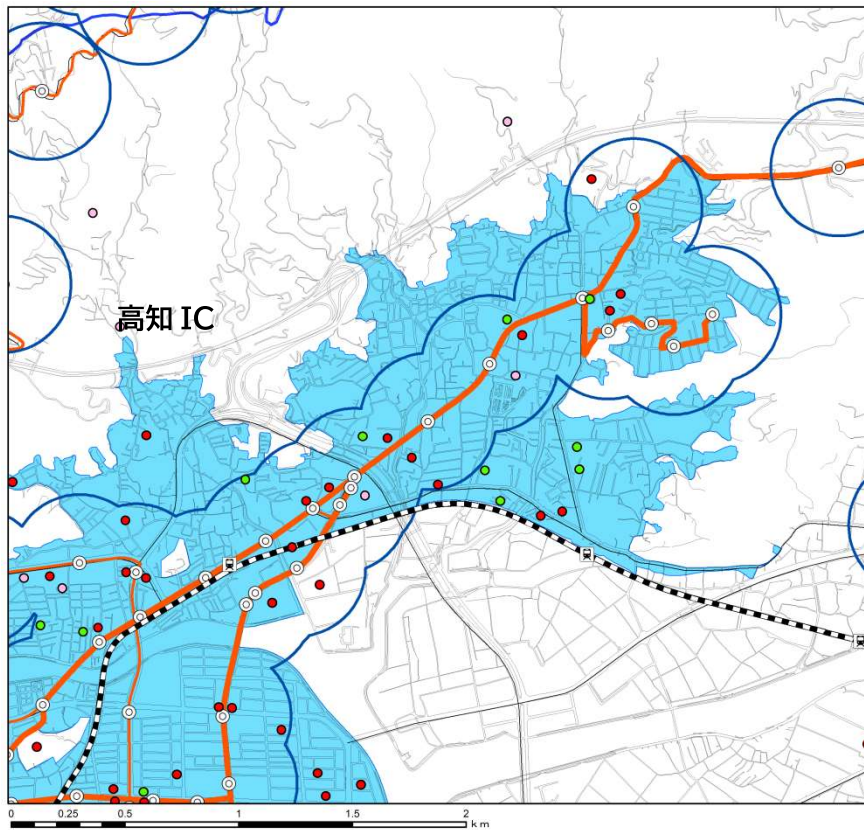
一方、北部、東部、南部については、日常生活サービス施設の分布が幅広く、それぞれの地域において拠点としての明確な線引きが馴染まないことから、現時点では都市機能誘導区域の設定はしていません。しかし、今後の少子高齢化を鑑みると、これらの地域においても拠点的空間を位置付け、日常生活サービスの集約を図ることで、施設の維持や利便性の向上を図ることが必要です。そこで、これらの地域においては、法の枠外となりますが、各種サービス施設が広がる区域を周辺エリア(北部エリア、東部エリア、南部東エリア、南部西エリア)として位置づけることで、日常的なサービスは地域に密着した既存の施設を利用し、高度なサービスは公共交通を利用することで容易に中心拠点などにおいて受けられる体制の確保に取り組み、地域の日常サービス機能の維持や各種関連計画の施策の誘導を図ります。

■各誘導区域などの重ね合わせ図



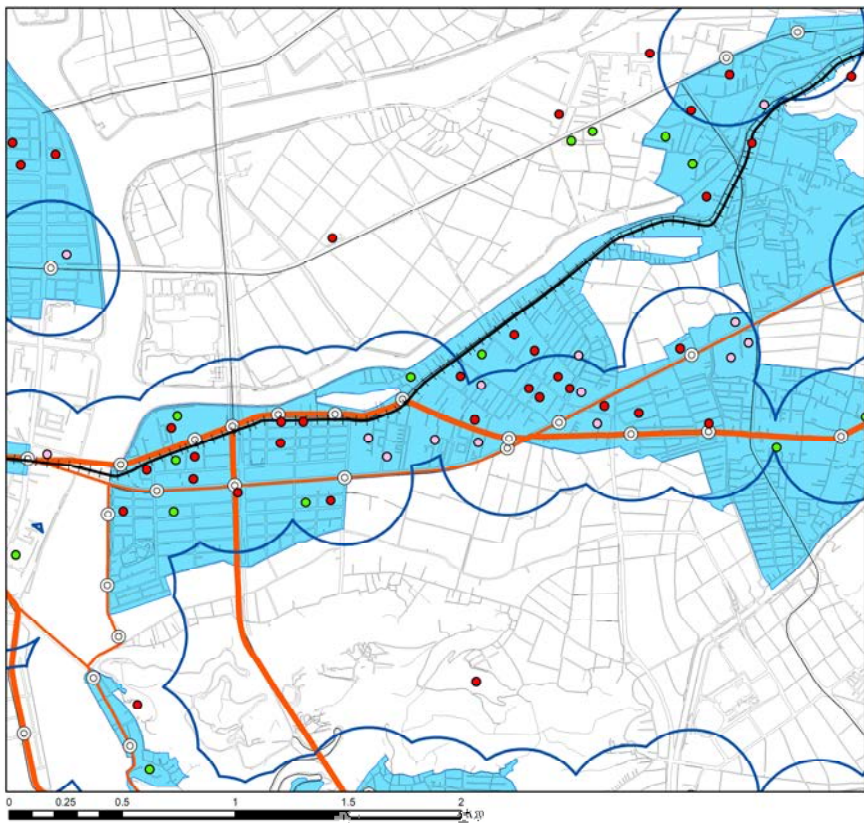
周辺エリア拡大図

■北部エリア(一宮)



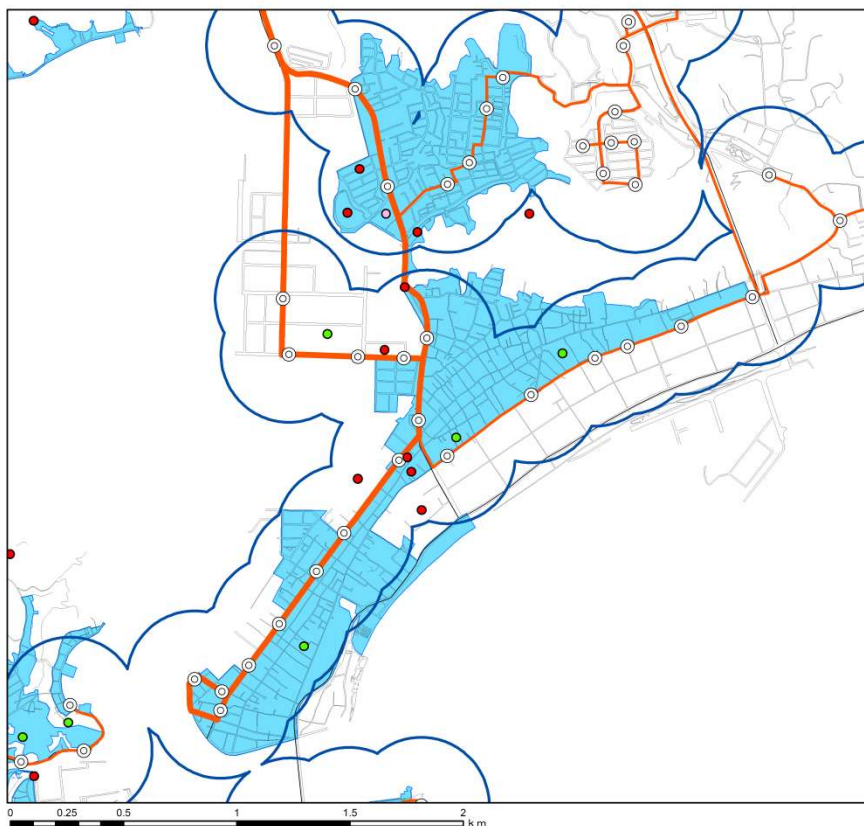
- 凡例
- JR
 - 病院・診療所
 - 福祉施設
 - 大規模小売店舗(1000㎡)
 - バイ停
 - バイ停利用圏域(300m)
 - バイ路線(平日20~30便/日以上)
 - バイ路線
 - 居住誘導区域

■東部エリア(高須・介良)



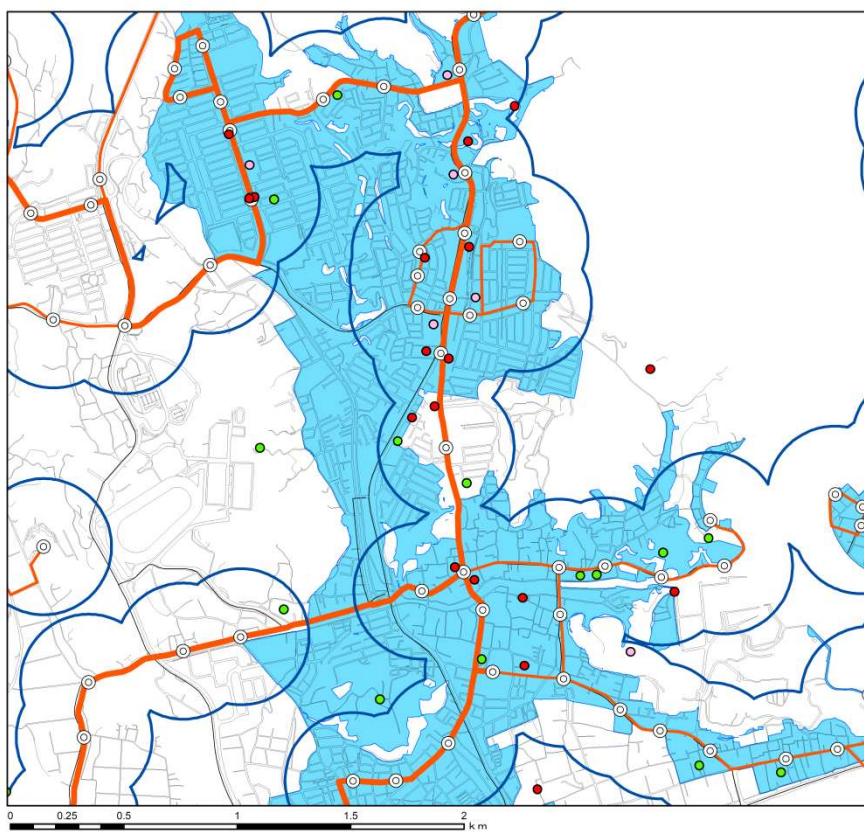
- 凡例
- 路面電車(上り168便/日 下り167便/日)
 - 病院・診療所
 - 福祉施設
 - 大規模小売店舗(1000㎡)
 - バイ停
 - バイ停利用圏域(300m)
 - バイ路線(平日20~30便/日以上)
 - バイ路線
 - 居住誘導区域

■南部東エリア(三里)



- 凡例
- 病院・診療所
 - 福祉施設
 - 大規模小売店舗(1000㎡)
 - バス停
 - バス停利用圏域(300m)
 - バス路線(平日20~30便/日以上)
 - バス路線
 - 居住誘導区域

■南部西エリア(長浜)



- 凡例
- 病院・診療所
 - 福祉施設
 - 大規模小売店舗(1000㎡)
 - バス停
 - バス停利用圏域(300m)
 - バス路線(平日20~30便/日以上)
 - バス路線
 - 居住誘導区域

7. 都市機能誘導施設

1) 都市機能誘導施設の考え方

都市機能誘導施設は都市機能誘導区域ごとに、区域の特性に応じて都市機能増進施設の立地を誘導又は維持するものであり、当該区域及び都市全体における将来の人口構成、施設の充足状況や配置などを勘案し位置づけますが、都市機能誘導区域外の施設を除却して、誘導区域へ強制的に集約するものではありません。

都市機能誘導施設を設定することにより、都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設を建築する際に各種補助事業の活用が可能となるなどの支援措置があります。

立地適正化計画の作成に係る Q&A(出典:国土交通省)において、以下のように都市機能誘導施設として想定される施設が示されています。

【 都市機能誘導施設として想定される施設 】

施設	内容
行政施設	市役所など
医療施設	病院・診療所など
高齢者福祉施設	老人デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
子育て支援施設	幼稚園、保育所など
教育・文化施設	小学校など、図書館、博物館など
商業施設	スーパーマーケットなどの店舗や銀行など

(参考:国土交通省 立地適正化計画作成に係る Q&A(H30年7月17日改訂))

本市における都市機能誘導施設は、都市居住者の利便性の向上を図る観点から、上記の都市機能誘導施設として想定される施設のうち、上位・関連計画の方針や市民ニーズを考慮しつつ、市民の生活を支えるうえで必要な施設、地域の魅力向上に資する施設、県都としての魅力向上を図る施設を立地適正化計画の方針に基づき検討します。

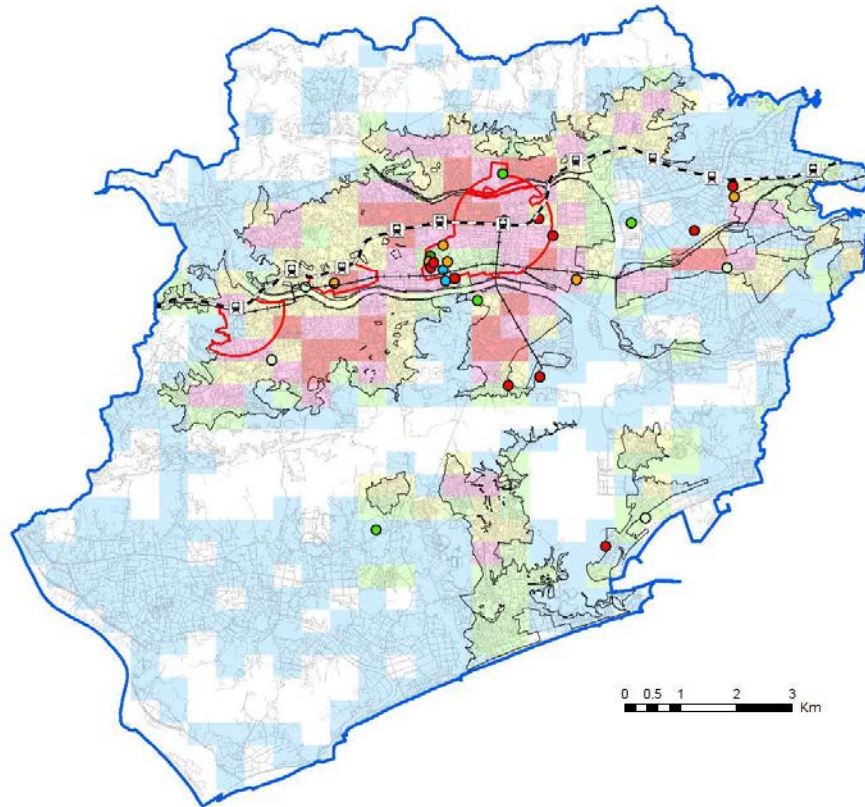
なお、施設の立地や集積度によって、新たに「誘導」を図るものと、現状立地している施設の「維持」を図るものがあることから、各地域における状況に応じて、誘導又は維持について整理します。

2) 都市機能誘導施設の設定に向けた現状整理

① 行政施設

行政施設の立地状況

H27 国勢調査人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数
中心拠点	国・県・市の庁舎	17
	消防本部	1
	消防署	1
	分署・出張所	0
	小計	19
旭駅周辺エリア	国・県・市の庁舎	1
	消防本部	0
	消防署	0
	分署・出張所	0
	小計	1
朝倉駅周辺エリア	国・県・市の庁舎	0
	消防本部	0
	消防署	0
	分署・出張所	0
	小計	0
都市機能誘導区域内 合計		20

凡例	
	都市計画区域
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	JR駅
	JR
	路面電車
	国・県・市の庁舎
●	国の機関
●	県の機関
●	市役所等
●	消防署
●	消防本部
●	消防署
○	分署・出張所
人口密度(総数)	
	1人/ha以上-20人/ha未満
	20人/ha以上-40人/ha未満
	40人/ha以上-60人/ha未満
	60人/ha以上-80人/ha未満
	80人/ha以上

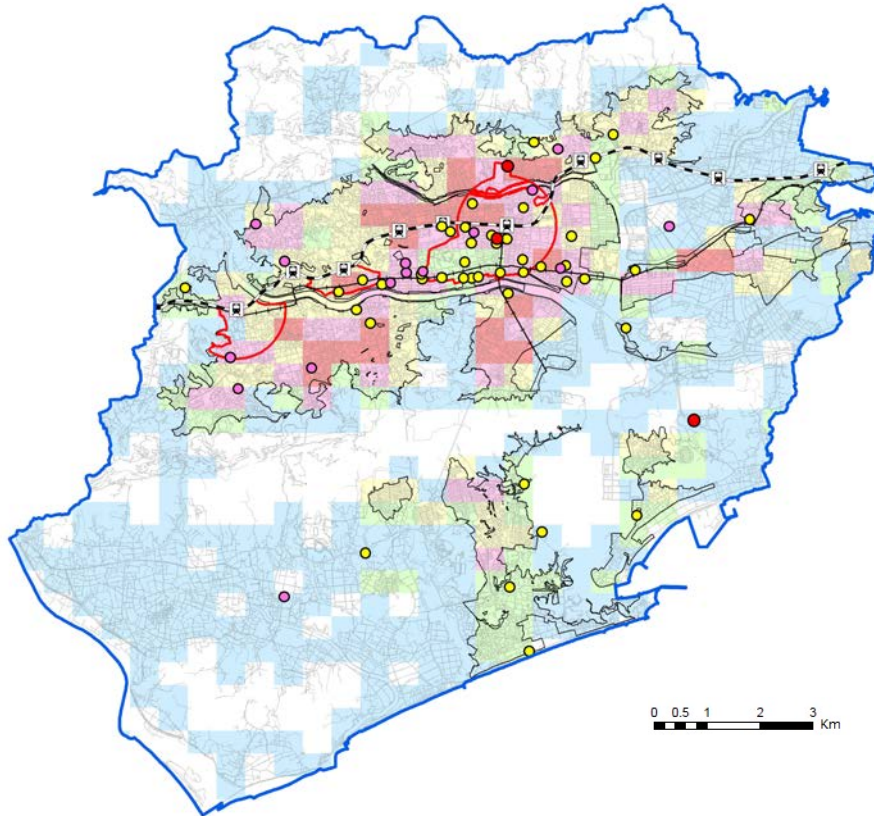
- ・ 多くの行政機関が都市機能誘導区域に集積している他、人口集積エリアや郊外においても一定の立地がみられます。

(資料: 高知市都市計画課資料(R2 現在)、国土数値情報)

② 医療施設

医療施設の立地状況

H27 国勢調査人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数
中心拠点	一般医療施設	12
	第二次救急医療施設	2
	第三次救急医療施設	2
	小計	16
旭駅周辺エリア	一般医療施設	2
	第二次救急医療施設	0
	第三次救急医療施設	0
	小計	2
朝倉駅周辺エリア	一般医療施設	0
	第二次救急医療施設	1
	第三次救急医療施設	0
	小計	1
都市機能誘導区域内 合計		19



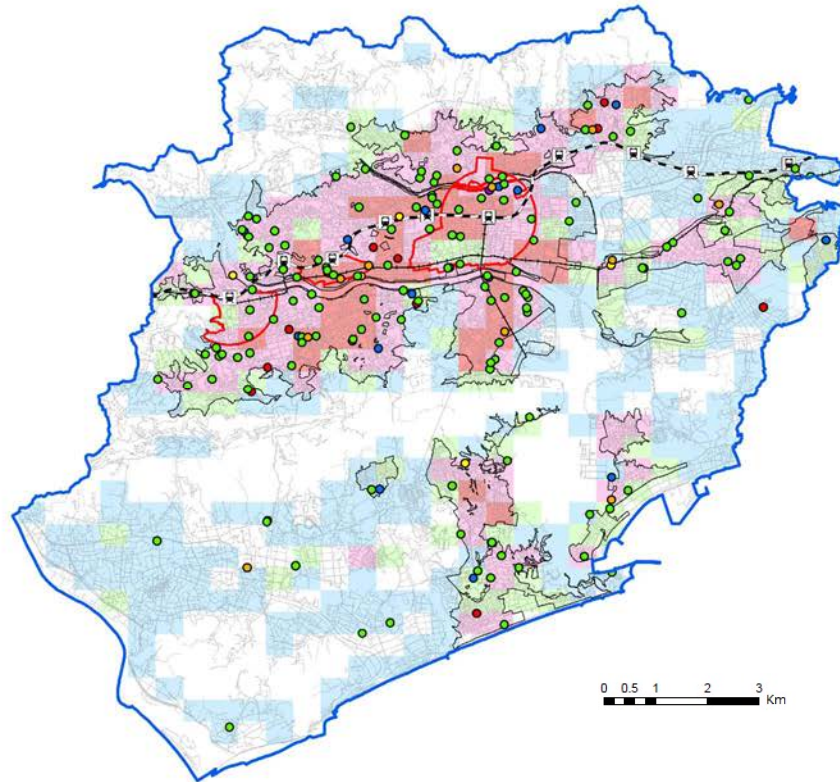
・多くの病院が中心部や電車軌道沿線など公共交通の利便性の高いエリアに分布しています。

(資料:高知市都市計画課資料(R2 現在))

③ 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設の立地状況

H27 国勢調査 65 歳以上人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数
中心拠点	地域包括支援センター	2
	老人デイサービスセンター	10
	小規模多機能型居宅介護事業所	1
	看護小規模多機能型居宅介護事務所	0
	老人福祉センター	0
	保健福祉センター	1
小計		14
旭駅周辺エリア	地域包括支援センター	1
	老人デイサービスセンター	3
	小規模多機能型居宅介護事業所	0
	看護小規模多機能型居宅介護事務所	0
	老人福祉センター	1
	保健福祉センター	0
小計		5
朝倉駅周辺エリア	地域包括支援センター	0
	老人デイサービスセンター	2
	小規模多機能型居宅介護事業所	0
	看護小規模多機能型居宅介護事務所	0
	老人福祉センター	0
	保健福祉センター	0
小計		2
都市機能誘導区域内 合計		21

凡例	
	都市計画区域
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	JR駅
	JR 路面電車
	地域包括支援センター
	老人デイサービスセンター
	小規模多機能型居宅介護事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事務所
	老人福祉センター
	保健福祉センター
人口密度(老年人口)	
	1人/ha以上-5人/ha未満
	5人/ha以上-10人/ha未満
	10人/ha以上-20人/ha未満
	20人/ha以上

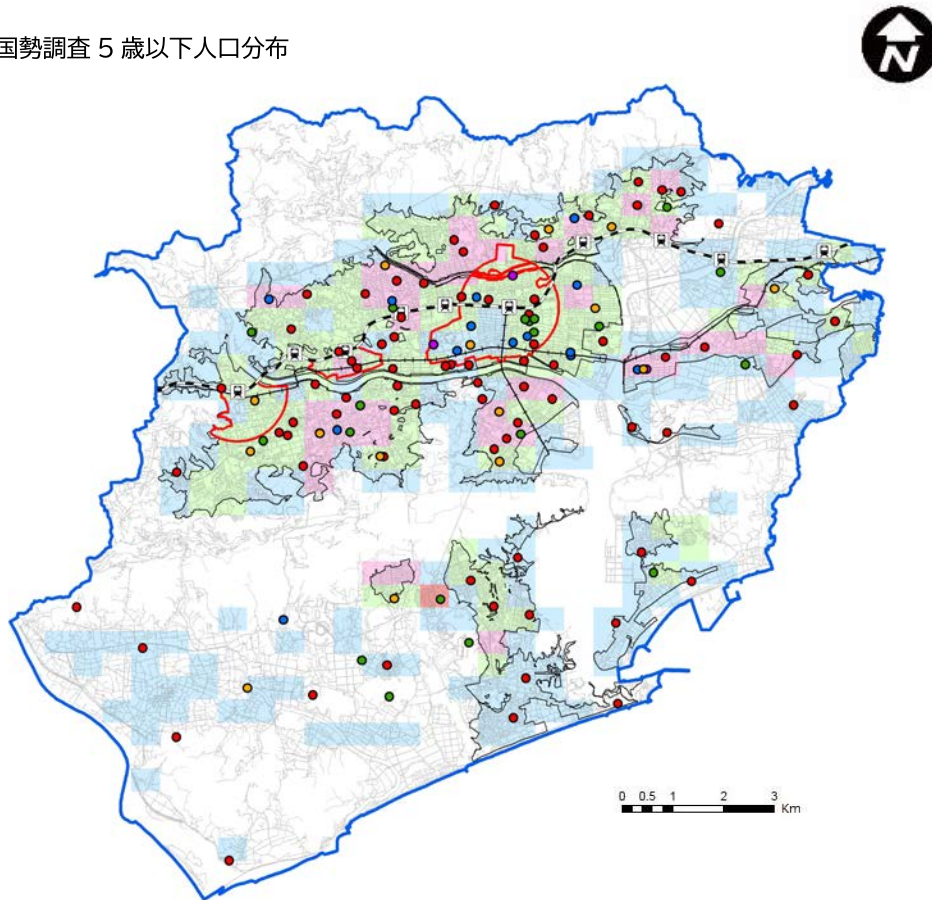
- ・ 高齢者福祉施設については、市域全体に一定の立地がみられますが、老人福祉センターや小規模多機能型居宅介護事業所の立地が少ない状況です。

(資料:高知市介護保険課資料(R2 現在)、厚生労働省介護サービス情報公表システム)

④ 子育て支援施設

子育て支援施設の立地状況

H27 国勢調査 5歳以下人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目	件数	
中心拠点	地域子育て支援センター	1
	保育所	5
	認定こども園	4
	小規模・事業所	5
	母子健康包括支援センター	2
小計	17	
旭駅周辺エリア	地域子育て支援センター	0
	保育所	2
	認定こども園	0
	小規模・事業所	0
	母子健康包括支援センター	0
小計	2	
朝倉駅周辺エリア	地域子育て支援センター	1
	保育所	0
	認定こども園	0
	小規模・事業所	0
	母子健康包括支援センター	0
小計	1	
都市機能誘導区域内	合計	20

凡例

- 都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- JR駅
- JR
- 路面電車
- 地域子育て支援センター
- 保育所
- 認定こども園
- 小規模・事業所内保育施設
- 母子健康包括支援センター
- 人口密度(年少人口)
 - 1人/ha以上-5人/ha未満
 - 5人/ha以上-10人/ha未満
 - 10人/ha以上-15人/ha未満
 - 15人/ha以上

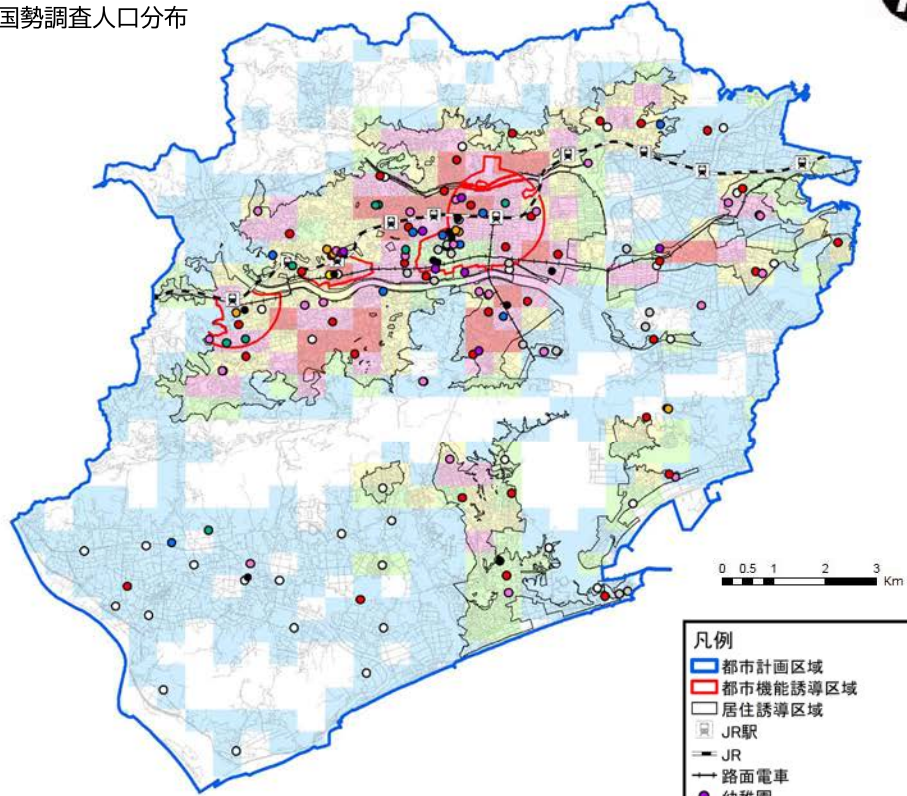
- ・都市周辺部も含め、市域全体に一定の施設が立地しています。
- ・特に中心拠点では子育て支援施設が19件と一定の集積がみられます。
- ・地域子育て支援センターは中心拠点に1件、朝倉駅周辺エリアに1件と都市機能誘導区域では立地が少ない状況です。

(資料:高知市保育幼稚園課資料(R2 現在))

⑤ 教育・文化施設

教育・文化施設の立地状況

H27 国勢調査人口分布



凡例

- 都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- JR駅
- JR
- 路面電車
- 幼稚園
- 小学校
- 中学校
- 高等学校
- 大学
- 特別支援学校
- 博物館・美術館
- 図書館(分館・分室)
- 男女共同参画センター
- 公民館

人口密度(総数)

- 1人/ha以上-20人/ha未満
- 20人/ha以上-40人/ha未満
- 40人/ha以上-60人/ha未満
- 60人/ha以上-80人/ha未満
- 80人/ha以上

■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数	項目		件数		
中心拠点	幼稚園	2	旭駅周辺エリア	幼稚園	0		
	小学校	3		小学校	0		
	中学校	3		中学校	0		
	高等学校	4		高等学校	0		
	大学	2		大学	0		
	特別支援学校	1		特別支援学校	0		
	博物館・美術館	4		博物館・美術館	0		
	図書館	7		図書館	0		
	男女共同参画センター	0		図書館	1		
	公民館	1		男女共同参画センター	1		
小計	27	公民館	1				
旭駅周辺エリア			小計	3	朝倉駅周辺エリア	幼稚園	0
	幼稚園	0	小学校	1		小学校	1
	小学校	0	中学校	1		中学校	1
	中学校	0	高等学校	0		高等学校	0
	高等学校	0	大学	1		大学	1
	大学	0	特別支援学校	2		特別支援学校	2
	特別支援学校	0	博物館・美術館	0		博物館・美術館	0
	博物館・美術館	0	図書館	1		図書館	1
	図書館	1	男女共同参画センター	0		男女共同参画センター	0
	男女共同参画センター	1	公民館	1		公民館	1
公民館	1	小計	7	小計	7		
小計	3	都市機能誘導区域内	合計	37			

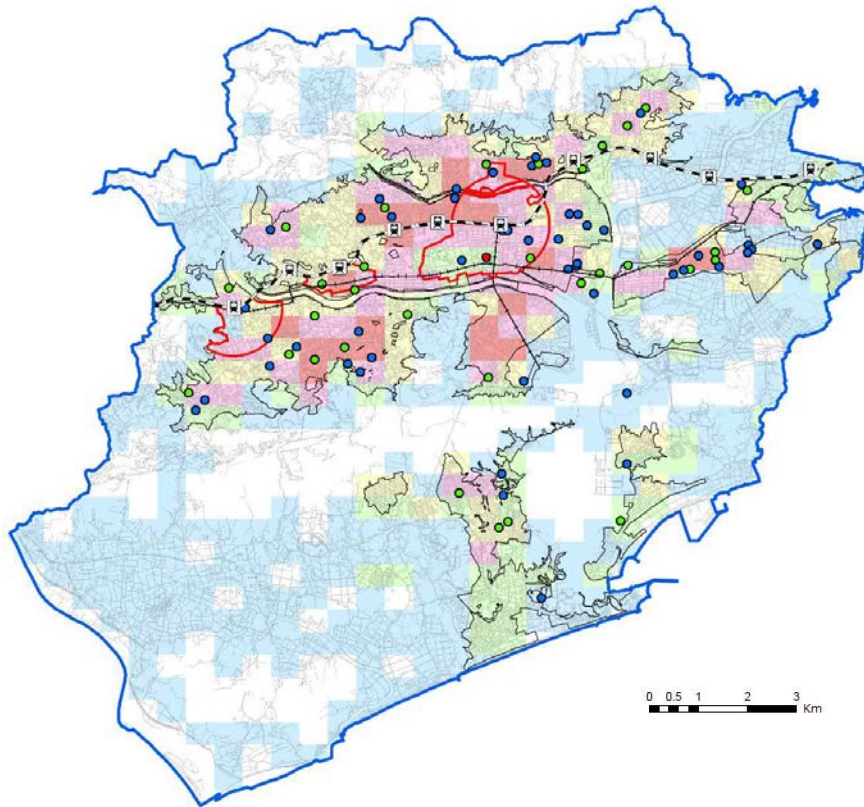
- ・ 教育施設・文化施設ともに市域全体に一定の集積がみられます。
- ・ 朝倉駅周辺においては各種教育施設の集積がみられます。

(資料:高知県小・中学校課、高等学校課、私学・大学支援課、高知市学校教育課資料(R2 現在))

⑥ 商業施設

商業施設(大規模小売店舗)の立地状況

H27 国勢調査人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数
中心拠点	百貨店・デパート	1
	スーパーマーケット	1
	その他(ホームセンター等)	5
	小計	7
旭駅周辺エリア	百貨店・デパート	0
	スーパーマーケット	1
	その他(ホームセンター等)	0
	小計	1
朝倉駅周辺エリア	百貨店・デパート	0
	スーパーマーケット	0
	その他(ホームセンター等)	2
	小計	2
都市機能誘導区域内 合計		10

凡例	
	都市計画区域
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	JR駅
	JR
	路面電車
	百貨店・デパート
	スーパーマーケット
	その他(ホームセンター等)
人口密度(総数)	
	1人/ha以上-20人/ha未満
	20人/ha以上-40人/ha未満
	40人/ha以上-60人/ha未満
	60人/ha以上-80人/ha未満
	80人/ha以上

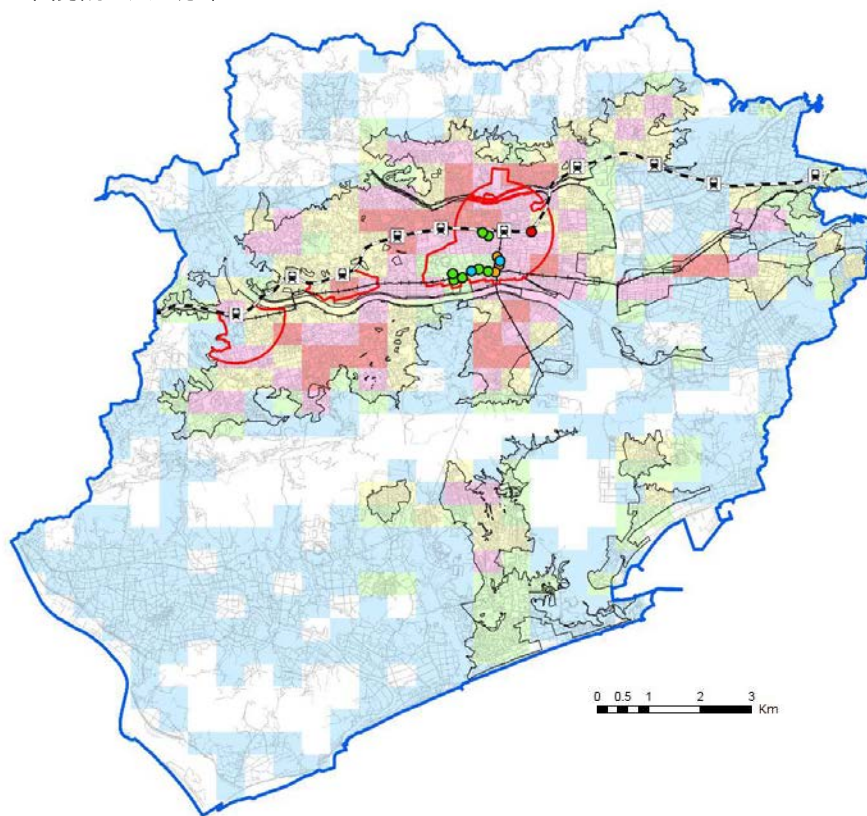
- ・スーパーマーケット等の日常生活に必要な施設は市域全体の人口集積エリアに一定の立地がみられます。

(資料:高知市商工振興課資料(R2 現在))

⑦ その他の施設

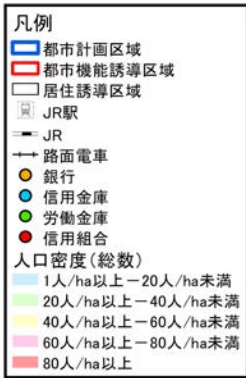
金融機関の立地状況

H27 国勢調査人口分布



■都市機能誘導区域内の施設数

項目		件数
中心拠点	銀行	6
	信用金庫	2
	労働金庫	9
	信用組合	1
小計		18
旭駅周辺エリア	銀行	0
	信用金庫	0
	労働金庫	0
	信用組合	0
小計		0
朝倉駅周辺エリア	銀行	0
	信用金庫	0
	労働金庫	0
	信用組合	0
小計		0
都市機能誘導区域内 合計		18



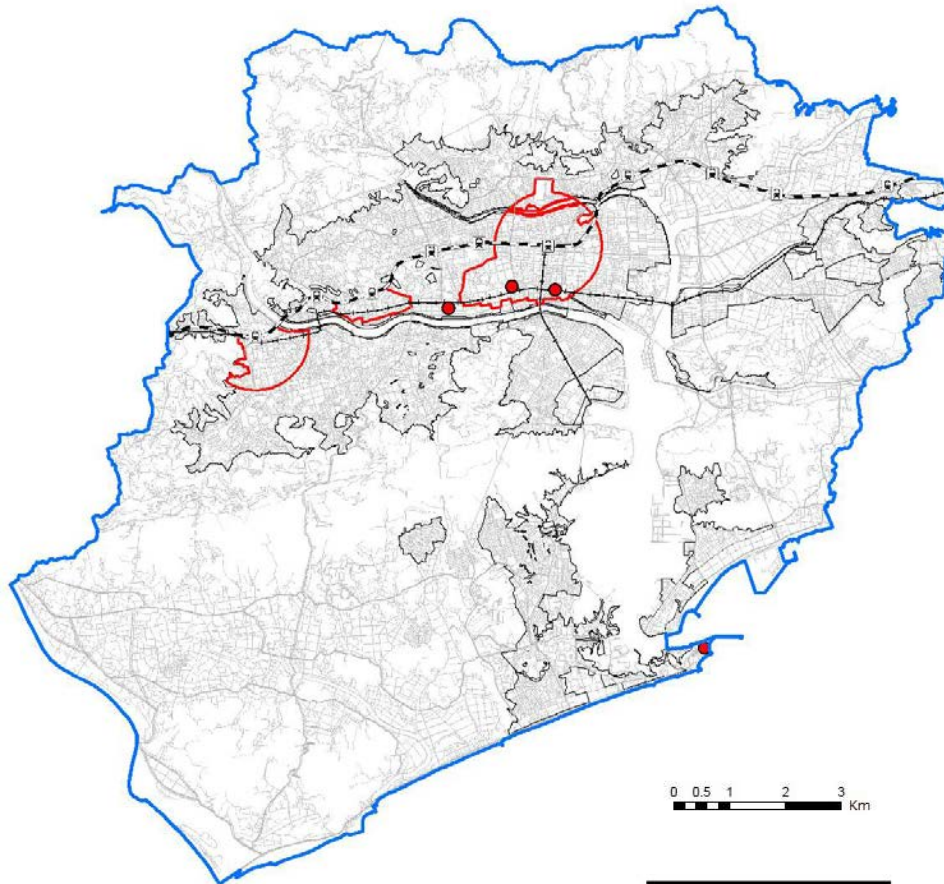
※ 各金融機関の本店及び地域中核支店(高知支店)を表示

・ 各金融機関の本店及び地域中核支店(高知支店)は、中心拠点内に集積しています。

(資料:高知市都市計画課資料(R2 現在))

観光案内所の立地状況

H26 観光資源分布



凡例

- 都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- JR駅
- JR
- 路面電車
- 観光案内施設

■都市機能誘導区域内の施設数

項目	件数
中心拠点 観光案内施設	2
小計	2
旭駅周辺エリア 観光案内施設	0
小計	0
朝倉駅周辺エリア 観光案内施設	0
小計	0
都市機能誘導区域内 合計	2

- 多くの観光資源が集積している中心拠点や市南部の桂浜公園周辺の観光資源集積地に観光案内所が立地しています。

(資料:高知市都市計画課資料(R2 現在)、国土数値情報(H26))

3) 都市機能誘導施設

都市機能誘導施設は、前述の現状と方向性を基に下記の表のとおりとします。

なお、都市機能誘導施設については、今後の各施設の立地動向を踏まえつつ、上位・関連計画との整合を図りながら、必要に応じて追加・修正・変更などの見直しを柔軟に行います。

また、各誘導区域により地区の特性や現状施設の立地、集積状況が異なることから、それぞれの都市機能誘導区域に応じた都市機能誘導施設を設定します。

大分類	小分類	定義
行政施設	国・県・市の庁舎	国・県・市の庁舎の内、中枢的な機能を有する行政施設
	消防本部	消防組織法第11条第1項又は第15条第1項の規定に基づく条例により定められたもの
	消防署所	
医療施設	第三、第二次救急医療施設	救急告示病院に指定されている病院
高齢者福祉施設	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
	老人デイサービスセンター	老人福祉法第5条の3に規定する施設
	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第19項に規定する施設
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項に規定する施設
	老人福祉センター	老人福祉法第5条の3に規定する施設
	保健福祉センター	高知市保健福祉センター条例第1条に規定する施設
子育て支援施設	地域子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業に基づく施設
	母子健康包括支援センター	母子保健法第22条に規定する事業に基づく施設
	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
	認定こども園	就学前の子供に関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律第2条6項に規定する認定こども園
	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に基づく施設
教育・文化施設	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	小学校	学校教育法第1条に規定する学校
	中学校	学校教育法第1条に規定する学校
	高等学校	
	大学	
	特別支援学校	
	図書館 (※分館、分室を含む)	図書館法第2条第1項に規定する図書館
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に規定する博物館・美術館、及び博物館法第29条に規定する博物館相当施設
	男女共同参画センター	男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる施設
公民館 (※ふれあいセンター、文化センターを含む)	社会教育法第20条第1項に規定する施設	
商業施設	大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設
金融施設	金融機関の本店及び地域中核店	金融機関本店や本部機能を有し、地域の支店などを総括する店舗
観光施設	観光案内施設	市外等からの観光客が利用し、観光情報等を提供する施設

4) 各拠点の都市機能誘導施設

本計画における都市機能誘導施設は、各拠点の特性や施設の立地状況、公共交通ネットワーク、県市全体とした広域的機能を踏まえ、都市機能誘導区域である中心拠点と地域拠点（旭駅周辺、朝倉駅周辺）にそれぞれ定めます。

大分類	小分類	誘導施設の考え方	県市全体を対象とした広域的機能	中心拠点	地域拠点	
					旭駅周辺	朝倉駅周辺
行政施設	国・県・市の庁舎	国・県・市の庁舎の内、中核的な機能を有する行政施設(合同庁舎、県庁、市役所庁舎など)については、公共サービスの効果的・効率的な提供の観点から、中心拠点に立地することが望ましい施設であるため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点に維持していきます。	○	○	—	—
	消防本部	消防防災活動の第一線を担う施設として、都市機能の増進に寄与していることから、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点に維持していきます。	○	—	—	—
	消防署所	地域住民の生命や財産等を保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減するなど、社会公共の福祉の増進に寄与していることから、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点に維持していきます。	—	○	—	—
医療施設	第三、第二次救急医療機関	周辺市町村も含む広域での救急医療が求められており、現状で救急医療機能をもった施設が集積して立地しているため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点及び地域拠点(朝倉駅周辺)に維持していきます。	○	○	—	○
高齢者福祉施設	地域包括支援センター	高齢化の進行に伴う高齢者福祉施設の必要性が高まっており、今後民間事業者による施設整備が見込まれていることから、誘導施設に位置づけます。	—	○	○	○
	老人デイサービスセンター					
	小規模多機能型居宅介護事業所					
	看護小規模多機能型居宅介護事業所					
	老人福祉センター					
保健福祉センター	保健・福祉事業及び市民交流の拠点として、市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与していることから、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点に維持していきます。	—	○	—	—	

大分類	小分類	誘導施設の考え方	県市全体を 対象とした 広域的機能	中心 拠点	地域拠点	
					旭駅 周辺	朝倉駅 周辺
子育て支援施設	地域子育て支援センター	子育て支援の拠点施設として、親子のふれあいの場を提供し、保護者の孤立化の予防など幅広い活動を行っていることから、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点及び地域拠点(朝倉駅周辺)に維持していきます。	—	○	—	○
	母子健康包括支援センター	妊娠期の健康管理等の観点から、支援が必要な市民を早期に把握できるよう、相談支援体制の整備が急務となっているため、妊娠期から子育て期までの総合的な支援拠点として、誘導施設に位置づけます。	—	○	—	—
	保育所	少子化が進行する中、質の確保された教育・保育を切れ目なく安定的に提供するため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点及び地域拠点(朝倉駅周辺、旭駅周辺)に維持していきます。	—	○	○	○
	認定こども園		—	○	—	—
	小規模保育施設		—	○	—	—
教育・文化施設	幼稚園	切れ目のない教育サービスの提供や賑わいの創出のため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点に維持していきます。	—	○	—	—
	小学校	学校区等の考え方から、現状立地している場所から移転する可能性が低く、子育て世代にとって居住場所を決める際の要素にもなっているため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点、地域拠点(朝倉駅周辺)に維持していきます。	—	○	—	○
	中学校		○	○	—	○
	高等学校		○	○	—	—
	大学	切れ目のない教育サービスの提供や賑わいの創出のため、誘導施設として位置づけ、現存している中心拠点、地域拠点(朝倉駅周辺)に維持していきます。	○	○	—	○
	特別支援学校		○	○	—	○
	図書館 (※分館、分室を含む)	本市の中心及び県都として、まちの賑わいの創出における重要な役割をになっていることから、誘導施設に位置づけ、現存している中心拠点及び地域拠点(朝倉駅周辺、旭駅周辺)に維持していきます。	○	○	○	○
	博物館・美術館		○	—	—	—
	男女共同参画センター	男女共同参画の拠点として、啓発事業や人材育成等の活動や交流の場として、広く活用が図られていることから、誘導施設として位置づけ、現存している地域拠点(旭駅周辺)に維持していきます。	○	—	○	—
	公民館 (※ふれあいセンター、文化センターを含む)	地域住民の教養の向上、健康の増進など、地域のコミュニティ機能の充実を図るために必要な活動拠点として社会福祉の増進に寄与していることから、誘導施設に位置づけ、現存している中心拠点及び地域拠点(朝倉駅周辺、旭駅周辺)に維持していきます。	○	○	○	○

大分類	小分類	誘導施設の考え方	県市全体を対象とした広域的機能	中心拠点	地域拠点	
					旭駅周辺	朝倉駅周辺
商業施設	大規模小売店舗	県都として、広域を対象とした魅力ある核となる商業サービスの提供を行うことにより、賑わいや活力の向上を図ります。また、まちなか居住を促進し、市民生活の利便性の向上を図るため、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設を含む)を誘導施設に位置づけます。	○	○	○	○
金融施設	金融機関の本店及び地域中核店	市民の生活を支える重要な機能であり、本店や本部機能を有し、地域の支店などを総括する店舗については、企業等の集積を図る効果も見込まれることから、現存している中心拠点に維持していきます。	○	○	—	—
観光施設	観光案内施設	県都として、広域を対象とした魅力ある核となる観光案内機能を集約させた拠点が必要となっており、観光案内機能を充実させることで、移住定住者の増加が見込まれることから、本市の主要な観光拠点(高知駅、高知城、日曜市)が集積している中心拠点に誘導施設として位置づけます。	○	○	—	—

- 都市機能誘導施設に位置づける
(積極的に誘導を目指す又は現状立地している施設の維持を目指す)
- 都市機能誘導施設に位置づけない

5) 都市機能誘導区域外における開発行為、建築行為の届出

都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の整備の動向を把握するため、都市機能誘導区域外での都市機能誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行う場合には、それぞれの行為の30日前までに届出が必要です。

■届出対象行為

開発行為

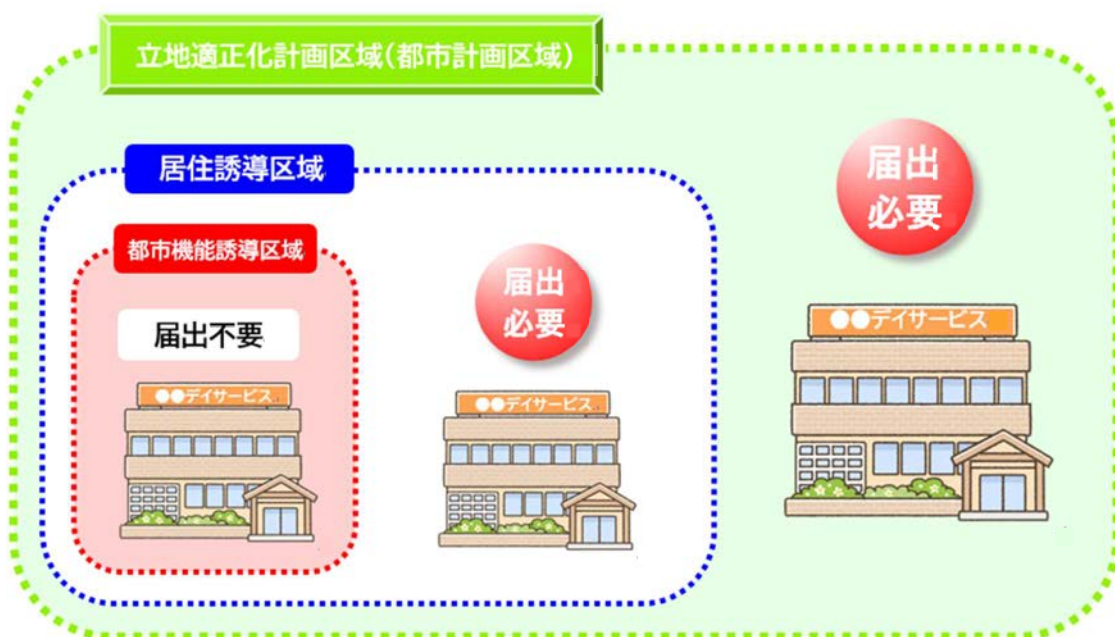
- ①都市機能誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行おうとする場合

建築行為

- ①都市機能誘導施設を有する建築物を建築しようとする場合
- ②建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

届出例

(例) 高齢者福祉施設(老人デイサービスセンター)を新築する場合



6) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止に関する届出

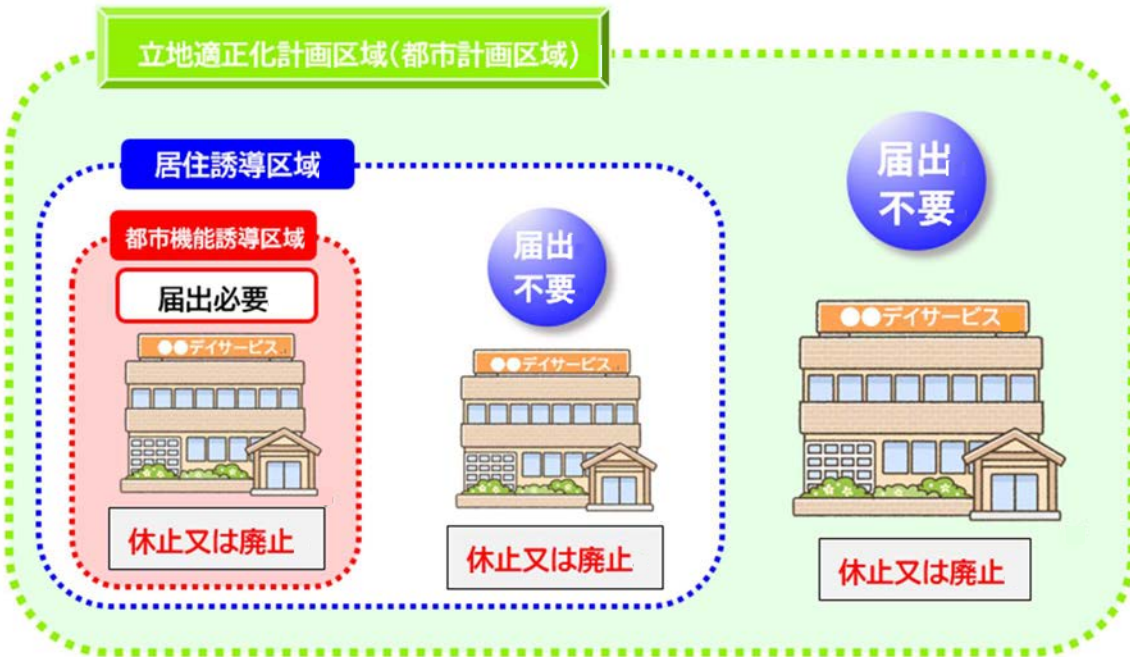
都市機能誘導区域内における都市機能誘導施設を把握するため、都市機能誘導区域内で当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止又は廃止する場合には、休廃止開始の30日前までに届出が必要です。

■届出対象行為

休・廃止

①誘導施設を休止又は廃止する場合

(例) 高齢者福祉施設(老人デイサービスセンター)を休止又は廃止する場合



第4章

防 災 指 針

第4章 防災指針

1. 基本的な考え方

1) 防災対策とまちづくりとの連携の必要性

本市は、北に四国山地が連なり、南に黒潮の暖流がめぐる等の地形、気象、地質等の自然的条件から甚大な水害・土砂災害が発生しやすい地勢となっており、過去に幾多の被害を被ってきました。

そのため、災害復旧や治水対策等の水災害対策を行い、地域の安全性を図ってきましたが、近年、全国各地で豪雨等による河川の氾濫や土砂災害等が発生し、広域的に人命や家屋、社会経済に甚大な被害が生じており、今後も更なる降雨量の増加や海面水位の上昇等による水災害リスクの激甚化や頻発化が懸念されています。

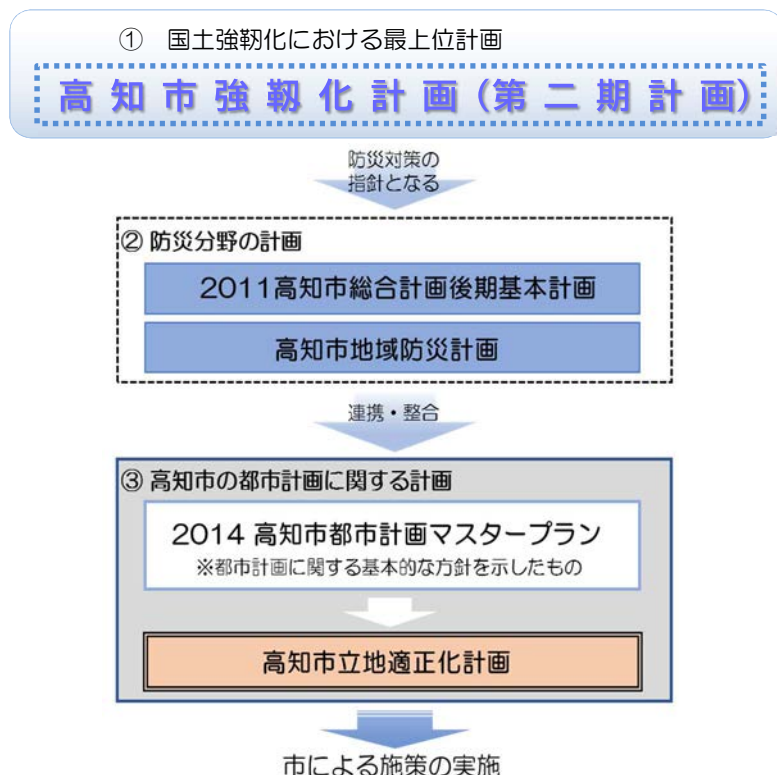
また、今後30年間で70～80%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震による揺れ・津波被害等の災害に対応した備えも喫緊の課題となっており、様々な災害に対応したまちづくりが求められています。

これらの大規模自然災害への備えとして、市民の命を守ることを最優先課題とし、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持つ「強靱な高知市」の構築に向け、施設整備等のハード対策に加え、警戒避難体制の整備や災害ハザードの情報提供のソフト施策を適切に組合せながら、災害リスクを踏まえた土地利用など、防災・減災の観点も考慮したまちづくりを国・県と連携して進めていきます。

2) 都市の防災機能の確保に向けた基本的な考え方

居住誘導区域及び都市機能誘導区域の内外にわたる都市の防災機能の確保に向けては、高知市総合計画や高知市都市計画マスタープラン、高知市強靱化計画、高知市地域防災計画等の防災に関する計画を踏まえ、ハード対策・ソフト施策による防災・減災対策と地域の特性に応じた都市計画を密接に連携しながら、都市の防災機能の確保を図ります。

■各種防災に関する計画との関係図



① 国土強靱化における最上位計画

■ 高知市強靱化計画(第2期計画) 抜粋

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、国土強靱化の取組を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

② 防災分野の計画

■ 2011 高知市総合計画後期基本計画 抜粋

【維新・創生8大エンジン】

1. 大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める

【実現に向けての方針】

- ① 大規模災害が発生したときでも、人命の保護が最大限に図られるよう、災害に強い都市基盤整備や地域防災力の強化を図るとともに、守った命をつなぐことができるよう、避難者対策の強化を図る
- ② 大規模災害の発生直後であっても、地域社会・経済の迅速な復旧・復興に取り組める体制を構築する
- ③ 制御不能な二次災害を未然に防止する

■ 高知市地域防災計画[一般対策編](令和2年度修正) 抜粋

【基本方針】

- 市の地域内において、過去に発生した災害の状況からも災害が発生しやすい地形的・自然的条件下にあり、災害を完全に防止することには限界があることから、「市民の生命、身体」を災害から守る対策を重視し、様々な対策を推進していきます。
- 「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」、「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針とし、それぞれの段階において防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等が一体となって最善の対策をとり、被害の軽減につなげます。
- 自らの命、安全及び財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。
- 防災に関する政策及び方針決定過程などにおいて女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

■高知市地域防災計画[地震・津波対策編](令和2年度修正) 抜粋

【基本方針】

- 南海トラフ地震における広域的な被害を軽減するための総合的な対策を示した「推進計画」及び取り組むべき予防対策や目標期間をとりまとめた「高知市南海地震対策中長期計画」に基づき、災害予防対策を推進していきます。
- 「周到かつ十分な災害予防」、「迅速かつ円滑な災害応急対策」及び「適切かつ速やかな災害復旧・復興」を基本方針とし、それぞれの段階において防災関係機関、市民、民間事業者、地域団体等が一体となって最善の対策をとり、被害の軽減につなげます。
- 津波避難空間の確保や災害時における医療救護活動の充実など、「市民の生命及び身体を守る対策」は、最大クラスの地震・津波に対して備えていきます。
- 最大クラスに加え、発生頻度の高い一定程度の地震・津波に対しても検討を行い、対策に幅を持たせて備えていきます。
- 地盤沈降による浦戸湾周辺の長期浸水対策についても、重点課題として様々な対策を推進していきます。
- 自らの命、安全及び財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」並びに公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進めます。
- 防災に関する政策及び方針決定過程等において女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。

③ 高知市の都市計画に関する計画

■2014 高知市都市計画マスタープラン 抜粋

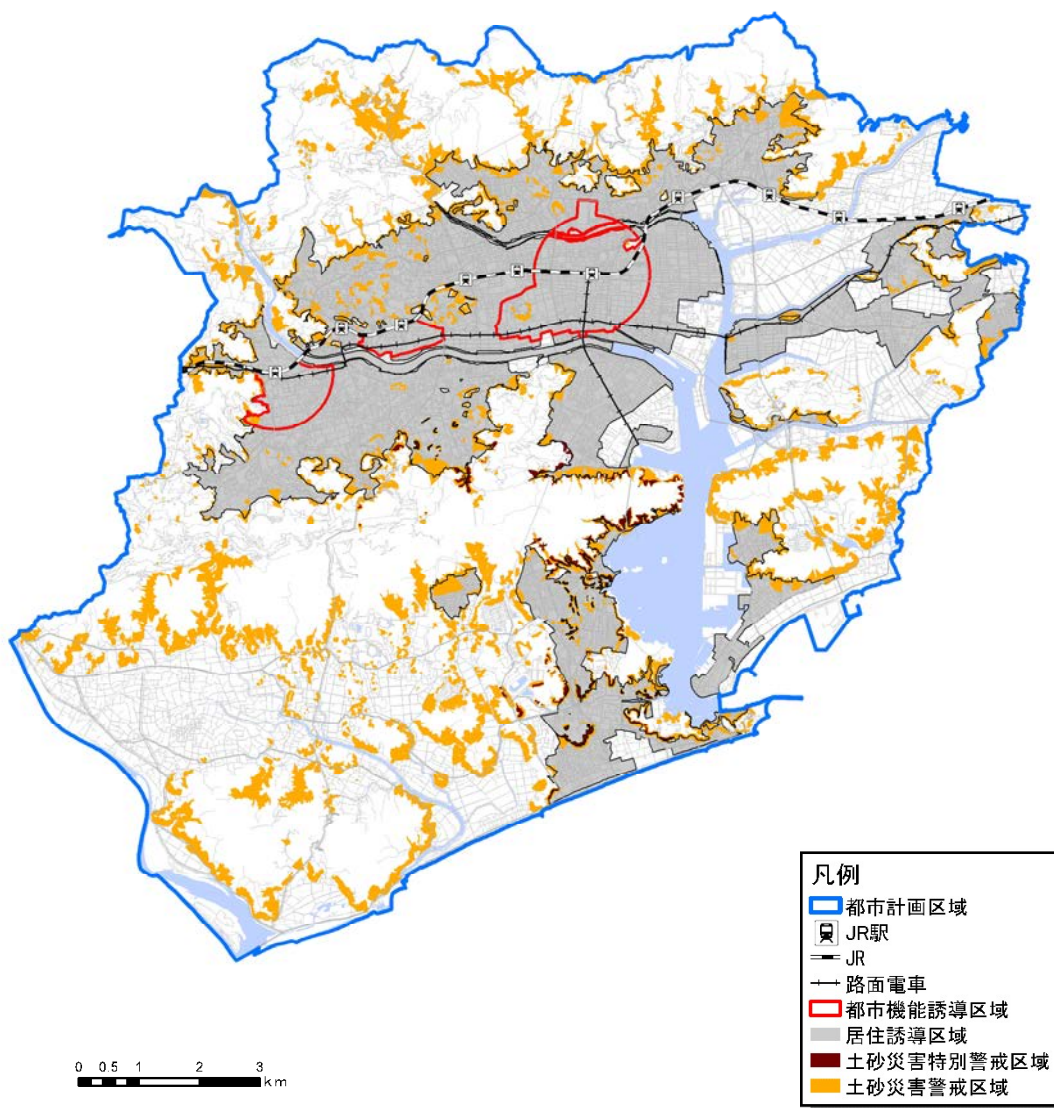
今後20年先を目標とした本計画においては「市民の命を守る」ことを最優先として、減災対策や現在の都市基盤の機能強化を図り、粘り強い施設整備と確実な避難空間の確保により、現在のまちを基本とする安全・安心な都市づくりを目指します。

2. 災害リスクの把握と対応の方向性

本市における様々な災害リスクを整理し、まちづくりにおける今後の対応の方向性を示します。

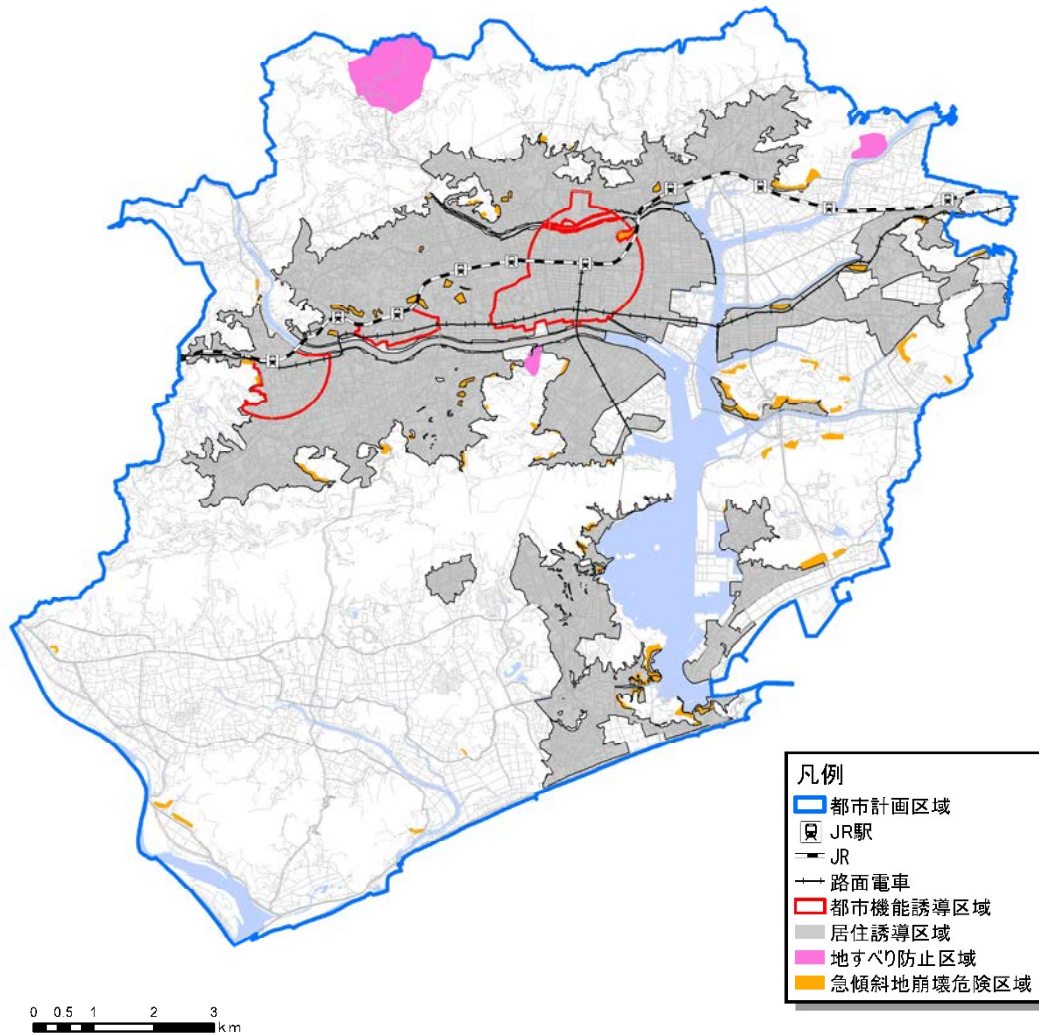
1) 土砂災害ハザードエリア

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域



土砂災害特別警戒区域は、主に南部地域に点在しています。また、土砂災害警戒区域は、中山間部や山裾部、市街地の小起伏部に点在しています。

② 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域



急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域は、主に南部地域や市街地の小起伏部に点在しています。

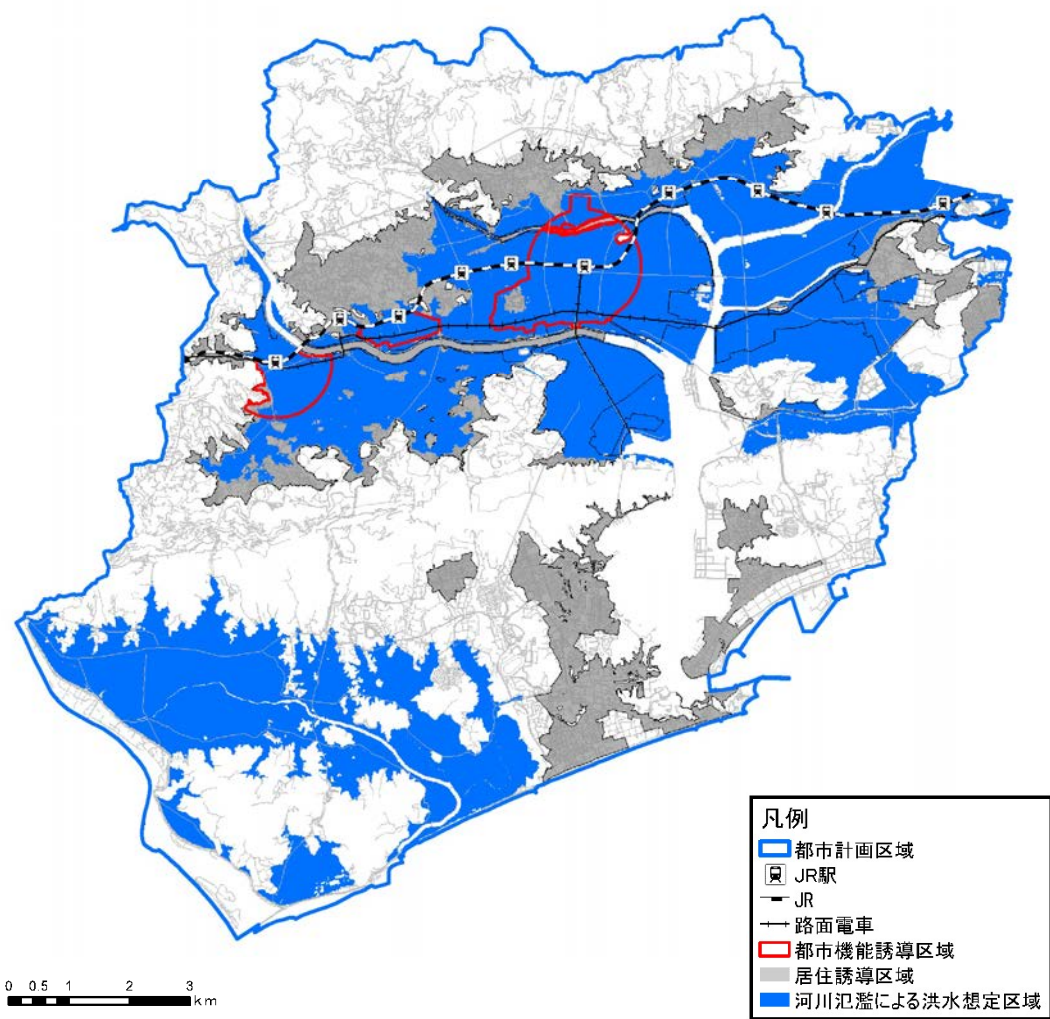
■ 課題及び対応の方向性

大規模な土砂災害による被害を防ぐため、土砂災害対策の推進や土砂災害区域の指定等、安全な土地利用の促進が求められています。

また、中山間地域においては、地震や集中豪雨により、集落が孤立する危険性が高く、対策が求められています。

このため、砂防整備等によるハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト施策とともに、都市計画区域内では居住の誘導や開発抑制による土地利用規制等、防災・減災を考慮したコンパクトなまちづくりに取り組むことが必要です。

2) 豪雨災害ハザードエリア



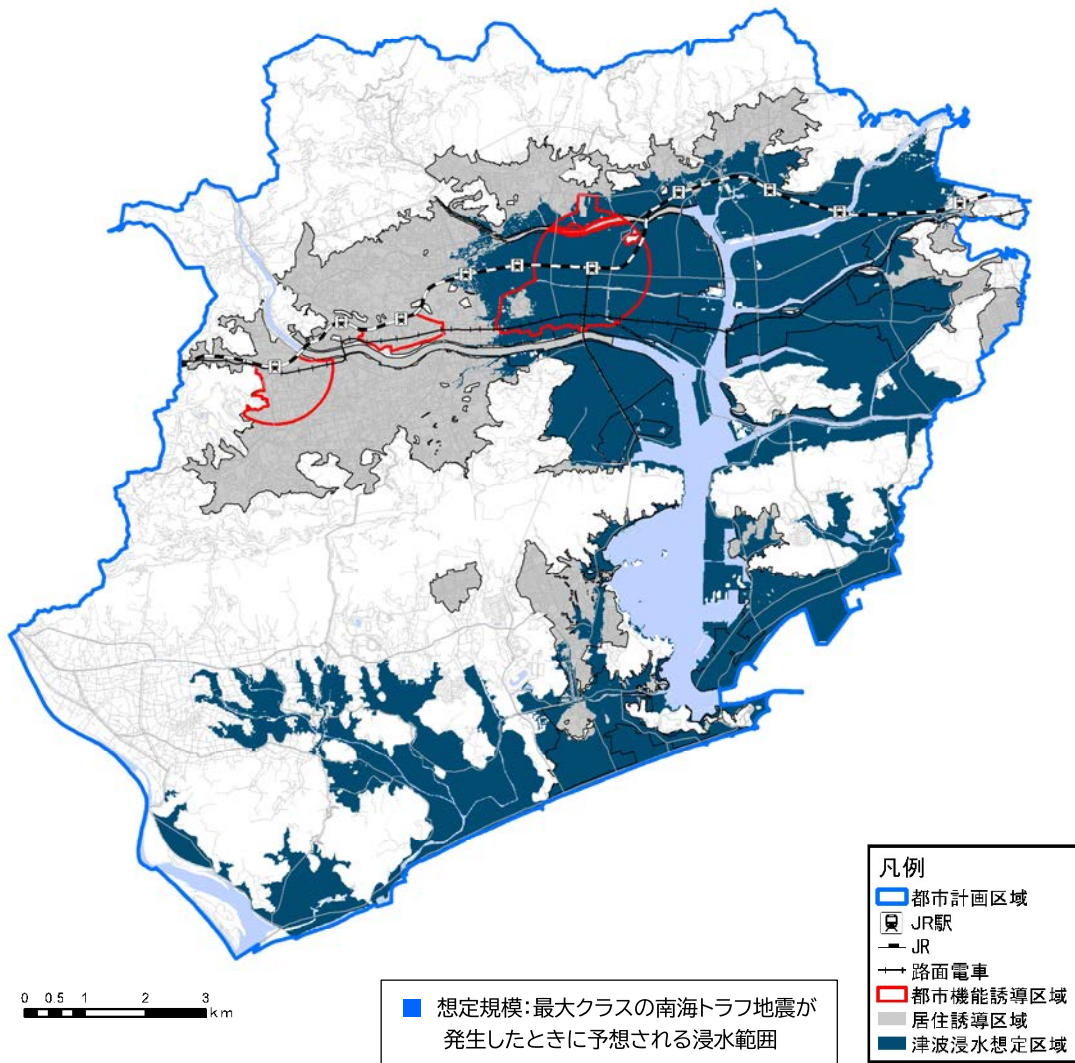
- 想定最大規模(おおよそ 1000 年に 1 度の降雨)
 - 鏡川浸水想定区域: 24 時間総雨量 1,123mm
 - 国分川・久万川浸水想定区域: 12 時間総雨量 808mm
 - 仁淀川浸水想定区域: 48 時間総雨量 904mm
 - 物部川浸水想定区域: 12 時間総雨量 681mm

発生頻度は低いものの、想定最大規模の降雨における河川氾濫による浸水想定区域は、市街化区域の約 4 割を占め、広範囲が浸水すると想定されています。

■ 課題及び対応の方向性

雨水排水対策は、公共下水道事業を主とした幹線管渠やポンプ場の整備により、一定、概成していますが、近年は都市化の進展や宅地化による雨水浸透量の減少、また全国的にも計画規模を上回る集中豪雨が多発する等の浸水被害リスクが増大しており、河川氾濫による浸水が想定される区域は、広域的に人命や家屋、社会経済に甚大な被害が生じる恐れがあります。

3) 地震災害ハザードエリア



今後 30 年間で 70~80%程度の確率で発生するといわれている南海トラフ地震における津波浸水想定区域は、市街化区域の約4割を占め、広範囲が浸水すると想定されています。

■ 課題及び対応の方向性

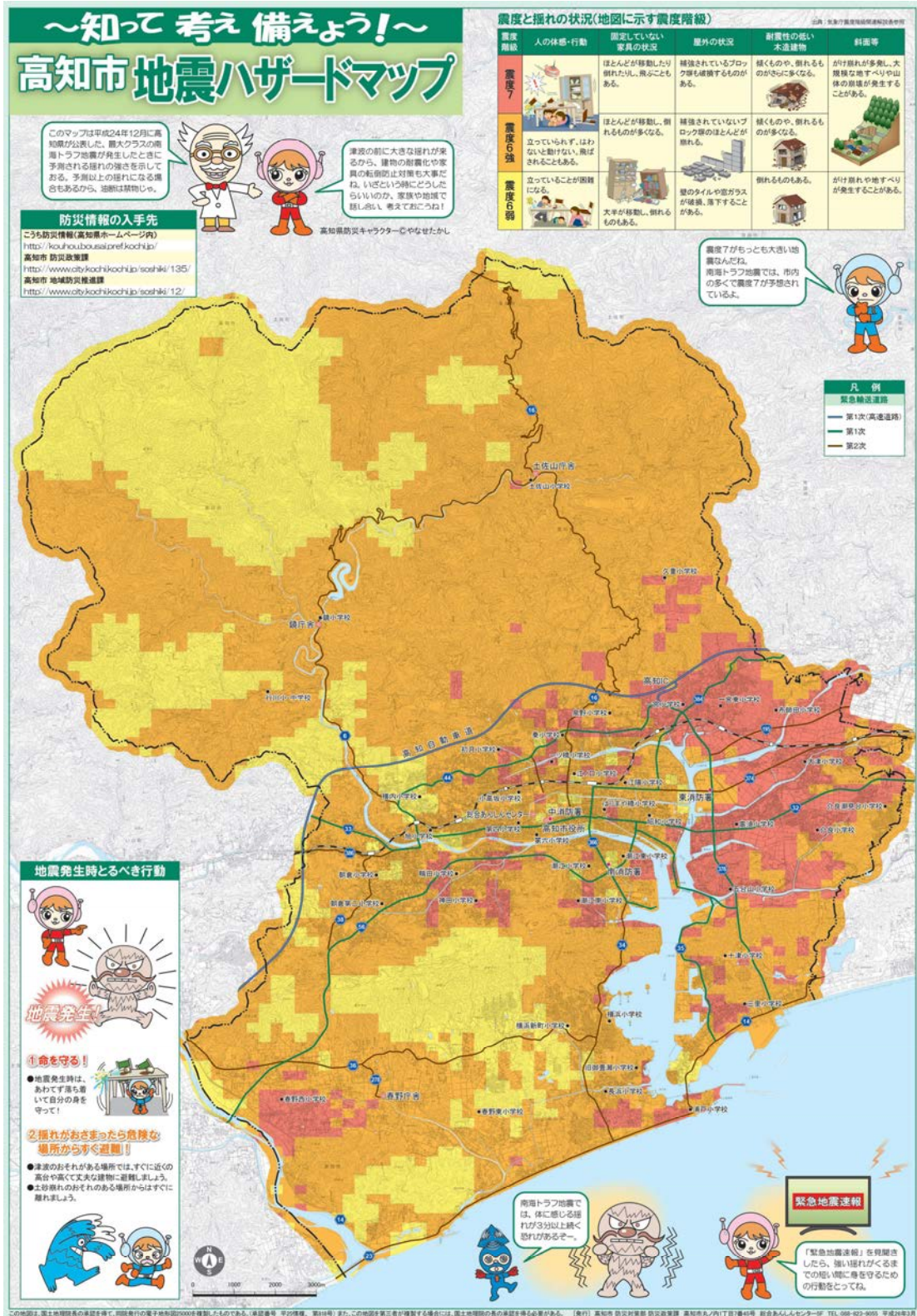
地震は、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するのか予測不可能であり、防ぐことはできないことから、想定を超える被害となる恐れがあります。

そのため、津波等に対する減災機能の強化はもちろんのこと、建築物の耐震化促進や密集市街地及び緊急避難場所の整備、地域防災力の向上等、命を守る対策や長期浸水対策が求められています。

居住誘導区域を設定するにあたり、これまでの都市ストックの構築等を考慮すると、当該区域を除外することは現実的ではありません。

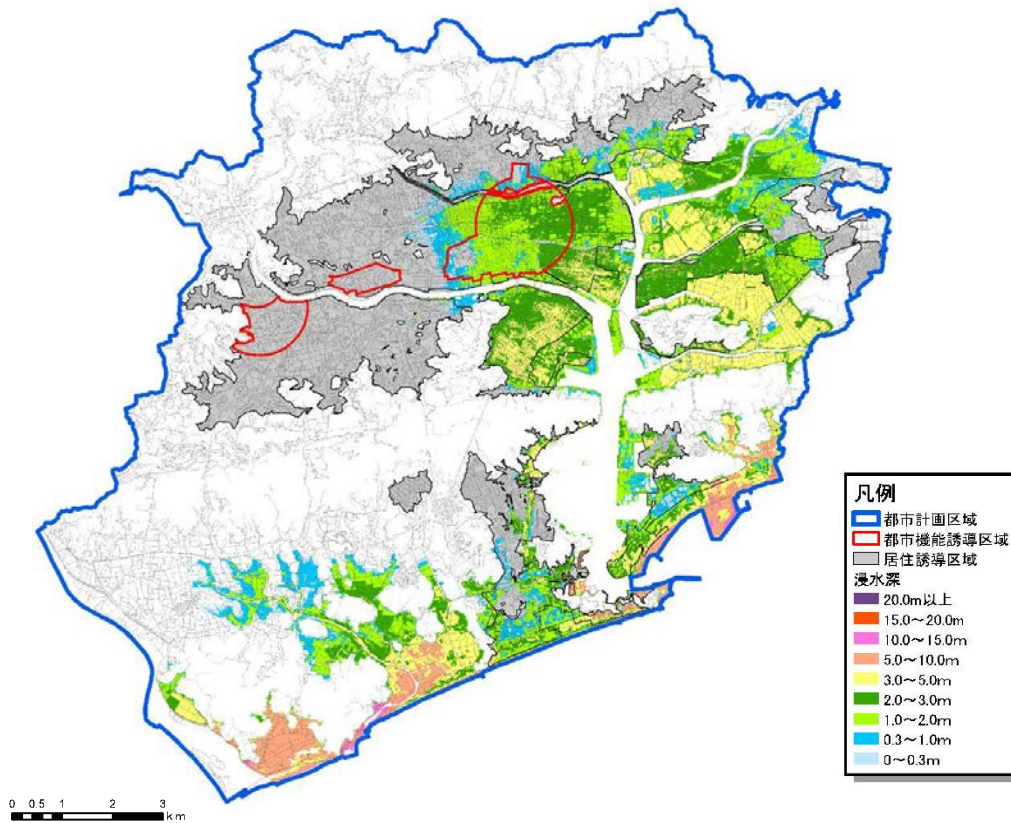
地震災害への対応は、国及び県との連携事業である浦戸湾の三重防護等のハード対策や自らの命は自らが守るという意識を持ち、適切な避難行動がとれるよう、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る等のソフト施策に取り組むことが必要です。

【参考：震度分布図(最大クラスの南海トラフ地震を想定)】

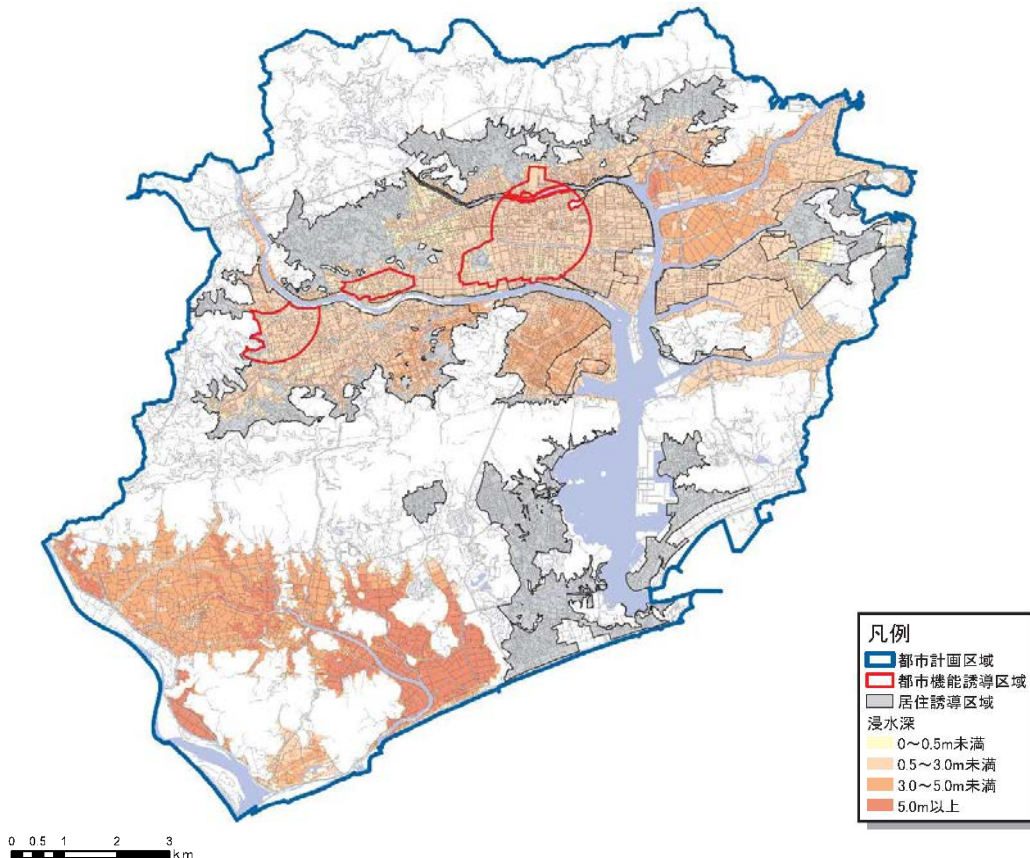


(出典：高知市地震ハザードマップ)

【参考:津波浸水深図(最大クラスの南海トラフ地震を想定)】



【参考:洪水浸水深図(想定最大規模の降雨を想定)】



3. 取組の方針

1) 土砂災害

- 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策等の土砂災害対策に取り組みます。
- 土砂災害警戒区域の指定を推進するとともに、市街地形成の誘導や建築制限による安全な土地利用の促進、森林・農地・墓地・里山等の保全を推進し、総合的に防災機能の向上に取り組みます。
- 中山間地域の孤立を防止するため、中山間防災計画に基づき、災害時の輸送手段としてのヘリポート整備や衛星携帯電話等の整備、防災拠点施設の耐震化や、狭あい道路の改良等の孤立対策に取り組みます。
- 土砂災害ハザードマップを活用し、広く市民等への周知に取り組みます。
- 地域内において住民が救護活動を行える体制の構築に取り組みます。

2) 豪雨災害

- 下水道整備による浸水対策が未着手の地区や、整備時期が早く現在の整備水準より排水能力が低い地区の対策を進めます。
- 県が進める河川事業に併せて、補完ポンプの設置や施設の運用方法の見直し等、水路や排水機場等の既存ストックを最大限活用した早期に効果を発現できる効率的な対策を進めていきます。
- 洪水ハザードマップを活用し、住民の浸水区域把握や洪水に対する避難意識の啓発に取り組みます。

3)地震災害

- 木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、無料で耐震診断士を派遣し、診断を行うことにより、耐震化工事の実施につなげ、耐震設計や改修工事の費用の助成に取り組むとともに、戸別訪問や広報等による啓発を行い、耐震化の加速化を図ります。
- ブロック塀等の安全対策については、ホームページやパンフレットを活用した啓発を進めるとともに、避難路に面した危険性の高いブロック塀等の改修費用の支援に取り組みます。
- 適切な管理がされていない空き家については、所有者に対して空き家の現状や除却に必要な費用の一部を助成する補助金制度等の情報を提供します。
- 要安全確認計画記載建築物(高知県指定緊急輸送道路等沿道)の耐震診断、補強設計、耐震改修等の耐震化に取り組めます。
- 旭駅周辺の下島・中須賀地区においては、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業等を実施し、都市基盤整備と密集市街地の改善に取り組めます。
- 災害発生時の緊急避難場所や救助・救急活動等の拠点として利用できるよう、公園の防災機能の強化に取り組めます。
- 発生頻度の高い津波(レベル1津波)に対しては堤内地の浸水を防御し、レベル1津波を超える津波(レベル2津波)に対しては浸水範囲及び浸水深を減少させるとともに、浸水までの時間を遅らせます。
- 下水施設のポンプ場・処理場や管渠の耐震化や防水化を推進するとともに、下水道BCP計画を策定し被災後の早期復旧を目指します。
- 津波避難ビルの指定を推進し、安全で確実な避難ができるよう避難場所・避難所の多重化を推進します。
- 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織や概ね小学校区を単位とする連合組織と連携した防災訓練や講習会を行う等、自主防災組織の活動活性化に取り組めます。
- 地域で各種訓練の指導を行う、地域防災リーダーを育成するとともに、より実践的に地域防災をリードする防災士の養成に取り組めます。
- 地域の実情に応じて、津波から命と暮らしを守る方策について、自主防災組織等を通じて地域住民とともに検討を進めます。

4. 防災・減災対策に関する事業

1) 土砂災害


- がけ崩れによる住家への危険が予測される場合における予防工事
- がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域の住宅移転等に要する経費の一部を補助
- 中山間地域の孤立集落対策として、中山間防災計画に基づき、中山間地域防災拠点施設の耐震化、ヘリポート整備を実施
- 土砂災害の危険性周知
- 住民による救護体制の構築 等

2) 豪雨災害

- 未整備地区や整備水準が低い地区における雨水排水対策
- 既存施設の活用や他事業との連携による効率的な雨水排水対策
- ポンプ場、管路等の計画的な改築更新による老朽化対策
- 洪水に対する防災意識の啓発

3) 地震災害

- 旧耐震基準の木造住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施
- 耐震診断において、耐震性能が低いと診断された住宅の耐震改修計画作成や耐震改修工事に対する補助
- 住宅耐震補助制度のパンフレットを作成し、戸別訪問等により配布
- 老朽等により倒壊の危険性のあるブロック塀等の安全対策に要する経費の一部を補助
- 住宅その他建築物が立ち並ぶ地域や緊急輸送道路・避難路沿道の老朽化した空き家の所有者が当該住宅等の除却を行う場合に、経費の一部を補助
- 県指定緊急輸送道路沿道にある耐震診断義務付け建築物の耐震化に要する経費の一部を補助
- 旭駅周辺地区における、防災性の向上と住環境の改善を図るための総合的な地域整備の実施に向けた事業の推進
- 都市計画決定されている都市公園等の整備推進
- 浦戸湾三重防護事業の推進
- ライフサイクルコストの最小化の観点を踏まえた、雨水ポンプ場各種機器の部品取替等による長寿命化対策
- 指定緊急避難場所への誘導標識等の整備
- 自主防災組織の育成・強化を図るため、訓練・指導等を実施
- 地域での防災リーダーとなる人材を育成するための防災に関するさまざまな知識や技能の習得に係る連続講座の開催
- 地域住民等の命を守るための津波避難施設として整備する場合に、その経費の一部を支援



第5章
計画の推進・
進行管理

第5章 計画の推進・進行管理

1. 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策

本計画の推進に向け、各種関連計画、基盤整備事業などを活用し、将来を見据えた人口や都市機能の誘導・維持を図ることで、「持続可能な集約型都市構造」の実現に向け、時間軸を持った中で各種施策を展開していきます。

1) 誘導区域内の誘導施策

(1) 誘導施策の考え方

本市の立地適正化計画の方向性である「コンパクト・プラス・ネットワークのまち」の実現に向けて、誘導施策を設定します。誘導施策は、都市機能誘導区域の役割・性格を踏まえ、区域の特性に応じた施策を展開することが必要です。

都市機能誘導区域においては、施策に基づき、誘導施設として位置づけた施設の立地を確保するとともに、その立地を都市機能誘導区域内へ誘導していく必要があります。

また、本市においても厳しい財政状況が指摘されるなか、公共施設の再配置に伴い発生する遊休地となる公的不動産(PRE)は、新たな都市機能の整備地等として有効活用に向けた施策を実施していきます。

(2) 誘導施策の設定

誘導施策の設定にあたっては、都市再生特別措置法において、① **国等が直接行う施策**、② **国の支援を受けて市が行う施策**、③ **市が独自に講じる施策**が位置付けられており、これに準じて誘導施策を整理します。

① **国等が直接行う施策**として、以下のような支援措置制度の活用が考えられます。

■国が直接行う施策・活用可能性のある国の支援メニュー

税制支援	<ul style="list-style-type: none">・都市機能誘導区域の外から中への事業用資産の買換特例・誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例・誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の特例措置
金融支援	<ul style="list-style-type: none">・民間都市開発推進機構による金融上の支援措置

■市が行う施策(② 国の支援を受けて市が行う施策、③ 市が独自に講じる施策)

市が行う施策については、本計画の5つの基本方針に基づき、施策を進めていきます。

② 国の支援を受けて市が行う施策

基本方針					事業名	事業概要	備考
1	2	3	4	5			
コンパクト	公共交通	都市の魅力	生活利便性	安全・安心			
			○		集約都市形成支援事業	・ 立地適正化計画等の計画策定や医療・福祉施設・居住機能の移転促進等、コンパクトなまちづくりを推進する自治体に対して重点的な支援を行う事業	適宜, 検討
○			○	○	都市構造再編集中支援事業	・ 立地適正化計画に基づき、市や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る事業	適宜, 検討
○					フラット35地域活性化型	・ ニッポン一億総活躍プラン、「まち・ひと・仕事創生基本方針2018」等における地方創生等の推進に向け、「子育て支援」・「UIターン」・「コンパクトシティ形成」・「空き家対策」・「防災対策」の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援と合わせて、フラット35の金利を引き下げることにより、子育て支援・地域活性化を推進する事業	適宜, 検討
○				○	都市再生区画整理事業	・ 防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため土地区画整理事業に対して、社会資本整備総合交付金による支援を行う事業	適宜, 検討
○		○		○	優良建築物等整備事業	・ 狭小宅地や不整形土地での複数地権者による土地利用の共同化や一定割合以上の空地確保等に寄与する優れた建築物等の整備に対する補助	総合計画 施策 40
○					空き家リフォーム事業補助	・ 空き家の利活用を目的としたリフォーム費用の補助	総合計画 施策 40

基本方針					事業名	事業概要	備考
1	2	3	4	5			
コンパクト	公共交通	都市の魅力	生活利便性	安全・安心			
			○		市営住宅 建替事業	・多様な居住ニーズに対応するための老朽市営住宅の計画的な建替え	総合計画 施策 40
○	○		○		公共交通利用 環境整備補助	・バス停等の公共交通の利用環境の整備	総合計画 施策 41
				○	街路整備事業	・都市間や地域間の交通連携の支援や都市内の自動車交通を適切に分散・誘導し、地域の発展や交通安全を支援するための道路整備 愛宕町北久保線（愛宕町工区） 曙町西横町線（中工区） 鴨部北城山線（第2工区） 高知駅秦南町線	総合計画 施策 41
				○	都市公園 整備事業	・都市計画決定されている都市公園等（沖田公園、旭緑地、福井公園）の整備推進	総合計画 施策 42
				○	住宅耐震化 推進事業	・旧耐震基準の木造住宅に耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施 ・住宅耐震補助制度のパンフレットを作成し、戸別訪問等により配布	総合計画 施策 44
				○	公共下水道 雨水整備事業	・未整備地区や整備水準が低い地区における雨水排水対策 ・既存施設の活用や他事業との連携による効率的な雨水排水対策 ・ポンプ場、管路等の計画的な改築更新による老朽化対策	総合計画 施策 44
		○	○	○	旭駅 周辺市街地 整備事業	・旭駅周辺地区における防災性の向上と住環境の改善を図るための総合的な地域整備の実施に向けた事業の推進	総合計画 施策 44
		○			連携中枢都市圏 推進事業	・れんげいこうち広域都市圏において、地域の活性化や社会経済維持のため、圏域全体の発展に向けた取組（経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上）の実施	総合計画 施策 49
○					公共施設 マネジメント 推進事業	・公共施設の管理・機能・総量の最適化を図ることで、安全・安心で将来にわたり持続可能な公共施設サービスを提供 ・施設点検の実施などによる公共施設の適正な管理の推進	総合計画 施策 54

③ 市が独自に講じる施策

基本方針					事業名	事業概要	備考
1	2	3	4	5			
コンパクト	公共交通	都市の魅力	生活利便性	安全・安心			
○		○			商店街活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗の増加化対策 商店街における季節イベントの実施 	総合計画 施策 37
○		○			商店街等経営支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 商工業の育成強化に関し指導的役割を果たす商工会議所等の団体の活動に対する支援 商店街等イベント事業、販路開拓事業、調査・研修事業、情報化推進事業等への支援 空き店舗を活用したチャレンジショップの運営に要する経費の補助 	総合計画 施策 37
		○			企業誘致推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 就職ニーズに合った事務系企業やコンテンツ関連企業などの誘致 	総合計画 施策 38
○	○		○		公共交通利用促進啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ICカード「ですか」による多様なサービスの提供 分かりやすい情報サービスの提供 イベント等における広報活動 	総合計画 施策 41
		○		○	公園遊園整備改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の適切な管理を行うために苦情及び修繕・更新履歴並びに点検結果をデータ管理するため、都市公園等台帳システムを導入し、ストックマネジメント手法を活用した管理を推進 老朽化が進む公園施設や街路樹等の安全性の確保や利便性の向上を図る整備改良の実施及び長寿命化によるライフサイクルコストの縮減をめざす適切な管理の実現 	総合計画 施策 42
		○			三世帯同居等Uターン支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 三世帯同居等となる子育て世帯の県外からの転入費用等への財政支援 	総合計画 施策 52
					二段階移住推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内での二段階移住に関する情報発信、イベント等の実施 二段階移住特設サイトの保守・管理 県内での二段階移住に伴う一段階目となる高知市でのお試し移住に関する財政支援 県内での二段階移住を目的としたお試し滞在施設の貸し出し・管理 	総合計画 施策 52
					UIターン等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 若者世代を対象とした就職活動・住居探しに関する財政支援 	総合計画 施策 52
					地方創生移住支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 東京 23 区(在住者・通勤者)から高知市への移住に伴う財政支援 	総合計画 施策 52
					生涯活躍のまち推進事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 50 歳以上のアクティブシニアの移住支援に関する情報発信 生涯活躍のまちに関する事業主体となる団体への財政支援 	総合計画 施策 52

※備考欄の「総合計画 施策○○」は、上位計画の 2011 高知市総合計画後期基本計画に掲載されている施策番号

2. 目標指標の設定

本計画の計画期間は概ね 20 年としており、進行管理するための目標指標を設定します。

目標指標としては、本計画における施策実施の効果を検証できるよう、5 つの基本方針ごとに設定することとします。なお、目標値の設定については、上位計画及び関連計画の改定時期に対応するため、2030(令和 12)年を基準とします。

■「方針1 コンパクトな都市形成による効率的なまちづくり」に対応する目標指標

目標指標	現状値	目標値	
	(データ年次) 2020(令和 2)年度	(中間目標) 2025 年(令和 7)年度	(最終目標) 2030 年(令和 12)年度
居住誘導区域内の人口	26.1 万人	25.6 万人	25.2 万人

【設定理由】

- 居住誘導区域内への居住誘導を推進し、人口減少のなかでも一定の人口密度を維持することでコンパクトな都市を形成し、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を目指します。その効果を測る指標として、「居住誘導区域内の人口」を設定します。

【算出方法】

- 国勢調査値及び都市計画基礎調査等を基に区域内人口を集計。

■「方針2 公共交通を軸としたまちづくり」に対応する目標指標

目標指標	現状値	目標値	
	(データ年次) 2019(令和元)年度	(中間目標) 2025 年(令和 7)年度	(最終目標) 2030 年(令和 12)年度
公共交通利用率	7.62%	7.88%	7.88%

【設定理由】

- 一定の人口密度を維持することで公共交通の利用者率を維持し、利便性の高い公共交通ネットワークを軸とした都市機能と居住地の一体的な配置を目指します。その効果を測る指標として、「公共交通利用率」を設定します。
- 現状値は、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度の数値(5.35%)が異常値となっていることから、令和元年度の数値を使用します。

【算出方法】

- 高知市人口に対する公共交通利用者数の割合を算出。
(参考)平成 30 年度:7.88%

■「方針3 都市の魅力・活力を高める都市拠点形成」に対応する目標指標

目標指標	現状値	目標値	
	(データ年次) 2020(令和2)年度	(中間目標) 2025年(令和7)年度	(最終目標) 2030年(令和12)年度
商店街の 空き店舗率	18.7%	17.6%以下	16.6%以下
<p>【設定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空き店舗活用創業支援事業費補助金等の制度拡充・強化により商店街の活性化に取り組み、魅力・活力ある都市拠点の形成を目指します。その効果を測る指標として、「商店街の空き店舗率」を設定します。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内の商店街の空き店数を全店舗数で除して算出。 			

■「方針4 生活利便性の維持・向上」に対応する目標指標

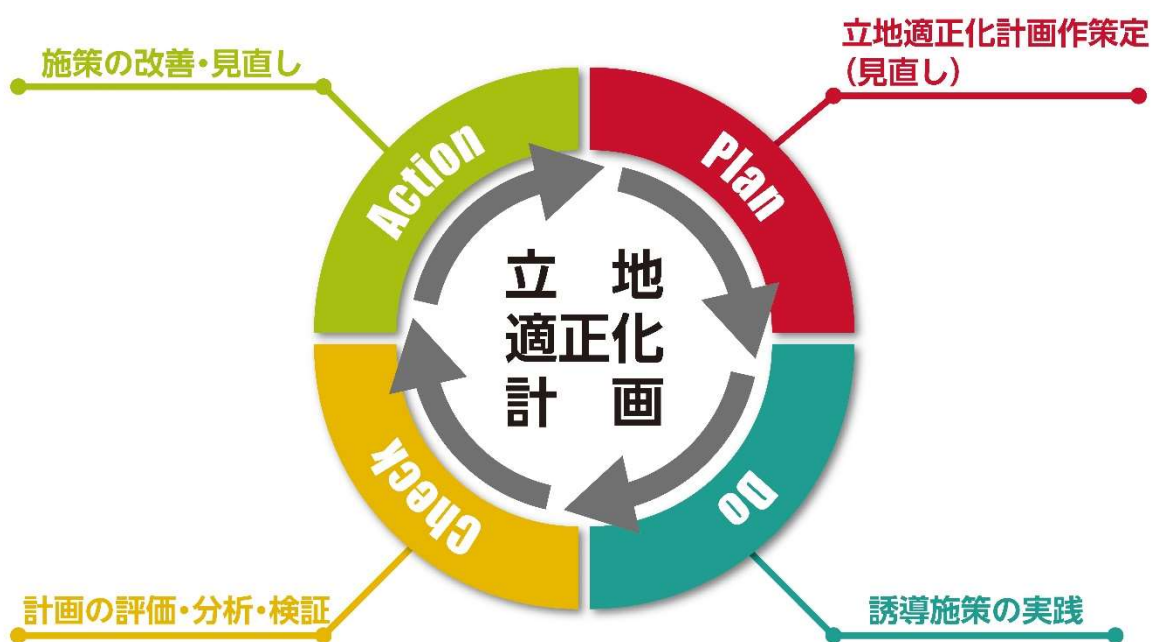
目標指標	現状値	目標値	
	(データ年次) 2020(令和2)年度	(中間目標) 2025年(令和7)年度	(最終目標) 2030年(令和12)年度
公共交通の利便性の 高いエリアに居住し ている人口割合	44.5%	45.0%	45.5%
<p>【設定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活サービス機能の維持や利用環境の向上を図り、都市のコンパクト化と周辺エリア等の交通ネットワークの形成を目指します。その効果を測る指標として、「公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合」を設定します。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高知市人口に対する沿線人口の割合で算出。 			

■「方針5 安全・安心な居住地形成の誘導」に対応する目標指標

目標指標	現状値	目標値	
	(データ年次) 2019(令和元)年度	(中間目標) 2025年(令和7)年度	(最終目標) 2030年(令和12)年度
市内建物(住宅) の耐震化率	86.0%	93.0%	99.0%
<p>【設定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅耐震化推進事業の実施による市内建物の耐震化率の増加を推進するなど、災害に強く、暮らしの安全性を確保した安心できる居住地の形成を目指します。その効果を測る指標として、5年に1度の住宅・土地統計調査(総務省)に基づく「市内建物(住宅)の耐震化率」を設定します。 ● 現状値は、令和元年度に実施した調査に基づく数値を使用します。 <p>【算出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・土地統計調査(総務省)に基づき住宅の耐震化率を算出。 			

3. 計画の評価方法及び管理と見直し

立地適正化計画は、時間軸をもったアクションプランであり、必要に応じて計画の見直しを行います。その後も以下に示す PDCA サイクルの考え方にに基づき、継続的に計画の評価、管理、見直しを図っていきます。





用語
の
解説

用語の解説（五十音順）

【 あ行 】

●空き家率

総住宅数に占めている空き家(だれも住んでいない家)の割合。

●インフラ

インフラストラクチャーの略称。生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。

【 か行 】

●小売吸引力指数

本市の人口1人あたりの小売販売額を高知県の人口1人あたりの小売販売額で除したものの。

●高齢化率・超高齢社会

総人口に占める65歳以上の人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

●国土強靱化

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくることを目標としている。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりインフラの機能維持を目指す施策の意。

●コミュニティ

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で住民性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団のこと。

●コンパクトシティ

都市の拠点に政治、商業、住宅などさまざまな都市機能を集中させた形態。
集約型都市構造と近似。

●合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

【 さ行 】

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で既に市街地を形成する区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。この区域内では、原則的に新たな建築物等が建てられない。

●持続可能性

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲内で、環境や社会的な資源を利用し、現代の人々の要求を満たしつつ将来的な社会発展を継続的にすすめようとする概念。

●集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市を目指すもの。コンパクトシティと近似。

●小規模多機能施設

介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるように、利用者の状態や必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて提供する在宅介護サービス。

●地震時などに著しく危険な密集市街地

密集市街地のうち、延焼危険性又は避難困難性が高く、地震時などにおいて最低限の安全性を確保することが困難である著しく危険な密集市街地。

●人口カバー率

対象地域の定住人口を元にした地域的な指標の一つ。

●浸水想定区域

河川の氾濫、雨水の排除ができないことによる出水、高潮による氾濫が起きた場合に浸水が想定される区域。

●人口集中地区(DID地区)

国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

●ストック

ためておくことや蓄えておくこと。「住宅ストック」という意味では、国富・資本など、ある一時点に存在する住宅の経済数量のこと。

●生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストア等。

●前期高齢者

高齢者のうち65歳以上で75歳未満の人のこと。なお、65歳以上の高齢者のうち75歳以上の人のことを後期高齢者という。

【 た行 】

●大規模小売店舗

一つの建物であって、その建物内の店舗面積が1,000㎡を超えるもの。

●第二次救急医療機関

事故や突然の発症によって早急な治療が必要になったときに、24時間365日救急搬送を受入れ、適切な救急医療を提供できる医療機関。

●第三次救急医療機関

初期救急や二次救急では対応できない医療や、生命の危機を伴う重篤な救急患者に対する救命措置や高度な医療を総合的に行う医療機関。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

●地域包括支援センター

公正・中立な立場から、(1)総合相談支援(2)虐待の早期発見・防止等の権利擁護(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援(4)介護予防ケアマネジメントといった4つの機能を担う地域の中核機関。

●地区計画(制度)

良好な市街地環境の形成や保全を図るため、地区の特性に応じ、道路・公園などの配置・規模や建築物の用途・敷地・形態などについて住民らの意向を反映しながら計画を定め、土地利用や建築物の規制・誘導を図る都市計画制度。

●通所系施設

高齢者が通所することにより、日中の介護を行うことを主な目的とする。通所介護施設、デイサービスセンターとも呼ばれる。

●津波浸水想定区域

津波が陸上に達した場合に、浸水すると想定される陸域の範囲。

●津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた者が緊急に避難する建物。避難対象地域内やその付近の建物を市が指定した建物。

●堤内地(ていないち)

堤防によって洪水から守られている区域のこと。これと反対に、堤防の内側(川側の区域)が堤外地(ていがいち)という。

●都市機能

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能のこと。

●都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

●都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

●都市再生特別措置法

社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を「都市の再生」と定義し、この「都市の再生」を図るため、平成14年に制定された法令。平成26年の改正により、立地適正化計画制度が創設された。

●土地区画整理事業

良好な市街地をつくり出すために地区内の土地所有者がそれぞれの土地の一部を提供(減歩)し、それを道路や公園等の新たな公共用地などとして活用し、土地利用の増進を図るために行う事業。

●デマンド交通

路線定期型交通と異なり、電話予約に基づいて、自宅周辺から目的地まで他の乗客と乗り合いながら送迎する新たな公共交通形態。

【 な行 】

●南海トラフ地震

中部日本、紀伊半島から四国沖につながる南海トラフという海溝に沿って、過去100~150年周期で発生している地震。

●認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。開設には都道府県の認定が必要で、「就学前の子どもに幼児教育や保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の2つが条件となる。

【 は行 】

●パークアンドライド

自宅から自家用車を利用し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道などに乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態。

●パーソントリップ調査

人の動きを把握することを目的として行われる調査。どのような人が、いつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、1日のすべての動きをとらえるもの。

●ハザード

災害による被害などを予測すること。その被害範囲を地図で表したものは、「ハザードマップ」と呼ばれる。

●ビジョン

将来のある時点でどのような発展を遂げたいか、成長したいかなどの構想や将来像を指す。

●病児・病後児保育実施施設

病気の回復期で保育所等に通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、子どもを預かる施設(病後児保育施設)。また、病気の回復期に至らない子どもを預かる施設(病児保育施設)も指す。

●扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。一般的には、生活保護費・児童手当等。

【 ま行 】

●まちなか居住

中心市街地等、利便性の高いエリアに居住すること。近年では、地方都市における中心市街地の空洞化に対する対策として街中居住が課題。

●密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園等の公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。

●ミッシングリンク

道路網におけるミッシングリンクとは、未整備区間の途中で途切れている区間のことを指す。分断された道路や高速道路のこと。

●モータリゼーション

人々の利用する交通機関の中で、自動車利用が普及した状態。

●モビリティ政策

1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

【 や行 】

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中で最も根幹を成す制度。

【 ら行 】

●ライフスタイル

人々の生活様式や行動様式。

●立地適正化計画

都市再生特別措置法に位置付けられた計画で、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版のこと。

●類似都市

人口や、生活サービスのレベルが同じ比較対象と互いに共通点がある都市の意。

【 アルファベット 】

●AI

日本語では人工知能と表され、学習・推論・認識・判断などの人間の知能や様々な技術を持たせたコンピューターシステムのこと。

●DID地区

人口集中地区を参照。

●ICT

ICTとはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称。意味は「情報通信技術」。「IT技術を使ってどのように人々の暮らしを豊かにしていくか」という活用方法のこと。

●PDCAサイクル

企業等が行う一連の活動を、それぞれPlan(計画)-Do(行動)-Check(確認)-Action(修正)(=P D C A)という観点から管理するフレームワーク。

**2017高知市立地適正化計画
(2021改訂版)**

発行 高知市
都市建設部 都市計画課
高知市本町五丁目1番45号
TEL088-823-9465

